

271-127



1200501356565

271

127

0  
複  
写



始



IT1X42



幼稚園  
託兒所

育兒法



奈良女子高等師範學校教授  
同校附屬幼稚園主事 森川正雄著

東京  
大阪 東洋圖書株式合資會社發兌

## 序 言

此の書は幼稚園及び託児所の教育に志す初學者に對し育兒法の知識を傳へんが爲に著はしたものである。幼時に於ける身心養護の當を得ると否とが人の一生涯に如何に大なる影響を及ぼすものであるかは近世諸學術の進歩と共に益々明瞭を加へ、有識者の間に新たなる注意を喚起して居る。かの低格者不良少年精神的疾患者の多くが其の原因を遠く幼時に於ける養護上の缺陷に發して居ること、又年長じて後に之を治することの至難なること、之が爲に社會國家は甚だしい損害を蒙つて居ることが明かになつた。其の故に近時、幼兒保護の問題は益々重大なる社會問題となり、先進文明諸國に於ては競つて之が施設の擴張と充實とに努力して居る有様である。

我が邦に於ては昨年四月、幼稚園令、並に同令施行規則が發布せられ、幼兒保育に關する諸般の事項につき種々改善せられる所があつた。就中、幼稚園には場合により三歳未満の幼兒を收容し得る様になつた事、又保母の資格と待遇とが高めら

れた事は著しい進歩の事項である。従つて保姆檢定試験の程度が高められ、同令施行規則第十一條には試験科目として修身教育、保育、國語、算術、歴史、地理、理科、圖畫、手工、音樂、體操、裁縫の十三科目が掲げられる様になつた。其のうち教育及び保育について次の様に内容が規定せられて居る。

## 教育 教育、兒童心理、教授法及び管理法の概要

## 保育 育兒法、保育法、保育項目に關する事項の實際

本書は右の保育科目中の育兒法の程度と範圍とを考へ、其の要領を包含せしむべく編述したものである。各部先づ幼兒發達の狀況を述べ、その理法を示しつつ、之と共に養護上の注意を掲げ、最後に幼兒保護に關する社會的施設について略述することにした。これ本書の讀者の多くは此の社會的事業に携はる當事者であるからである。

なほ編述上のことについての所感を一言せんに、凡そ育兒の理論及び方法、並にその社會的施設といふ問題は其の關係する所頗る廣く、教育生理、心理、醫學、衛生學、社會學等諸般の學問上の知識を要し、その詳細に至つては到底二三者の能く究め

盡し得る所ではない。本書の編述についても成るべく多くの内外専門諸家の所説を參考し、其の最新研究の結果を集録せんことに努めたが、或種の問題については諸説區々一致せず、又未確定のものも少からざるが故に、本書に集録せる所は大體一般に承認せられ得る程度のものに限ることにした。併し、なほ、取捨不當の點多からんことを恐れる。大方の讀者竝に専門家に對し、切にその指摘垂教を惠まれんことを希ふ次第である。

昭和二年十月

著者識

幼稚園  
託兒所  
育兒法  
目次

第一章 緒論.....九

第二章 胎兒期.....三  
(一)胎兒——(二)胎教——(三)母體の攝養

第三章 乳兒期.....一七

第一節 初生兒の養護.....一七

第二節 乳兒の榮養.....二〇  
(一)天然榮養法——(二)人工榮養法——(三)離乳の方法

第三節 乳兒の生長と養護.....三四  
(一)乳兒身體の狀況——(二)乳兒の保護

目次

第四節 乳兒の教養……………四七

- (一) 援助の好機——(二) 獨立生活の助長——(三) 感覺の發達と活動材料——
- (四) 言語の發達——(五) 習慣の形成

第五節 乳兒の異常及び疾病……………五二

第四章 幼兒期……………五七

第一節 幼兒の發育……………五七

第二節 幼兒の榮養……………六〇

第三節 幼兒の身體と其の養護……………六六

- (一) 皮膚の養護——(二) 呼吸器の養護——(三) 消化器の養護——(四) 循環器の養護——
- (五) 骨格及び筋肉の養護——(六) 神經器官の養護——(七) ホルモン器官の養護——

第四節 幼兒の教養……………六五

- (一) 良習慣の養成——(二) 異常行動の原因——(三) 遊戲の生活——(四) 玩具の種類と選擇——(五) 繪本の種類と選擇——(六) 言語の發達——(七) 母子不理解的の慘害

第五節 幼兒の負傷及び疾病……………一四

第五章 社會的施設……………一三

第一節 妊婦產婦育兒婦の保護……………一三

第二節 託兒所……………一六

- (一) 託兒所の目的と組織——(二) 幼稚園との關係

第六章 幼少年者及び女子の健康に関する法令上の保護……………一三

第一節 工場労働者の保護……………一三

第二節 健康保險法……………一七

第三節 女教員の産前産後の休養……………一九

第四節 種痘法……………四〇

第五節 身體検査規程……………四五

第六節 學校傳染病豫防規程……………一九

附 録

一 食物養分含量表……………一七  
 二 ヴイタミン所在表……………一七

目 次 終

幼稚園 託兒所 育 兒 法

森 川 正 雄 著



第一章 緒 論

人の此の世に生るゝその意義や深く且貴い。その身體は過去幾世代の長い歲月にわたつた父子相傳の血統を藏し、又その齎す所の使命は國と民族と人類との向上發展に貢献することを含む。健全なる身體と精神とを有するでなくては到底この光輝ある生活に到ることは出来ない。苗木の時に好い保護を受けた植物が勢よく伸び行くやうに、幼兒も亦その幼時の保護の周到なる時に始めて最も好く發達する。幼兒は弱きが故に害せられ易いといふ不利はあるが、併し、それと共に他方には變り易いが故に良傾向を與ふるに妨げとなるものが少いといふ利益

がある。幼少の時期は實に此の保護と創始との二大重要事を含んだ貴重なる時期であると言はねばならぬ。此の時期を等閑に附することは幼児に多くの損害を蒙らせ、又良傾向形成の好機を逸せしめることを意味する。育兒の實際に従事する人々は其の責務の如何に重大なるかを先づ深く自覺する所あるを要する。

育兒法といへば幼児を養育する其の手段方法を指すのであるが、養育といふ意味は従來専ら身體の榮養衛生、竝に疾病時の看護治療等をさすものとせられ、一般教育につきては幼稚園及び小學校に於ては別に夫々その時期に對する方法が講せられ、たゞ三歳未満の幼児に對しては其の精神的方面の教化も簡單にして、且身體的活動に關すること多きが故に、別に教育法を分説せず便宜育兒法中に併説することにせられてゐる。近時、幼兒心理學及び精神分析法等の發達に伴ひ育兒法中に精神的方面の健康に關する部分が増加するに至つた事は大なる進歩と言はねばならぬ。

さて、人の生活は誕生を以て始まることは普通に言ふ所であるが、併し、實は生命は既に其の以前に始まつてゐる。即ち母胎内の生活がそれである。それゆゑ、健全なる幼兒を得んが爲には胎兒の生活を健全にすることから始めねばならぬ。幼兒のことを述べる前に胎兒のことを略説するを要する。又幼兒期中、誕生後滿一年間は養育上特に注意すべき多くの問題を含むにより之を一時期として説くが便利である。依て本書に於ては總てを(一)胎兒期、(二)乳兒期即ち誕生より滿一歳迄、(三)幼兒期即ち滿一歳以後滿六歳迄の三期に分ち、以下各時期の特徴と育兒の方法とを説述する。



## 第二章 胎兒期

(一) 胎兒 胎兒の母胎内にある期間は約四十週、二百八十日が普通である。之を十等分して妊娠十箇月として數へる。胎兒は臍帶を以て胎盤に連り母體より榮養分を吸収して成長する。胎盤は成人の胃と肺との用を兼ねた作用をなすものである。體形の變化の著しきは第三ヶ月までの間にして其の間に頭胸四肢等胎兒の身體は大體的に整ひ、以後は主として各部分の充實發達である。五ヶ月になれば胎兒の運動は外診的にも認め得られる。七ヶ月になれば發育も大に進みて身長三十糎(約一尺)以上に達し、産出するも生存し得る程度となる。十ヶ月の期滿つれば母胎は自然的に運動を起し胎兒は生誕して所謂初生兒となる。

(二) 胎教 母體の變化が胎兒に影響を及ぼすことに着眼して古より種々の言説と教訓とが傳へられて居る。今日の學術を以て是等のものを考ふるとき、中には迷信として排斥すべきものも少なくないが、併し母體の安全と健康とが胎兒に好影響を與ふる事、又母體の疾病・顛倒・偏倚の常姿勢・食物中の榮養素の缺乏等が胎兒に悪影響を及ぼすことあるは疑ふべからざる事實である。併し胎兒は母胎内にあつて羊水に満たされた羊膜中に安全に隔離的に保護せられ、只臍帶によつて母の胎盤に連續するのみであるから、外間より之に直接の教育的影響を與へることは出來難いことと言はねばならぬ。

(三) 母體の攝養 胎兒の成長と共に母體に種々の變化が起り其の生活が困難になる。此の際母體の健康に十分の保護を加へねばならぬ。若しも母の體力を減損せしめる時はそれは直に胎兒に悪影響を及ぼすこととなる。妊娠中に於ける母體の不健康と胎兒發育の不十分といふことは出産後における母體の恢復と幼兒の成長との上に大なる不利と困難とを齎らすものである。されば妊娠中における母體の攝養は細心の注意を以て行はれねばならぬことである。次にその注意すべき要點を掲げる。

一 胎兒の成長と共に榮養分を多く要する様になる。然るに妊婦はとかくに食味及び消化作用の上に變調を來し易いものであるから、成るべく滋養に富

める消化し易い食物を攝取せしめる様にせねばならぬ。

又辛烈性の調味品や酒精飲料などは之を避けしめねばならぬ。

二 輕易の仕慣れたる運動を行ふことは健康を保つ上に必要の事である。料理裁縫掃除など日常生活上のことより樂器彈奏庭園散歩などは好いことである。併し重きものを運び、高き所に昇り、疾走し、舞踏し、又は長途の乗車旅行をするなどは避けなければならぬ。

三 妊婦は其の身體上の變化と共に精神上にも影響を受け、喜怒哀樂の情が動かされ易く、往々外觀的に我儘に見ゆる動作を生じ易い。側近者は能く之に對して理解と同情とを有ち慰藉と援助とを與へねばならぬ。又修養及び趣味の向上に資する經典文學美術などに接せしめ、或は音樂をきき、風景を樂ましむるが如き事は最も良い事である。不和慘劇不幸の出來事を寫した小説演劇講談などは避けしめなければならぬ。

四 精神及び身體の安靜休養を計る方法として十分の睡眠を取らしめることが極めて必要のことである。妊婦はごかくに安眠を妨げられ易いものであ

るから、成るべく強い刺激から遠ざからしめ、睡眠時間も八九時間を取らしめる様にせねばならぬ。

五 妊娠と共に母體の新陳代謝の機能が高まる。その結果として分泌が多くなり身體及び衣服を不潔ならしめ易い。不潔は疾病のもととなるから注意せねばならぬ。入浴は毎日或は隔日、時間は十五分乃至二十分間、適度の温度にするがよい。又皮膚に直接する下衣類は常に清潔なるものと取りかへねばならぬ。

六 妊娠五ヶ月に至りて腹帯を施すは本邦古來の習慣であるが、是は腹壁の過度の擴張を防ぎ、又胎兒を正位に保たしめることを助ける爲である。腹帯は窮屈に緊縛することなきやうに注意せねばならぬ。

七 胎兒の成長と共に母體に種々の内部的なる分泌壓迫、或は循環障害等が起つて來る。惡阻秘結浮腫などはそれである。そのために往々種々の藥物が濫用せられ易いが、藥物の中には胎兒に移行して惡作用をなすものがあるから注意せねばならぬ。すべて妊婦は自己の生活の一切が胎兒に直接深い關

係あることを寸時も忘れてはならぬ。胎兒あるが爲に妊婦の疾病に對する治療法には制限が加へられる。妊婦は病に犯されぬ様常に警戒せねばならぬ。

八 乳房は壓迫せぬ様にして常に清潔に保ち、乳嘴の陥没せるものは時々手指を以て引き起す様に慣らしおくがよい。出産後の授乳に際し大なる助けを得るものである。

九 初妊婦は往々分娩に關して過度の憂慮を抱き易い。専門醫をしてその健康を檢せしめ、又生理的自然の理法についての知識を與へて心を落ち付けしめ、母たるの自覺と其の輝ける生活に對する希望とを與へて時期の到來を待たしめねばならぬ。

十 分娩後二三日間は安靜仰臥せしめねばならぬ。又一二週間は毎日體温を檢するがよい。

産後三週間を産褥期といひ、病氣に犯され易いときであるから、特別の注意を拂はねばならぬ。全くの恢復までには六週間を要するものである。

### 第三章 乳兒期

#### 第一節 初生兒の養護

出生と共に産兒が高き泣聲をあげるは其の健全なることの證である。誕生と共に注意すべきことは清潔と保温と授乳との三事である。凡て産兒の取扱は助産婦の責務として之に一任しおくこと世間普通の習慣であるが併し親たるもの自らは等のことにつきて心得る所があり、準備と監督とを怠らぬ事は一層母子の安全を保證するものと言はねばならぬ。産兒の生るゝ時は直に消毒綿或は「ガーゼ」を以て靜にその目と口とを拭ひ暖かなる「タオル」に包み寒冷を避けしめねばならぬ。胎兒は温暖安靜なる母體より俄に刺激多き世界に出で來りたるものなることを忘れてはならぬ。約十五分許のうちに臍帶の搏動止まるを以て産兒の臍より約十糎位の所を清潔なる結絲麻糸を以て約二糎の間隔に二ヶ所の結びを造

り其の中間を消毒したる缺を以て切斷する。搏動止まざるに之を結び、又は臍帶と共に胎盤を引いてはならぬ。すべて出來得るだけ自然の作用を待たねばならぬ。胎盤は約三十分以内に排出せられる。かくて胎兒を盥に入れて温浴せしめる。温度は西洋風の室にては三十度乃至三十五度、日本風の室ならば三十八度乃至四十度位がよい。始は少しぬるくし二三回さし湯をして温度を高めるがよい別の器に微温湯を盛り「ガーゼ」の類を浸し、顔・頭・胸・四肢と順序よく清潔に洗ふ。汚水の眼・口・耳等に入らぬ様に注意し、眼にはクレード氏點眼法(五十倍の硝酸銀水の一二滴を用ひる)を行ふときは膿漏眼の豫防となる。口中を洗ふには指先に消毒綿を巻きて静に口内の粘液を除き、又皮膚面につきたる胎脂は無刺戟の良き石鹼にて洗ひ落とし落ち難き時は「オリ」油・鶏卵・糠類を用ふるときは好く落ちるものである。凡て初生兒の皮膚や粘膜は極めて軟弱であるから荒々しく取扱ふ時は容易に傷けられることを忘れてはならぬ。沐浴は十分間位とし、乾いた柔かなる温布を以て身體の濕りを拭ひ温なる衣服を着せる。此の際臍帶を検し斷端に消毒藥(沃度仿謨又は硼酸末等)を撒布し脱脂綿をあて其の上を緩く繃帶する。此の

繃帶は毎沐浴後に取換へ臍帶の自然に落ちるまで續ける。臍帶は五日乃至七日にして自然に乾燥し脱落する。臍帶脱落后の創は「ワゼリン」を附けたる綿を以て覆ひおけば安全である。

産衣は生兒の身體を壓迫せぬ様に緩やかにし、温度は炎暑時の外は普通よりも暖くせねばならぬ。寢床も同様にて冬は湯タンポの類を用ふるがよい。靜かなる眠りを得しめるため閑靜なる室に寢かし、採光通風も直接に強く當る恐あるときは小屏風類を用ふるがよい。又夏は枕蚊帳を用ひ蠅や蚊を防がねばならぬ。

出産の爲に生兒も産婦も大に疲勞するものであるから、五六時間乃至七八時間安眠休養せしめねばならぬ。安眠の後、母の乳房を消毒し初乳を與へる。初乳は自然的に初生兒に必要な程度の化學的成分を含有し、又腸壁を刺戟して胎便を排出せしめるものである。我が國にては古來まくり、五香の如き下劑を含んだ藥嚢を生兒に與へる習慣であるが、今日の醫學者は一般に之を排斥してゐる。初乳の哺乳は早きをよしとするが、併し産後二三日は生母の乳房まだ十分緊張せず、乳汁の分泌量も少い。生兒も亦此の間専ら睡眠を事とし僅かばかりの飲料にて差

支ないものである。又母乳の分泌は始めは少いが吸はしめるうちに多くなるものである。乳首は指先にて形を整へ含みよき様にして哺乳せねばならぬ。

## 第二節 乳兒の榮養

(一)天然榮養法 乳兒の榮養品としては人乳に優るものはない。人乳は實に天與無上の良榮養品である。少くとも生後七ヶ月頃迄は必ず人乳によるやうに努めねばならぬ。人乳の代用品によつて育つた幼兒は、たとひ外貌は肥つて見えても、其の成長の力に於ても疾病に對する抵抗力に於ても共に弱い。母體の不健康のため母乳の得難い時は乳母を雇ひ、或は里子に預け、又は貰ひ乳をするもよい。人乳が如何に貴重なるかの理由を次に掲げる。

- 一 母乳中には一種の酵素素を含み消化を助ける。
- 二 母乳中には一種の抗毒素を含む。母乳榮養兒の血清は人工榮養兒の血清に比すると遙に大なる抗菌力を有し一般に化膿性傳染病に對する抵抗力が強い。

- 三 母の乳房より直に吸飲するが故に不潔物の侵入する恐れがない。
- 四 腐敗の恐れがなく、又常に乳兒に適した最良の温度を保つてゐる。
- 五 乳兒の成長と共に其の發育に適する様に乳汁中の成分が漸次變化する。
- 六 乳兒の體重増加率は明らかに人乳の優位を示してゐる。

天然榮養兒と人工榮養兒との體重増加比較表 (ケルレル氏)

幼兒の年齢(週)	天然榮養兒の體重(百)	人工榮養兒の體重(百)
一	三四	三三
二	三五	三三
四	三九	三六
八	四八	四三
一二	五五	四九
一六	六二	五五
二〇	六七	六二
二四	七三	六九
二八	七七	七二
三二	八一	七七
三六	八五	八一
四〇	八八	八三
四四	九二	八六
四八	九五	八九
五二	九八	九二

乳兒の成長とその健康とに對して自然の恩恵かくの如く大なるものあることに氣付かず、世間往々母乳を輕視するものあるは實に遺憾のこと、言はねばならぬ。多くの母親特に初産婦にありては出産直後、乳の分泌の少きを見て直に母乳不足と速断し種々の飲料を乳兒に與へんとするものが多い。前にも述ぶる様に、すべて母の乳房は産後二三日間はまだ十分に緊張せず、乳汁の分泌量甚

だ少いものである。第四日目頃より分泌量も増加し來るものであるが、此の際に能く吸乳せしめざる時は分泌量は次第に減じ行き終には閉止するに至る。之に反して吸はしむれば分泌量は益々増加し行くものである。それゆゑ忍耐して吸乳せしめねばならぬ。是がためにはまた(一)乳首を吸ひ易くすること、(二)乳兒に他物を與へず空腹にしておくこと、(三)母體の榮養を十分にすること等が必要である。健康なる母體にては一日一立乃至二立の乳を分泌するものである。哺乳といふことは一方には乳兒に最良の榮養料を供給することであるが他方には母體の攝食力を増し、榮養機能を高め又母胎の恢復を促進する効あるものである。乳兒の哺乳量について調査したるもの、範例を次に掲げる。

乳兒一日の哺乳量 (ツップエルマン氏)

乳兒一日の哺乳量 (五)	乳兒の年齢 (日及週)	
	(日)	(週)
150	一	
150	二	
160	三	
160	四	
165	五	
165	六	
170	七	
175	八	
180	九	
180	一〇	
185	三	
190	五	
190	一〇	
195	二〇	
195	三〇	
200	三〇	
200	四〇	

乳兒一回の哺乳量 (ヘーネル氏)

乳兒の年齢 (週)	哺乳量 (一回の五)
1	50
2	70
3	77
4	91
5	113
6	144
7	157
8	162
9	153
10	159
11	153
12	171
13	168
14	175
15	182
16	156
17	150
18	170
19	207
20	198
21	196
22	190
23	184
24	154
25	169
26	191
27	199
28	219
29	215
30	220

人乳の消化には一時間半乃至二時間を要するから、それ以内に次の乳を與へてはならぬ。それに腸胃に疲勞恢復のための休養時間を與へる必要があるから、毎回授乳の間に二時間以上三時間の隔りをおき、又哺乳量の増加と共に更に漸次に間隔時間を長くせねばならぬ。次に一範例を示す。

授乳間隔時間並に授乳回数

年 齡	授乳間隔時間	毎日授乳回数
第二週迄	二—三時間	隨時
第三—第四週	三時間	七回
第二—第三ヶ月	三、五—四時間	六—五回
第四ヶ月以後	四時間	五回

授乳回数を夜間に一回省く様にし其の間の隔りを長くするがよい。

授乳上の注意

- 一 授乳時間は成るべく早くより正確に守る様に躰かねばならぬ。毎回の授乳を十分にすれば乳兒は容易くそれに慣れるものである。
- 二 乳兒が乳房を吸ふには努力を要するから、少しづつ、休みながら飲むものである。それゆゑ、毎回の哺乳に十五分乃至二十分位を要する。此の際十分に與へざる時は中間にて度々欲しがり授乳不規則を馴致し易い。
- 三 『啼く兒に乳』といふ語は長き間、無智の人をして乳を強ひるの弊風を作らしめた。さうして乳兒を過飲に陥らしめ、胃腸に重い負擔を蒙らしめた。啼泣は後に示すやうに種々の意味がある。漫りに乳を與へてはならぬ。單に口の渴きのために飲むことを欲する時はたゞ白湯を與へるに止めるがよい。
- 四 哺乳には左右の乳房を交互に吸はしめねばならぬ。吸はしめることを怠る時は其の方の乳房は分泌量を減するに至るものである。
- 五 授乳の際乳房は成るべく深く含ませる様にするがよい。又授乳中乳房

を以て幼兒の鼻孔を塞がぬ様注意せねばならぬ。

- 六 授乳の際には乳頭や手指を清潔にし、哺乳終らば濕布を以て拭ふがよい。冬期に皸などを生ずる恐ある時は速に油類を塗つて傷にならぬ様豫防せねばならぬ。

(二)人工榮養法 人乳の得難きときは人工榮養品によらねばならぬ。人工榮養品中の重なるものは牛乳である。然るに牛乳は人乳に比して濃厚に過ぎ、且消化し難い。今その主成分を比較すると次の表の様になる。

人乳牛乳分析比較表 (百分比)

	蛋白質	脂肪	糖分	灰分	調査者
本邦婦人の乳	一、一九	三、〇六	七、〇三	〇、一九	(栗山博士)
牛乳	三、五五	三、六九	四、八八	〇、七一	(ソキスレット氏)

此の表によれば、牛乳の成分は之を人乳のそれに比すれば蛋白質に富み、糖分に乏しいことが解る。されば、之を人乳に近づけんが爲には、水を以て稀釋し、糖分を

添加せねばならぬ。濃厚に過ぎる時は消化不良を起し、稀薄に過ぎる時は栄養不良に陥ることを免れない。されば、始めほど水を多く加へて薄くし、年齢の進むと共に漸次濃厚の度を高め行かねばならぬ。次に一様範例を示す。

第一例 牛乳稀釋標準表 (ホイブネル氏)

混合の割合	年 齢	
	水	牛乳
二	一	第二—第三週
一	一	第四—第六週
一	二	第七週以上
—	全乳	第七ヶ月以上

さて、此の稀釋につきては従來種々の方法が試みられた。單に水を以て薄める代りに重湯類を用ひるの利あることを主張する學者も少くない。その理由は、牛乳は胃中に長く凝固の状態に止まるものであるから、重湯類を用ひて此の凝塊を鬆疎にし消化液の作用を容易ならしめ、又同時に栄養を増加せんとするにある。只こゝに注意すべきことは、澱粉質の消化は三乃至五ヶ月頃より次第にその作用を高め行くものであり、生後半年以後に與へて最も効あるものであるから、重湯を

與ふる時は始めの時ほど稀薄にして與へねばならぬと云ふことである。

次にこれら混合物の割合竝に授乳量及び回数について更に他の模範例を示す。讀者これらの表によつて比較考究する時は自ら大體の標準を會得することが出来るであらう。

第二例 哺乳量の標準 (長尾博士)

年 齢	回数	一回量	一日量	混合比	稀薄液	糖
第二週	五	一〇〇 <small>(五)</small>	五〇〇	一……二	水	三〇
第四週	五	一五〇	七五〇	一……二	粘漿	三〇
第二ヶ月	五	一六〇	八〇〇	一……一	同	三〇
第三ヶ月	五	一八〇	九〇〇	一……一	同	三〇—四〇
第四—六ヶ月	五	一八〇—二〇〇	九〇〇—一〇〇〇	二……一	穀粉汁	三〇—四〇
第七—九ヶ月	五	二〇〇	一〇〇〇	—	—	—



粘漿は穀粉〇、五―三%の比に水を加へて一時間煮沸し濾したるもの、穀粉汁は穀粉三―四%の比に微温湯を加へ攪拌しつゝ一〇―一二分煮沸し濾さざるもの、以上何れも三―五%の食鹽を加へる。

第三例 人工榮養實施表 (矢野博士)

回数	間隔	混合割合			一回に與ふる全量(匁)	生後十日 満一ヶ月 二ヶ月 三ヶ月 四ヶ月 五ヶ月 六ヶ月 七ヶ月 八乃至 九ヶ月 十乃至 十二ヶ月
		糖分(瓦)	おもゆ(匁)	牛乳(匁)		
―	二時間半	四	六〇	二〇	八〇	生後十日
七回	三時間	五、五	六五	三五	一〇〇	満一ヶ月
六回	三時間半	六	七〇	五〇	一二〇	二ヶ月
同上	同上	六	七〇	七〇	一四〇	三ヶ月
五回	四時間	八	七五	七五	一五〇	四ヶ月
同上	同上	八	六〇	一〇〇	一六〇	五ヶ月
同上	同上	六	五〇	一二〇	一七〇	六ヶ月
同上	同上	四	四〇	一四〇	一八〇	七ヶ月
同上	同上	二	三〇	一六〇	一八〇乃至 二〇〇	八乃至 九ヶ月
同上	同上	二	二〇	一八〇	一八〇乃至 二五〇	十乃至 十二ヶ月

添加すべき糖分は普通白糖を用ふる。兒便もし軟に過ぎるときは滋養糖を用ふるがよい。  
 ヴイタミン増給の目的にて毎日一二回野菜或は果實の汁の少量を與へるがよい。

以上諸表は乳兒の成長に必要な榮養量を學術的に算定したものであるが、併し、大體平均的の標準であるから、實際の取扱に當つては幼兒の體重、活動量、消化力などによつて個人的に斟酌を加へねばならぬ。常に精密に乳兒の榮養状態を観察し、乳汁調製の適否を實地の上より判定せねばならぬ。

人工榮養品の調製竝に授乳上の注意

- 一 生牛乳を陶器の鍋に入れ五分間煮沸するときには細菌は死滅する。更に之を冷却して貯ふる時は比較的長く腐敗を防ぐことが出来る。
- 二 牛乳煮沸後之を哺乳一回分づゝの小瓶に分ち入れて冷所に貯へる。授乳時には此の小瓶を湯煎にし攝氏三七乃至三八度に温めて與へる。此の際煮沸してはならぬ。牛乳は煮沸する毎に消化し難くなるものである。

- 三 ソキスレット氏牛乳殺菌器を使用するときには最も便利である。
- 四 哺乳器は壘に直接に吸口をつけたものがよい。長い護謨管をつけた舊式のもの是不潔になり易い。
- 五 哺乳に用ひる諸器具は授乳の度毎に丁寧に洗滌し病菌の侵入を防がねばならぬ。
- 六 牛乳は人乳よりも多くの消化時間を要する。普通二時間半乃至三時間半である。併し調理法宜しきを得れば、其の消化せられる分量の割合は大に優るものである。獨逸にて生後四乃至一週の哺乳兒について調査した牛乳消化の成績は次の通りである。

消化率比較表 (百分比)

	蛋白質	脂肪	糖分	灰分	固形物	有機物
哺乳兒	九九、八	九三、八	一〇〇、〇	五一、七	九二、五	九四、四
大人	九八、八	九四、二	一〇〇、〇	五一、七	九一、二	九三、一

七 煉乳及び小兒粉の如きものは牛乳の得られざる場合に限り、夫々指導書の示す所により使用するがよい。併し、多くは榮養上の故障を生じ易きにより大なる注意を以て用ひねばならぬ。

(三) 離乳の方法 幼兒六七ヶ月に至れば乳齒を發生し始め廿ヶ月乃至廿四ヶ月にて完成する。此の間に身體は益々發達し、活動は盛になり、次第に母乳のみにては十分の榮養を攝取し得ざる様になる。乳兒はその哺乳の盛なる時期に於ては體重一斤につき一三五瓦の水を要し、之を大人のそれに比すれば約四倍の割合となる。然るに一年の終りに至れば水分の量減じて半量となる。これ幼兒身體の各部分の組織細胞が急速に分裂増加し水分の代りに固形分を多く要する爲である。然るに是等の物質は肉類及び野菜類等のうちに多く、乳汁中に少い。若し乳汁のみによつて養分を取らんとすれば多量の飲用を要する事となり、到底消化器の負擔に堪へないことになる。これ母乳を離れて漸次固形食に移り行く必要ある所以である。生後七八ヶ月迄は母乳は實に貴重なる榮養品であるが其の以後は次第に他物を混用して却つて効がある。稀釋せざる牛乳や、乳粉の如きものが此

の時期以後には次第に母乳に代つて貴重の栄養品となるのである。

さて、離乳の始終につきましては従來學者間に異論少からず。早きを貴ぶものは七八ヶ月頃より始めて満一歳頃迄に終るべしとし、遅きを貴ぶものは一歳半頃より始めて二歳頃に終るべしとしてゐる。昔は三四歳以後までも哺乳するを更に効ありとさへ考へて居たが、近時、研究の結果はその誤謬なることを明にして居る。實際問題として考ふるに、母體の健康と乳兒發育の状況とによつて決定する必要あり。發育優れたるものは早きに從ひ、遅れたるものは一歳半乃至二歳頃までに離乳せしめる様にするが安全である。

離乳時期に於て幼兒はよく栄養病に犯されるものであるが、多くはこれ離乳方法の拙劣に基くものである。されば離乳を行ふに當つては栄養物質及び分量の變化に伴ふ消化の良否を検しつゝ、細心の注意を以て行はねばならぬ。乳兒は生齒を始める頃より盛に唾液を分泌するものであるが、唾液は澱粉類を能く消化するものである。それゆゑ、此の頃より穀類芋類の如きものを流動状態にして與へることは此の自然作用によく適合する。

さて離乳を行ふには、先づ離乳時期を數個の段階に分ち、消化力を高めつゝ、徐々に進行せねばならぬ。是には二つの方法がある。(一)は母乳の毎回授乳量を少しづつ、減じ行く方法である。たとへば先づ試に一日一二回、授乳の前後に少量のポロ、ウエーファーなど碎け易き菓子類を與へ二三日試みる。結果良ければ之に更に、能く煮たる粥を一日一回増給する。數日間試み、結果良ければ更に一回増しかく次第に粥の回数を増し行くのである。是と同時に母乳の分量を次第に減じ行かねばならぬ。之を怠る時は過食に陥る。(二)は授乳回数を一回宛次第に減じて他物に代へ行く方法である。たとへば先づ一日五回の授乳中、一回だけ母乳を禁じ、その代りにゆるき粥類を與へる。數日間試み、結果良ければ更にその回数を増加し、かくして次第に離乳せしめる方法である。以上二つの方法中、その何れに依るも差支はない。何れも後には卵黄の少量を加へ、又野菜類の裏漉などを與へる。鹽砂糖鯉の汁など適宜に加へてよい。肉類は一歳半頃まではスープ状にして與へ二歳頃より輕き魚肉類より與へ始めるがよい。又、夏期は胃腸の障礙を起し易きにより離乳は行はぬがよい。

### 第三節 乳兒の成長と養護

(一) 乳兒身體の狀況 乳兒の身體は之を大人の身體に比すれば各部分の割合が著しく異なる。誕生直後の幼兒はその頭圍は胸圍にまさり、手の長さは足の長さにまさる。幼兒の頭部(頭高)は身長(胸圍)の四分の一(大人は八分の一)、下肢は八分の三(大人は八分の四)である。それ故、幼兒の頭は之を大人のに比すれば割合に大きく又、足は割合に短い。身長は一ケ年の終りに生時の一倍半となり、體重は四ヶ月にて二倍、一年の終りに三倍となる。胸圍は生時、頭圍に劣れども其の後は次第に接近し一年の終り頃に於て大體同一となる。生後一ケ年間の身長、體重、胸圍、頭圍の發育の狀況は次表の通りである。

日本健體小兒發育表 (三島博士)

生時	年 齡		身 長 <small>(胸圍)</small>		體 重 <small>(冠)</small>		胸 圍 <small>(胸)</small>		頭 圍 <small>(頭)</small>	
	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
四九、一	四八、七	三〇、四	二、八七	三二、四	三二、三	三三、八	三三、三	四九、一	四八、七	三三、三

第一ヶ月	第二ヶ月	第三ヶ月	第四ヶ月	第五ヶ月	第六ヶ月	第七ヶ月	第八ヶ月	第九ヶ月	第十ヶ月	第十一ヶ月
五六、五	五九、〇	六〇、七	六一、八	六三、〇	六四、三	六五、七	六七、二	六八、八	七〇、四	七二、二
五五、五	五八、三	五九、六	六〇、八	六二、六	六三、九	六五、三	六七、〇	六八、四	六九、八	七一、七
四、〇七	四、八二	五、四七	六、〇五	六、五九	七、〇七	七、五〇	七、八八	八、二二	八、四九	八、七四
三、八〇	四、六〇	五、三一	五、七七	六、一八	六、五〇	七、〇六	七、三〇	七、七七	八、〇六	八、三五
三六、三	三八、六	三九、六	四一、三	四一、九	四二、五	四三、〇	四三、五	四四、〇	四四、三	四四、九
三六、〇	三八、四	三八、六	四〇、二	四一、一	四一、六	四二、〇	四二、三	四二、九	四三、三	四三、八
三六、九	三八、六	三九、四	四〇、五	四一、四	四二、三	四二、八	四三、五	四四、〇	四四、三	四四、九
三六、五	三八、五	三八、七	三九、七	四一、〇	四一、六	四二、〇	四二、三	四二、八	四三、三	四三、八

第十二ヶ月	七三、五	七二、九	九、〇〇	八、五〇	四五、七	四四、四	四五、四	四四、一
-------	------	------	------	------	------	------	------	------

骨は未完成の部分が所々にある。頭部にて最も著しきは大顛門(ひよめき又はをどりこ)といひ、手にて觸るれば脈動を感じ、又その波動は目にも見える。生後九乃至十ヶ月頃までは頭と共に大顛門も大きくなるが、それより次第に小さくなり十二ヶ月乃至十五ヶ月にて次第に接合して閉鎖する。頭部の柔きは狭き産道を通過するに適するが、それが爲に出生當時は頭の形は極めて不恰好である。併し次第に普通の形に復する。頭部のうち頭蓋の部と顔面の部とを比ぶれば、顔面の方著しく狭く、兩眼の位置の線は大人では頭部の中央にあるが、幼兒では遙に低い併し、齒が生え出で次第に物を咀嚼し、顎骨が發達して來れば顔の形も大に整ふ様になる。頸は短くて太く、鼻は低く、顔は扁平である。胸廓は前後と左右との直徑がほぼ同一で圓柱に近い。皮膚は淡紅色であるが、數日を経るうち、色は次第に薄らぎ行く。皮下の脂肪多きため身體の諸部豐圓にして、動く部分たとへば頸部・四肢等に輪襞を作つてゐる。

體温脈搏呼吸は始めほど度數が多く、年と共に次第にその數が減少する。その標準數については諸家の説區々一致しないが大様次の通りである。

	體温	脈搏	呼吸
初生兒	三七、五—三八、〇	一三〇—一四〇	三五—四五
滿一歲(平均)	三六、五—三七、五	一一〇—一三〇	二五—三五

排泄については、初生兒に於て始めは胎便とて無臭濃綠色の粘き便を排出し二三日連續する。それより混合便となり、五日目頃より乳兒特有の無臭弱酸性・半熟卵様の便を一日二三回排出する。人工榮養のものは多くアルカリ性淡黄色の稍濃稠のものを大抵毎日一回排出する。尿は人乳榮養のものにありては無臭弱酸性排尿回數は授乳回數に比すれば甚だ多く、又、人工榮養兒は之を人乳榮養兒に比すれば更に多量の尿を排出する。

乳齒は半歲頃より生え始め滿二歲頃迄には揃つて二十本の乳齒を完成する。標準出齦時期については諸家の説一致しないが大様次の通りである。

乳 齒	年 齡 (月)
中切齒(下顎) (二本)	六―七
同上(上顎) (二本)	七―八
側切齒(上下顎) (四本)	七―一〇
乳臼齒(上下顎) (四本)	一―二―一五
犬齒(上下顎) (四本)	一六―二〇
乳臼齒(上下顎) (四本)	二〇―二四

(二) 乳兒の保護 安靜の母胎より俄に喧噪の世界に出でたる新生兒に取りては自然のまゝの刺激は強きに過ぎる。さうして幼兒の抵抗力の發達には時日を要するから、其の間十分の保護を加へねばならぬ。生後一ヶ月以内の幼兒の死亡率が全死亡者の四分の一に當り、又その四割五分は一ヶ月以内の幼兒であることを見ても此の時期の幼兒の保護が如何に重要であるかを察知する事が出来る。

一 保温 幼兒の體面積の體容積に對する比は大人の場合よりも大きいから暖まることも亦冷えることも共に早い。それに、幼兒の身體は温度の調節をはかる機能がまだ十分發達して居ないから、温度の激變のために害を受け易い。衣服及び褥は軽く、柔かく、且暖い布類を用ひ、緊縛せぬやうにせねばならぬ。幼兒の皮膚は軟弱であるから、粗剛のものは避けねばならぬ。初生兒の體温は成るべく母

胎の温度(四十度以上)に近づける様に十分温く保たねばならぬ。冬は湯タンポの類を用ひるがよい。室内を温むる爲に炭火を用ひること普通の習慣であるが、炭火は有害なる瓦斯、二酸化炭素を發生するから其の害を防ぐ様にせねばならぬ。又、冬の寒き日に幼兒を室外に連れ行き、寒風中にその下半身を曝露しながら排泄をなさしむることも普通の習慣であるが、保温上速に改めねばならぬ事柄である。

二 採光と通風 室内には新鮮の空氣と日光とが必要である。此の點より見て南向きの室が最も良い。併し、強い光線、荒い風はよくない。特に始めは母胎内の生活に似せて室内を薄暗くし、靜に眠れる様に仕向けねばならぬ。

三 睡眠 生後二ヶ月位は一晝夜の大部分は睡眠のために費され、其の他の幾部分が吸乳のために費される。それより次第に醒覺の時間が増し、三ヶ月以後半歳位までは十五六時間、その後滿一歳頃までは十三四時間位となる。睡眠は成るべく幼兒の欲するまゝに続けしめねばならぬ。すべて強き刺戟を避け、特に雜音による妨害を防がねばならぬ。

四 啼泣 乳兒は啼泣によつて種々の必要を告げるものである。心ある母は啼き聲によつて能くその要求を悟り得るに至る。すべて乳兒は(1)空腹のとき、(2)寒きとき、(3)暑苦しきとき、(4)襤褸の濕つたとき、(5)排泄の必要あるとき、(6)衣服の窮屈なるとき、(7)空氣の惡臭あるとき、(8)吸乳に困難あるとき、(9)長く同じ姿勢を取らしめられたとき、(10)疾病あるときなどに啼くものであるから、母はその如何なる意味の要求なるかを察知し、速に適宜の處置を取らねばならぬ。

五 清潔 乳兒の成長は急速であり、新陳代謝が甚だしい。従つて呼吸脈搏の數が多く、皮膚の剝離、皮脂腺、鼻脂、唾液の分泌、尿の排泄數が多い。それ故、身體の垢づくこと、衣服を濡らすこと、甚だしいのは當然の事と言はねばならぬ。されば身體と衣服との清潔をはかり、惡刺戟を除くことを怠らぬ様に心掛けることが肝要である。又、幼兒は往々、鼻脂のために鼻腔を塞がれ、呼吸困難を起すことがあるから取り去ることに氣を付けねばならぬ。

六 入浴 入浴回数につきては諸家の説區々であるが、乳兒の間は成るべく毎日一回位にするがよい。併し、夏分などは發汗が甚だしく汗疹が出來易いから、一

日二回位にするか、又は度々汗を拭き取つてやらねばならぬ。頭部は兎角に等閑に附せられ、汗脂及び塵埃のために不潔になり濕疹を生じ易い。入浴の度毎に能く洗ひ清めねばならぬ。湯の温度は三五乃至三七度を普通とする。併し、日本風の隙間多き構造にては浴する中に冷え過ぎる様になるから、屢挿し湯をし、徐々に四〇乃至四二度位に高めるがよい。始めより熱き湯に入れてはならぬ。又、入浴時間は五乃至七分位が適當である。長く浴せしめる時は、皮膚の血管擴張の爲に甚だしく發汗し、筋肉弛緩して大に疲勞を生ずるものである。それ故、手早く浴せしめねばならぬ。又、湯から上げるときは軟かきタオルを以て十分に拭ひ乾かし、亞鉛華澱粉の類を濕り易い部分に撒布するがよい。浴後は冷さぬ様にすることが肝要である。入浴後は大抵攝氏一度位温度は下降するものである。

七 姿勢 すべて長い時間にわたり身體を同一の姿勢にあらしめる事は大人といへども堪へ難い所である。幼兒を長い時間仰向けに寝かせ、又は襤褸を以て堅く束縛するなどは何れも甚だしい苦痛を與ふるものと思はねばならぬ。之が爲に往々頭部の形を不恰好にし、又足の發達を妨げることゝなる。すべて乳兒の

抱き方臥させ方に變化を與へ、又手足の運動に自由を與へるやうに、寬やかなる衣服を着せねばならぬ。背に幼兒を負ふ時、頭を垂らし、胸部を壓迫するなどはよくない。すべて幼兒取扱ひの便利の爲に紐や帶を以て幼兒の胸腹部足部などを緊縛するは大人の陥り易い弊風である。本邦幼兒中には鳩胸や帶痕溝を有するものが少くないのである。

八 外出 生後一ヶ月位になれば幼兒を時々、戸外に連れ出すがよい。尤も乳兒は皮膚弱き故、始めは五分位より慣らす様にし、午前十時頃より午後四時頃迄の間に行ひ、炎暑の候は朝夕の涼しい時間を選ぶがよい。冬の夜夏の日中風強き日或は人込みの中などに乳兒を連れ出すことは何れも避けなければならぬ。

九 母子同衾の利害 母子の同衾については次に掲ぐる如き利害の兩方面がある。

(A)利益の點

- (1)夜間の哺乳に際し直に授乳し得るゆゑ母子共に冷える恐がない。
- (2)相互の體温にて適度の暖かさを得るゆゑ湯タンポの類を要しない。

(B)不利益の點

- (1)乳房に觸れること容易であるから飲み過ぎを生じ、不消化を起し、不眠を來し易い。
  - (2)母の熟睡中、往々、乳兒が褥外に押出されることがある。
  - (3)乳兒は常に母の呼氣を吸入する。
  - (4)母の乳房にて乳兒の鼻孔を塞ぐ恐れがある。
  - (5)母はこれらの害を避けんと氣遣ひ十分の睡眠を取ることが出来ない。
- 乳兒の褥を別にして近くにおき、夜間の授乳回数を少くし、母子の寢衣を暖かにして、授乳中冷えぬ様に注意すれば利を取り害を避ける事が出来る。

〇 種痘 種痘は生後五ヶ月乃至十二ヶ月の間が最もよい。本邦法令(後章參照)では誕生の翌年と數へ年十才との二回に種痘を受けしめ、不善感のときは翌年更に受けしめる定めである。種痘を受けるには身體を清潔にし下着を取り換へ、施術に先ち疾病の有無を檢しおかねばならぬ。種痘の経過は五六日目に水疱を生じ、八日目位に膿疱となる。大きい疱となれば其の周圍が赤發腫張する。九日



十日目位に反應最も甚だしく體温三十九度内外に昇る。乳兒の睡眠は不安となり、且腋下淋巴腺の腫張のために腕を動かすとき痛みを訴へる。十二三日目に熱度急に降り、十四五日目に殆ど通常に服する。それより膿疱は漸次乾燥して痂皮となり、種痘後三四週間の後、脱落して痘痕を残して治癒する。種痘中の衛生としては種痘部に軽く繃帯を施し、傷口より他の病菌の侵入することを防がねばならぬ。種痘中は入浴を禁ずるから、發汗多き時候では汗疹を生じ、又腋下股間などに爛れを生じ易い。それゆゑ、毎日湯にて身體を拭ふことが必要である。種痘經過中他の疾病に犯される時は病狀過重するが普通である。特に衛生に注意せねばならぬ。人込などに連れゆくことは危険を冒すものと思はねばならぬ。

## 二 乳母 乳母の選擇と待遇とについて注意すべき點は次の通りである。

(1) 年齢は二十歳乃至三十歳位が最も良い。若しそれが得難い時は成るべくそれに近いものを取るがよい。昔は生母と同年齡位のものが良いとされて居たが、それに拘泥するに及ばぬことが明らかになつた。

(2) 生母よりも四乃至六週間位遅れて分娩したものがよい。此の位の時日を

經れば潜伏性の疾病を發見することが出來、又乳汁分泌量の程度を知ることが出來るからである。

(3) 乳母の乳汁の性質及び分泌量の如何を一時の検査によつて決定することは困難である。乳母の實子の發育如何を見て判定の參考資料にするがよい。

(4) 初産婦よりも經産婦の方が乳兒の取扱に慣れて居る點に於て優つて居る  
(5) 分娩後一ケ年に近いものは乳汁の質量共に不十分のものとなつてゐるから適當でない。

(6) 乳母の雇傭の後はその乳汁分泌の變化と、乳兒發育の狀況とに常に注意を拂はねばならぬ。

(7) 乳母の健康を保護し増進せしめねばならぬ。併し、食物の如きは成るべく慣れたるものを與へ、又適度の勞働をなさしめるがよい。俄かに美味に飽かしめ、安逸遊惰に居らしめるなどは却つて健康を損はしめることとなる。

(8) 乳母に精神上的の慰安を與へねばならぬ。乳母は往々心配の事の爲に乳汁の分泌量を減することがある。

(9) 乳母の哺乳を始めてより乳兒が往々吐乳することがある。世間ではよく之を乳兒の性にあはぬとしてゐるが、これ多くは過飲の結果であるから、かゝる場合には授乳の量を減じ、過分の乳汁は別に搾り取る様にせねばならぬ。

(10) 乳母の身體及び衣服は常に清潔ならしめ、疾病を豫防せねばならぬ。

(11) 乳母の修養心を勵まし、行儀を慎ましむる様に仕向けることが肝要である。これ乳兒に悪感化を與へぬ様にする爲である。

(12) 乳母に對しても嚴重に離乳を行はねばならぬ。世間往々、乳母哺乳の便のために離乳時期を誤るものが少くない。結局、乳兒のために不利益を來すものなることを忘れてはならぬ。

三 貰乳 乳母の得難い時には貰乳をするもよい。毎日三四回も貰乳が出来れば他は人工榮養物によつて補ふとしてもよく、餘程安全である。乳汁分泌の過剩に苦しむ母親に取つては乳を他人の兒に惠むことは相互の利益と言はねばならぬ。但し是には乳母の場合に於けると同様の注意を拂はねばならぬ。

三 里子 家庭の事情によつては乳兒を里子として預ける事も亦止むを得な

いことである。此の場合には其の里親の人物、生活の程度、住居その他の衛生状態について十分精密に調査しおかねばならぬ。又預けたる後は、屢々、乳兒發育の實際を査察し、里親の育兒方法の適否を判定し、機宜の所置を取らねばならぬ。

四 子守 子守を備ふ場合には健康と年齢と教育との點に氣をつけて選ばねばならぬ。疾病或は悪習慣が子守から乳兒に移り行くは自然の事である。又餘りに年若き子守では乳兒の看護よりも先づ自ら遊ぶことに心を奪はれ、往々にして乳兒に不測の損害を蒙らせることが起り易い。それゆゑ、父母は常に子守を教導し、嚴に之を監督せねばならぬ。育兒の何たるかを知らざる年少未経験の子守に一切を任せおくが如きは餘りに大膽の所爲と言はねばならぬ。

#### 第四節 乳兒の教養

(一) 援助の好機 乳兒は生活上何等かの必要を感ずれば、直に啼泣して親の助けを求め、これ自立の力なき弱者にあつては止むを得ざることである。啼泣は實に必要を充たし、危険を免れる爲に乳兒に取つて缺くべからざる生活手段の一

と言はねばならぬ。併し、又、他方には、幼兒は日々に勢力を蓄積し、活動を増加し、意識を高め行きて獨立生活に入らんとして努力して止まないものである。生後一ケ年のうちに幼兒は感覺器官を働かすこと、手を使ふこと、歩行すること、固形食を取ることによつて自己獨立生活の基礎を造り、又大人の言語を習ひ始め、動作を模倣することを覚え、社會生活の初歩を學ぶに至る。是等の活動に保護と指導とを與ふことは人間生活上最も重要な基本的能力を築造することゝ成るのである。

(二) 獨立生活の助長 幼兒は生後既に幾多の遺傳的性能を現はして生活確立の爲に努力する。是等の遺傳的行動は、先づ始めには専ら自己身體の發育増大と危険防禦の爲に働く。例へば乳首をふくむこと、乳を吸ふこと、嘔み込むこと、物を口に運ぶこと、又消化分泌排泄といふが如きことは榮養のための働きであり、又吐き出すこと、くしゃみやみすること、せきすること、瞬きすること、瞳孔を收縮すること、手を以て拂ひのけることなどは防禦のための働きである。斯くて幼兒はその身體の發育に従ひ次第に獨立生活を試み始める。シュテルン氏は幼兒が生後三ヶ月

にして頭を上げて均合を保ち得ること、次の三ヶ月にて上體を起して坐し得ること、次の三ヶ月にて匍ひ及び立ち得ること、更に最後の三ヶ月即ち一ケ年の終に於て歩き始めることを指摘し、又外界刺激に對しては初めの三ヶ月に頭と眼との協同運動を完成し、次の三ヶ月にて何物をも掴むやうに手を働かせ、更に次の六ヶ月の間は模倣といふことに最も多くの勢力を用ひることを指摘してゐる。

幼兒の生活中に現はれ来る是等すべての動作は皆幼兒の成長發達のために必要な活動であるから、出來得るだけ自由にしてやらねばならぬ。活動を止めることは成長を止めることに外ならぬ。併し、幼兒は周圍の事物につき利害適否の知識を有しないから、大人はその中より良材料を選び與へねばならぬ。

(三) 感覺の發達と活動材料 出生時に最も發達せるは觸覺であり、最も遅れたるは聽覺である。その他の感覺は兩者の中間に位する。これ末端感覺器官と腦髓との連絡の完成が各器官一齊に行はれないからである。フレクジツヒ氏は之を解剖學上より證明してゐる。目は生後一週間位は光に對しても反應運動を起さず、何物も見えざる様に思はれる。二週間位になれば瞳子を一所に止むる傾向を

生じ、次第に追視することを始める。玩具の球を吊して靜に動かせば眼球を其の方に動かす。但し此の頃迄は左右兩眼は別々に動くが、二ヶ月位の後には兩眼一齊に協同して動くやうになる。間もなく戸外に於ける天然光線に接して喜ぶ様になる。五ヶ月頃になれば母の顔を見知り、又目に近づく物體を直に掴んで口を持ち行く。次第に注視の時間が長くなる。玩具を與ふれば握つて振つて喜ぶ。ゴムかセルロイド製、又は布製の玩具を與へるがよい。手の運動が極めて無器用で體に打ちつけるから、角のない丸味を帯びたものがよい。又能く物を口に入れるから有害な塗料を用ひたものや、嚙下し易い細かいものを與へてはならぬ。又よく唾液で濡らすから洗ひ清めることの出来るものがよい。

聽覺は視覺に比すれば二週間位遅れて其の働きを始める。耳は生誕の時は液體を以て満たされ、又鼓膜は水平の位置にあるから、音を受けるに適せぬ。併し、生誕時に於て斯く見えず聞えざるは幼兒の安眠には却つて好都合である。強き音響に對しては幼兒は始は驚愕の状態を以て反應するが、次第に發音體の方向に頭を向ける様になる。二ヶ月頃になれば戸の開閉、枕頭の足音の如きも幼兒の睡眠

を妨げるやうになる。五ヶ月になれば笛や太鼓や拍子の音に注意し、子守歌などを聞かしむれば喜聲を發し、或は動作を中止して傾聽する。歌と共に乳兒の身體を律動的に動かす時は幼兒は笑顔を示し手を振つて喜ぶ。かくて次第に音に對する興味を高め、或は匙を幾度となく床上に落して音をきく、或は新聞紙を破つて其の音を喜ぶといふ様に發達する。

(四) 言語の發達 乳兒の發聲といへば始はたゞ叫聲に過ぎぬものであるが、三ヶ月前後から一種の發音、例へば「ウコウ」のごとき、さも或心意状態を表示するが如き音を發する。半歳以後になれば次第に綴音の發聲が増し、次第に發音運動を遊戯化し、又、手を口に當て、一種の音「アウ」など發音して楽しむ。十ヶ月にもなれば單音の數も増加するが、多くは「エー」「エウ」「ババ」「ダダ」「ウマウマ」などの様に母音と唇音、舌音によるものが多く、又同語を反覆することが多い。それより一年の終り近くなれば模倣言語といふものが始まり、大人の言語をまねて覺える様になる。此の時に至つて幼兒は言語習得の第一段階に達する。側近者は正しき言語を使つて幼兒を善導せねばならぬ。

(五) 習慣の形成 幼少の時期には習慣が造られ易い。例へば幼兒が抱かれて眠る習慣を造る時は床上に獨り寝ることを嫌ふやうになる。又、哺乳器の吸入口が大きくて容易に短時間に哺乳する習慣を造るときは母乳を少量づゝ長時間吸ふことを厭ふ様になる。すべて是等哺乳食事睡眠舉作言語その他、日常生活上の習慣は皆この幼少時にその基礎を造り、時日の経過と共に其の矯正は困難となるものである。是等はみな本能的傾向が模倣と反復とによつて具體化し行くものであるから、機會ある毎に良模範を示し指導を與へねばならぬ。

### 第五節 乳兒の異常及び疾病

父母及び側近者は常に幼兒の發育及び健康状態を観察し、要點は之を記録しおくがよい。異常及び疾病を發見したる時は速に治療を加へねばならぬ。手當を怠るときは恢復に多くの時日を要することを忘れてはならぬ。次に乳兒時期に起り易い異常及び疾病について其の徵候及び症狀の概要を記し、豫防及び看護上の參考の資に供する。

一 産瘤 産道通過のとき側壁の壓迫のために生ずる頭部の腫物である。大抵生後數日にして消散する。

二 頭血腫 産道通過のとき側壁の壓迫のため頭部の小血管破裂して生ずる腫物である。一週間にして漸次小さくなり三、四ヶ月にして消散する。

三 臈乳 生後三、四日頃、乳兒の乳房腫れ、壓迫すれば水様の液を出だす。二週間位にて自然に消退する。温濕布を施せば更に早く治するものである。

四 初生兒黃疸 生後三、四日頃、胸額鼻尖などの皮膚黃色を呈する事がある。これ胆汁の血液中に流入するより起るものである。大抵、二、三週間にて消褪する高熱を伴ふものは醫療を要する。

五 初生兒膿漏眼 出生後、三乃至七日間に發する。初め眼は赤色を呈するが一日の後には眼瞼は腫れ塞がり膿汁を出だす。速に醫療を加へねば失明する。是は産婦或は側近者の淋菌の感染より起るものである。

六 兒斑 初生兒の臀部或は背部に青紫色の斑紋を生ずる。本邦小兒の始ご全部に現はれるものであるが、五、六歳頃になれば、幼兒の半數位に減じ、十歳頃にな

れば、殆ど全部なくなるものである。

七 臍の疾患 臍に發赤腫脹糜爛等の異常を認めたる時は速に醫療を加へねばならぬ。特に臍より出血して俄に衰弱し危險に陥る病症があるから大に注意せねばならぬ。

八 鼻閉塞 寒冷の空氣に犯され鼻粘膜腫脹して呼吸困難に陥る事がある。又、口を開いて呼吸する爲に往々呼吸器疾患を引起し、又哺乳の困難の爲に營養不良に陥り易い。速に醫療を加へねばならぬ。

九 驚口瘡 舌口蓋咽頭口唇内面等の粘膜に白苔或は潰瘍を生じ、高熱を伴ひ哺乳困難を生じ衰弱に陥る。直に醫療を加へねばならぬ。之は乳首或は乳兒口内の不潔が原因であるから、常に口内及び食物食器類を清潔にして豫防せねばならぬ。又、口内を清潔にする際、之を傷けぬ様注意せねばならぬ。

二 營養障害 授乳回数及び分量の不適當或は營養分の失調變敗等より來る特に人工營養の場合に起ることが多い。母乳營養の場合には乳兒の消化力以上の乳を與ふるより來ることが多いから、分量を減じ、回数を正確にすれば大抵は自

然に恢復する。又、人工營養の場合には回数や分量に關することの外、營養分の調合の不適當といふことより來る。營養標準に一致する様にすれば大抵恢復するものであるが、場合によつては人工營養を廢して人乳營養に變更せねばならぬ。

二 乳兒脚氣 脚氣婦人の乳を呑む乳兒に時として起る疾病である。吐乳青便、呼吸數増加、音聲嘶啞不安の状態を現はす。輕症の場合は母乳を減じ、他の人乳或は牛乳を以て補ひ、一方母體の脚氣を治療せねばならぬ。斷乳の可否については議論もあるが、重症の場合には斷乳せねばならぬ。

三 腦膜炎 生後七八ヶ月乃至十ヶ月位の母乳營養の乳兒に、特に夏期に起り易い病氣である。吐乳不機嫌、青便が續き褐色粘便を出すに至る。顔色蒼白、僅かの刺激に驚き易く、輕熱を伴ひ、時々痙攣を起す。速に醫療を加へねばならぬ。之には細菌性のものであるが、多くは非細菌性のものであり、(1)人乳營養兒に限り、(2)特種の體質即ち胸廓狭く、生齒及び大顛門閉鎖の遅れる骨質發育の不十分のものに、(3)生後七八ヶ月乃至十ヶ月迄に、(4)盛夏の頃に起り易い。今日の學說にては骨質の形成に必要な「カルシウム」分が母乳中に缺乏せるによるといふ説と、母親の

使用する白粉中の鉛毒によるとする説とがある。何れにしても、その原因を除去することが最も肝要である。

## 第四章 幼 兒 期

### 第一節 幼 兒 の 發 育

幼兒の發育は生後第一年においては急激に増加するが、第二年以後は徐々に進行し、幼兒期中、大體毎年相似たる分量を以て増加する場合が多い。身長は第一年に生時の二分の一を増し、第五年に於て約二倍となる。體重は第一年に生時の三倍、五年に五倍、七年に約六倍となる。胸圍は始は頭圍に劣つてゐるが、一年の終りまでには殆ど同様となり、以後は反對に胸圍の方、常に大きく、六年の頃には二糎以上の差を生ずる。胸圍と身長との比較に於て始は胸圍の方、半身長よりも遙に大きいが、六年乃至八年の頃に胸圍は半身長とほぼ等しくなる。身長及び體重の増加に關する季節的變化を見るに、春は一般に身長の方が多く伸び、體重の方は餘りに増加せず、之に反して秋には體重が著しく増加する。冬は體重も身長も増加率

が少い。本邦健體小兒發育に關して三島博士の調査した表中より幼兒の分を次に掲げる。

日本健體小兒發育表

生時	身長(釐)		體重(斤)		胸圍(釐)		頭圍(釐)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
第一年	四九、一	四八、七	三、〇四	二、八七	三二、四	三二、三	三三、八	三三、三
第二年	七三、五	七二、九	九、〇〇	八、五〇	四六、七	四四、四	四五、四	四五、一
第三年	七九、五	七八、九	一〇、八〇	九、九〇	四六、八	四六、二	四六、七	四五、八
第四年	八五、四	八四、九	一二、四〇	一一、五〇	四八、一	四七、二	四七、六	四六、九
第五年	九一、七	九一、〇	一三、七〇	一二、九〇	四九、五	四八、六	四八、九	四七、八
第六年	九七、四	九六、五	一五、二〇	一四、五〇	五〇、五	四九、八	四九、三	四八、七
第七年	一〇二、八	一〇二、四	一六、五〇	一六、〇〇	五二、七	五一、九	五〇、二	四九、七

日本健體小兒發育各年增加量比較表(前表より算出)

第七年	第八年
一〇八、三	一一三、八
一〇七、二	一一二、〇
一七、八〇	一九、一〇
一七、二〇	一八、七〇
五四、一	五五、五
五三、〇	五四、〇
五〇、六	五〇、九
四九、九	五〇、二

第一年	身長(釐)		體重(斤)		胸圍(釐)		頭圍(釐)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
第二年	二四、四	二四、二	五、九六	五、六三	一三、三	一二、一	一一、六	一〇、八
第三年	六、〇	六、〇	一、八〇	一、四〇	一、一	一、八	一、三	一、七
第四年	五、九	六、〇	一、六〇	一、六〇	一、三	一、〇	〇、九	一、一
第五年	六、三	六、一	一、三〇	一、四〇	一、四	一、四	一、三	〇、九
第六年	五、七	五、五	一、五〇	一、六〇	一、〇	一、二	〇、四	〇、九
第七年	五、四	五、九	一、三〇	一、五〇	二、二	二、一	〇、九	一、〇



第七年	五、五	四、八	一、三〇	一、二〇	一、四	一、一	〇、四	〇、二
第八年	五、五	四、八	一、三〇	一、五〇	一、四	一、〇	〇、三	〇、三

呼吸は、乳兒期に於ては、主として横隔膜にて行はれるから、呼吸の度毎に腹部の動くことが著しい。それが幼兒期に入ると胸廓にての呼吸が始まり、以後、胸腹兩方にて行はれる。その爲に呼吸数は減少し、第一年頃毎分時二五乃至三五であつたのが、第二年乃至第五年に二〇乃至二五、第七年乃至第十年に一八乃至二〇となる。

脈搏の數も亦年齢と共に減少する。それは身體運動の増進と共に心臓筋肉の發達し來るためである。第一年に一一〇乃至一三〇、第二年に九〇乃至一二〇、第三年乃至第五年に七二乃至一〇〇、第六年乃至第十年に七〇乃至一〇〇である。大體呼吸數一に對し脈搏數四の割合である。

## 第二節 幼兒の榮養

身體は種々の榮養物質の新陳代謝によつて始めて發達する。さうして此の榮養物質には一定の種類と分量とを要するものである。榮養の良否が身體の健康及び發達に深い關係あることが近時、生理學、化學、醫學等の進歩と共に益々明瞭となつた。従つてまた、それが心身活動の能率の上に大なる影響あることが解り、現今、文明諸國にては國民の保健問題、食料問題といふものが重大なる意義を以て攻究せられつゝある有様である。幼兒は身體の發育の最も旺盛なるものである。此の時期に榮養不良の状態に居らしめることは彼等の發達を遅延せしめるのみならず、往々、疝弱或は畸形の體格を造ることとなる。かの歐洲大戦中、封鎖を受けし國民の子供が榮養不良に陥り、脊柱彎曲症を増加したるなどは著明の事例である。次に榮養の理論と幼兒の食物に關する實際上の注意とを概説する。

すべて食物は吾人に攝取せられて後、身體内部に於て酸化作用を受け、燃焼を起して吾人に活力と熱とを與ふるものである。これ恰も薪炭を竈に投じて火熱を起すに異ならぬ。たゞ身體内部の燃焼は極めて緩慢なるが爲に火を發するに至らぬまでである。それゆゑ、食物の價を計るに其の發する熱量を以てするのであ

る。それには測定のための単位を定めなければならぬ。今日広く用ひられてゐる単位は水一瓦を攝氏寒暖計にて一度だけ上昇せしめるに要する熱量にして之を一瓦カロリーの熱量と呼び、又一盔の水を同じく一度だけ高める熱量を一盔カロリーの熱量といふ。普通本邦人の健康者には毎日凡そ二千四百盔カロリーの熱量を生ずる食物が必要だとされてゐる。尤も年齢及び性別によつて異なる次にその割合を示す。

本邦人保健食料の主成分及分量表

(A)はフォイト氏に基き田原博士の考定したるもの  
(B)はルブナー氏の計算法

計	炭水化物	脂 肪	蛋 白 質	(A) 大人一日の所要量	(B) 各一瓦の發する熱量	總 熱 量
	四五〇瓦	二〇瓦	九六瓦			
				四、一盔カロリー	九、三盔カロリー	三九三、六盔カロリー
				四、一盔カロリー	一八六、〇盔カロリー	一八四五、〇盔カロリー
						二四二四、六盔カロリー

表中無機鹽類其の他を掲げざるは燃燒に關係なきゆゑである。

年齢による食物の分量の割合 (アトウォーター氏) (大人男子を一〇として算定す)

食物の割合	年 齢		一六一—四歳		九—六歳		五—二歳		二歳以下	
	大 人	小 兒	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
	一〇	八	八	七	六	五	四	三	三	三

小兒は大人に比すれば活動甚だしく、爲に多くのエネルギーを要するにより體重の割合に比すれば多くの食量を要す。

人の身體は右に記すもの、外、尙他の種々の物質によつて構成せられて居る。それゆゑ、食物中にも其れ等の物質を包含せしめねばならぬ。只、熱量だけが標準に達してゐても、食物成分の種類と割合とが相當しなければ、健全なる發達を期することは出來ぬ。必要な榮養素として知られて居る要素は次の通りである。

- (1) 蛋白質
- (2) 脂肪類
- (3) 炭水化物
- (4) 無機鹽類
- (5) ヴイタミン類
- (6) 水分
- (7) 酸素

右の内(4)(5)は燃焼しない物質であるが、身體發達上極めて重要なものである。併し、その量は比較的少量にて足り、(1)(2)(3)の物質を諸種食品中より攝取するうち

に自然、附隨的に取り入れられる所から、通常(1)(2)(3)の三物質の過不足について其の標準量が論議せられてゐるのである。併し(4)(5)の物質とても自然の儘にては往々、缺乏に陥り易いから、近時、人爲的にその補給をなすことが攻究せられる様になつた。

是等物質の主なる作用をあぐれば、脂肪及び炭水化物は筋肉の活動力及び體温發生のための燃焼料となり、又、蛋白質は身體諸機官の組織を構成し、また必要に應じて燃焼を助ける。無機鹽類は骨格齒牙、血球體液その他身體組織中に缺くべからざる成分である。無機鹽類は總じて身體組織液の中性反應を調節する作用をなすものである。ビタミン類の中、その(A)類のものを缺くときは幼兒は發育を停止し、成長せるものは抵抗力を減じ、又、乾燥性眼疾に犯される。(B)類のものを缺けば脚氣症を起し、(C)類のものを缺けば懷血病に罹ることが明にせられた。酸素は空氣の呼吸によつて供給せられ、血液を淨化し燃焼を起さしめる。又、水分は體液の構成上極めて重要なものである。

さて是等の物質の割合は常に平衡を得てゐる事が必要である。蛋白質を偏食

する時は身體の分解が増進し過ぎ、體液中に多くの酸を生じ酸中毒を起し易い。元來、人體の體液は微アルカリ性であるのが正常である。又、脂肪類を過食するときは消化を不良にし、榮養機能を妨げる。又、炭水化物を過分に攝取する時は消化を悪くし、腸の發酵を起し、排泄を促し、養分の吸収を減退せしめるものである。

本邦人の主食物たる米穀類並に魚鳥獸肉類は何れも多分の榮養價を有するものである。然るに何れも酸を生じ易い食品である。過酸の體液は前に述ぶる様に健康に良くない。それゆゑ、之を補ふために、酸中和の性質あるカルシウム其の他の鹽基に富みたる植物の葉莖類を多く攝取することは保健上極めて必要のことである。

かやうに榮養物質の過不足は共に身體の健康と發達とに妨げとなるから、出來得るだけ標準に近い食物を攝取しなければならぬ。食品の種類は種々、多にして悉く之を擧ぐるにたへざる程であるが、併し、吾人の常食とする食品は大體限られてゐるものである。近時、専門の學者達は是等の常食品の成分を分析して營養素の割合を見出し、之を種々に組合せて標準榮養量を得んことに努力してゐる。

其の主要なるものについての栄養物質分析表を巻末に掲げる。讀者は之を前掲の保健栄養標準諸表に照し以て食物の献立組合せを工夫せねばならぬ。

### 第三節 幼兒の身體と其の養護

#### (一) 皮膚の養護

一 皮膚は吸収作用を営むものである。瓦斯體や固形體や、又水に溶解した諸種の鹽類などは極めて僅かばかり吸収せられるに過ぎぬが、脂肪や、脂肪に溶解した物質は容易に吸収せられる。それゆゑ、脂肪劑にすれば藥物は吸収せられ易い。之と共に注意すべきことは身體と衣服とを清潔にし、有害物を吸収せしめぬ様にするこゝである。

二 皮膚は呼吸作用を営む。此の現象は下等動物に於て特に甚だしい。例へば甲乙二匹の兩棲類を取り、甲は漆を以て皮膚の全部を塗り、乙は肺臟を摘出して比較するに甲の方先づ仆るゝを見る。人類の皮膚呼吸は斯程に旺盛ではないが、通常肺の百八十分の一の酸素を攝取し、二百二十分の一の炭酸を排出す

る。それゆゑ、衣服を密着せしめぬ様にし、皮膚面が常に空氣に接する様にしなければならぬ。

三 皮膚は又汗を分泌し水分の發散によつて體温を下降せしめる。夏期炎暑の際、或は運動して體温上昇する時は汗は多量に分泌して體温を調節する。之に反して、寒冷の空氣に觸るゝときは血管を收縮せしめて血液を身體内部に送り、その冷却することを防ぐものである。

汗は分解して皮膚を刺戟し汗疹を生ずるから、夏期は時々、濕布を以て汗を拭ひ取る様にせねばならぬ。又冬期は保温に注意せねばならぬが、併し、厚着に過ぎてはならぬ。幼兒は常に活動して止まないから、冬にても屢汗を流して遊戯するものである。此の際、厚着の爲に汗の分泌甚しく、運動を停止したる時、俄に體温下降して感冒に犯される事が少くないのである。すべて感冒の原因は體温の急激なる下降にあることを忘れてはならぬ。冬には又冷え易い部分、手先指先、耳朶などに凍傷を生じ易い。手にて摩擦し、又は水或はアルコールをつけ擦るがよい。皮膚弱き幼兒には手袋や、足袋などを少し早くより使用せしめ

凍傷を豫防するがよい。土や泥や水に觸れることが連続すると皮膚にかぶれを起すから、遊びの時間に注意し、又清潔にし乾燥せしめおくことを怠つてはならぬ。

四 汗は又水分の外に食鹽、尿素その他少量の尿成分を含むが故に腎臟補助の用をなすものである。それゆゑ、若し發汗が妨げられると腎臟の負擔を重くすることゝなる。

五 皮膚を摩擦する事は血行を活潑にして心臓に好影響を與へ、又皮膚の抵抗力を高める。衣服着脱の際、單に手を以て摩擦するのみにても効がある。冷水摩擦、冷水浴、海水浴などを幼児になさしめるの利害については専門醫家の間に異論があるが、概して曰へば、學齡前に於ては餘程の好事情があるでなければ始め難いものと考へねばならぬ。温浴は皮膚の垢を落すのみでなく、血行を能くし、又精神を爽快にする。幼児のうち、往々、入浴を嫌ふものがあるが、これ多くは長湯熱湯、或は固き垢擦などによる苦痛の爲である。長湯熱湯は血管の擴張と疲労とを生じ、或は冷氣に觸れて感冒のもとをつくる。又、粗布の強擦は却つ

て皮膚自身を荒らすものである。刺戟性の石鹼、細菌を止め易い海綿などは使はぬがよい。

日光浴、空氣浴は適宜に行ふがよい。血行及び發汗をよくし、物質代謝を亢進せしめ、精神を爽快ならしめる。又、日光は血球を増加せしめる効がある。但し、紫外光線の作用は充血及び色素沈着を生せしめるものであるから、頭部は日覆をなして日光の直射を遮ざるがよい。空氣は塵埃、細菌なく、新鮮清潔にして且オゾンに富み、風力緩徐なることが必要である。始は數分より漸次慣らす様にし、風邪に罹らぬ様注意せねばならぬ。

すべて人體は外界に適應する本性を有するものである。風雨寒暑に對しても進んで之に打勝たんとすれば、次第に皮膚はその抵抗力を高めゆき、又退いて之を避け、多くの保護を加ふるときは、皮膚は次第にまた其の抵抗力を低下し行くものである。それゆゑ、急激の變化を避けつゝ、身體の適應力を高めるやう不斷に努力せねばならぬ。

六 皮膚は又皮脂を分泌して皮膚を滑かにし、毛髪を潤して之に弾力性を與

へ、又細菌の發生を抑制する作用をなす。さうして、また、皮脂は汗と共に適度の調和を保つて皮膚を保護してゐるのである。此の調和を失ふときは疾病に犯され易いものであるから、餘りに屢、石鹼等にて皮脂を奪ふはよくない。

外聽道に分泌する皮脂は、耳聾と言ひ、外物の侵入を豫防する機能を有するものであるが、堆積する時は往々、耳孔を塞ぐに至る。所謂、耳聾栓塞が之である。堅き耳搔を以て強いて取らんとすれば、痛みを與へ、幼兒は嫌厭し、且、益、皮脂の分泌を促すから、油劑などを用ひて、柔らかく、靜かに取出す様にせねばならぬ。

七 毛髪は(一)體温を調節し、(二)觸覺を助け、(三)摩擦を防ぎ、又(四)身装の用をなす。常に清潔に保たねばならぬ。幼兒の頭髪を剃り落し、或は長く髪を前額に垂れ、爲に眼瞼をさゝれるなど、往々、見る所であるが、注意を加へねばならぬ。

八 爪は指先と足趾の末端とを保護するの用をなす。共に能く伸び、又垢をため易い。幼兒はよく自ら傷けることがあるから、常に短くつむこと、清潔にすることゝを怠つてはならぬ。

九 衣服について注意すべき事は(一)衣服の形及び材料は手足の運動に便利

なること、(二)着脱に多くの時間を取らざること、(三)屢洗濯することが出來、又(四)禮儀に適ふものでなくてはならぬ。近時、幼兒服として漸次、洋服式のもの多く用ひられ、又男女共に猿股やうのものを用ひるに至つたことは喜ぶべきことである。なほ幼兒は常に成長して止まないものであるから、衣服及び附屬品は時々之を改造して、幼兒身體の大きさに適合せしめねばならぬ。

下着がいつも汗じみてゐるのは、厚着のしるしであり、手足のいつも冷えて不快げなるは、薄着のしるしである。此の二つを同時に身體の異部分に感ずるは、被服保温の不均衡を示すものである。近時、毛織物の下着を用ひることの多くなつたことは、好いことであるが、經濟上の事情から、其の洗濯を怠り、却つて不衛生的のものとなつたのが多い。毛織物と皮膚との間に薄い木綿類の下衣を着せることにすれば、其の弊を除くことが出来る。

四肢軀幹は、悉く被はれることが必要である。只、暖き時候に限り、膝以下を露出せしめてもよい。

## (二)呼吸器の養護

一 赤血球中にある**血色素**は新陳代謝に必要な酸素を全身各部に運搬するの用をなす。血色素は血液が肺臓を通過する際、空氣中の酸素に觸れ、酸化へモグロビンと成りて心臓に歸り、それより身體各部に送られ、酸素を放つて酸化作用を起させるものである。その役を終れば再びもとの血色素となりて心臓に至り、更に前と同様のことを繰返すのである。新鮮なる空氣を十分に呼吸するでなくては、身體中の榮養分は酸化せられず、新陳代謝は十分行はれないことになる。

二 空氣を十分に呼吸する爲には胸廓の收縮擴張を旺盛にせねばならぬ。肺臓の大きさは生時比較的小であり、且それが十分に擴張することを得るは五六歳頃に至つての事である。元來、肺胞は自ら收縮する力を有しない。筋肉及び横隔膜の助けによつて始めて呼吸作用を営むものである。強く深く十分に息を吸込むときは普通の場合の六七倍の空氣を吸入することが出来る。姿勢は呼吸に大なる關係を有するものであるから、幼兒をして常に正しい姿勢を取らしめる様注意せねばならぬ。

三 空氣が肺に至るには鼻腔咽喉頭喉頭氣管氣管枝を経て肺胞に達する。それゆゑ、是等の諸機關は呼吸作用について直接間接に大なる助けをなすものである。

(1) 鼻腔は空氣を温めて體温に近からしめ、又その不整形の凸凹粘液に富んだ粘膜は空氣中の塵埃細菌等を抑留するに適してゐ、大に空氣を淨化する作用をなす。又全然有害なる瓦斯體は嗅覺によつて覺知し之を通過せしめぬ様にする。鼻腔はかやうに重要な働きをするものであるから、呼吸は必ず正呼吸即ち鼻呼吸によらねばならぬ。幼兒は能く鼻孔をつまらせ、口より呼吸することの多いものである。口腔呼吸をなすときは空氣は直に咽喉頭喉頭に當り此の部に種々の故障を發生せしめ易い。

(2) 咽頭は鼻腔に直角をなせるが爲に、吸込まれた空氣は此の部に衝き突りこゝにまた塵埃を抑留する。

(3) 喉頭部に會厭軟骨があり、嚥下の際には氣道を塞ぎ、嚥下物質が氣道に侵入することを防禦する。

(4) 氣管及び氣管枝の内面粘膜には顫毛を有し居り、異物及び體內にて生じたる痰を排出する。又粘膜の分泌物は細菌の發生を抑制する力を有する。かくの如く肺臟は鼻腔・咽喉・頭氣管・氣管枝に保護せらるゝため、有害物の侵害より免れることが出来る。動物試験の結果によれば、吸入せる細菌の九六%は途中にて抑留せられ、僅に四%だけが肺に達する割合に成つて居る。されば是等の機關に故障を生せぬ様に注意せねばならぬ。幼兒のうちには能く鼻や咽喉の炎症を起し、又扁桃腺肥大に罹るものがあるが、是が爲に空氣の流通する道が狭められ、或は血管が壓迫せられなごして、肺に受ける酸素や腦に受ける血液の分量が減少する。

塵埃は有害なるものであるが、特に獸毛・ボロ・織物屑・絲屑は細菌を傳へ易く又金石類の角ある粉末は呼吸器を傷める。只、石粉・石灰・セメント・鐵粉・木屑等は比較的有害少きことが報告せられて居る。

(5) 血液は肺臟に於て酸素を吸収すると共に炭酸瓦斯を放出する。室を閉ぢ或は多人數一室に集合し、又は燃料をもやす時は、炭酸瓦斯は集積して呼吸

困難・頭痛・眩暈或は嘔吐を催すに至る。特に炭火の燃焼より生ずる二酸化炭素は血色素と結合して容易に分離しない性質のものであるから、炭火の燃焼を盛にすることは酸素の補給を妨害することになる。それゆゑ、室内の空氣は流通を良くし、暖房のためには電氣或はスチームを用ひるがよい。炭火を用ひる場合には燃焼瓦斯を室外に導く設備をせねばならぬ。幼兒の褥用として湯タンポがよい。又幼兒を劇場その他、多人數密集の場所に伴ふの有害なることを忘れてはならぬ。

(6) 肺結核病菌は世界到る所に廣がり、終生全く此の病菌の侵入を受けないものは極めて稀なものであり、多くの者は身體の抵抗力によつて之を征服して居るに過ぎない。ビルケイ氏はツベルクリン反應によりて其の罹病率を驗し次の成績を得てゐる。

年 齡	應陽率性 % 反
一—三 (月)	〇
三—六 (月)	五
六—一二 (月)	一六
一—二 (年)	二四
二—四 (年)	三七
四—六 (年)	五三
六—一〇 (年)	五七
一〇—一四 (年)	六八
一四—一六 (年)	九〇



結核菌傳染の経路につきては(一)塵埃説、(二)泡沫説、(三)消化器説の三種あるが、何れも一部の眞理を含んでゐる。その豫防法としては、一方には病菌の撲滅であるが、他方には各自の身體を壯健にし抵抗力を高めるの外はない。度々、感冒に犯される時は呼吸器の力を弱め、往々、肺疾患を誘起し易い。それゆゑ、常に日光と空氣とに觸れ、又姿勢を正しくし、適度の運動を行ひ、呼吸器の抵抗力を高め、又他方には皮膚を強壯にし相待つて感冒を豫防することに努めねばならぬ。

(7)すべて外圍寒冷なる時は身體は體表の血管を收縮せしめ、血液を中心部に集めて其の冷却を防ぐものである。然るに高温の暖室、或は浴室等より俄に寒冷の空氣中に入るときは、身體は急速に此の激變に適應することが出來ず、此の間に感冒に犯されるものである。特に幼児はこの體温調節の力に乏しく、往々、不明の高熱を發するものである。それゆゑ、幼児身體内外の温度の差については細心の注意を拂はねばならぬ。

### (三) 消化器の養護

消化作用は口腔唾液腺、食道、胃、脾臓、肝臓、小腸、大腸等の機能によつて行はれる。幼児時期は成長が急速であつて、多くの榮養分を要するから、食物の攝取と消化との爲に多大の勢力が費される。消化機能の健否は直に成長に甚大の影響を及ぼすものであることを思はねばならぬ。

(1)食物は先づ齒牙によつて碎かれねばならぬ。碎破せられざる食物は消化液の作用を十分に受けることが出來ない。

(2)乳齒の發生については前既に述ぶる通りであるが、六歳以後に於て大凡次の順序によつて乳齒は脱落して永久齒が之に換はるのである。

齒牙	年(歳)
中切齒	七—八
側切齒	八—九
犬齒	一—二
第一小白齒	九—一〇
第二小白齒	一〇—一一
第一大白齒	六—七
第二大白齒	一—二—三—四
第三大白齒	一—七—二—五

(3)乳齒がよく發達し、且よく使用せられる時は顎骨の發達がよく、永久齒も順序よく發生し、乳齒も亦速に脱落するものである。然るに乳齒が齶蝕等のために十分使用せられざる時は脱落の時期に遅速を生じ、永久齒發生の妨げ

をなし、顎骨の發達不十分なるため、齒列を悪しくするに至る。

(4) すべて食物の殘滓が齒牙の間に止まる時は酸敗して齒質を腐蝕し、或は細菌を繁殖せしめる。粘着性の菓子類は殊に齒を害することが多い。それゆゑ、食後には必ず水を以て含嗽する習慣を作らねばならぬ。三歳以後は小形の齒刷子を與へて齒を磨くことを教へねばならぬ。大抵朝一回行ふことは世間の風習であるが、就寢前、更に一回行ふことが肝要である。睡眠中、齒に害をなすことが多いからである。

(5) 齲齒は速に治療を加へねばならぬ。齲齒ある時は偏よつた咬み合せをなし、齒列を悪しくする。又、指をくはへ、頬杖をつき、片頬のみを枕にするなどは何れも顎の發達を片寄せ、齒列を亂すものである。

(6) 食物は咀嚼中、唾液と混和する。唾液はプチアリン(唾液素)、エンヂン(酸酵素)の二要素を含み、前者は澱粉質を糖化し、後者は蛋白質脂肪炭水化物を破碎して消化し易くするものである。それゆゑ、食物を能く咀嚼する習慣を作らねばならぬ。幼兒は往々、嬉戯に心を奪はれ、匆急に食事を終らんとするも

のであるから、食事中は他の誘惑物を遠ざけ、落着きて食事する様に仕向けねばならぬ。

(7) 食物は胃に送られてもなほ唾液の消化作用を續けるが、胃壁に接したる部分より漸次、胃液の作用を受けて第二の消化をなす。胃液中には遊離鹽酸とペプシン(胃液素)とがあり、蛋白質は之に消化せられてペプトンと稱する可溶性のものとなる。かくて糜粥状となり、胃の蠕動によつて少しづつ、小腸(十二指腸空腹回腸)に送り移される。動物試験の結果によれば、動物はその趣好物を示されるとき胃液を能く分泌し、之に反して恐怖憤怒等の精神感動を與へられる時はその分泌を停止するものである。之を見ても幼兒の食物は成るべく多方面に好みをもたせる様にし、又愉快なる氣分にて食事する様に仕向け、非難叱責などのことは別の時間に行ふ様にせねばならぬ事が解かる。

(8) 食物は十二指腸に於て膵液の作用を受け、澱粉蛋白脂肪類等みな此所で悉く消化せられる。腸液膽汁も亦この消化を助ける。さうして腸は自ら運動して此の乳糜狀榮養分を攪拌し、斯くて出來上りたる養分は腸壁に分布

せる二種の器官即ち乳糜管と毛細血管とに吸収せられて血管内に送られるのである。そのうち(一)脂肪類の様な水に溶け難い養分は乳糜管より胸管を通じて静脈に入つて心臓に送られ、又(二)その他の水に溶け易い養分は毛細血管より門脈を経て肝臓に送られ、此所にて過剰の養分はグリコーゲン(肝液素)となりて貯藏せられ、他はそれより更に静脈に入りて心臓に送られる。斯く心臓に入りたる養分は肺に於て酸化せられて新鮮なる血液となり全身に送られるのである。小腸にて吸収せられざる部分は、大腸に至り、主として水分を吸収せられ、残滓は次第に下方に送られて体外に排泄せられる。

腸の疾患は多く不消化物の攝取過食或は寝冷え等より起ることが多い。幼兒は毎日一二回必ず便通ある様習慣づけねばならぬ。腸の吸収強きに過ぎるか、或は蠕動弱きに過ぎる時は便秘を生じ、之に反する時は下痢を起すものである。また蠕動強きに過ぎるときは往々腹痛を起すに至る。

(9)夏期は胃腸の働き不活潑となり消化力が減退する。然るに幼兒は渴きの爲に飲料を要求する事が甚だしい。秋期には弛緩せる胃腸の筋肉引締り

食慾亢進するため多くの食物を取らうとする。さうして一方には細菌や蠅その他の昆虫類は夏期前後に最も多く繁殖して食物を汚し、他方には幼兒の節制力が乏しいから、大人は常に新鮮可消化的の食物を選んで適度に給與せねばならぬ。

#### (四)循環器の養護

(1)幼兒の心臓は割合に大きい。大人の心臓は全體重の〇、五二%であるが幼兒のは生誕時に於て〇、六五%である。

(2)幼兒は能く走るものであるが、走ることは呼吸を頻繁にし、且深くする。此の際、胸廓及び横隔膜を擴張し心臓の活動を活潑ならしめるものである。故に、新鮮なる外氣中にて幼兒を自由に運動せしめることは循環機能を旺盛ならしめる爲に極めて必要のことである。

(3)幼兒の血液の全量は其の割合大人のよりも多い。幼兒にあつては體重の九分の一であるが、大人にあつては約十三分の一である。併し、出血に對しては一般に幼兒は之に堪へ難いものである。多くの出血を起す手術は幼少

時代には行はず、後年に延期するのはその爲である。

(4) 血液中の血色素の含有量は初生兒の頃は甚だ高いものであるが、二歳乃至五歳の頃に著しく減じ、それより成長するに従ひ再び漸次増加する。

(5) 血液循環の時間は年少のものほど速かである。

血液循環時間表 (長尾博士)

年齢	血液循環時間(分)
初生兒	一二
三歳	一五
十四歳	一八
大人	三二

(6) 脈搏の變動は極めて鋭敏なものである。身體的動作、精神的感動、食事、啼泣等あるときは直に脈搏を増加せしめる。又、女兒の脈搏数は男兒のに比すれば更に多いものである。

(7) 濡れたる靴や足袋を穿き、又長時間下脚を曝露し、過度に體温を低下せしめることは往々、呼吸器、消化器及び循環器の疾病を生ずるから注意せねばならぬ。

(8) 幼兒の成長は徐々に進むときと、急速なるときとあるが、此の成長急速の時は循環器官は最も忙はしく働くものである。それゆゑ、此の時期には過重の負擔をおはしめる事なきやう注意せねばならぬ。

(五) 骨格及び筋肉の養護

一 人間の骨格は二百餘の骨から成立つて居るのであるが、幼兒期には之がまだ全く化骨してゐない。全く完成するのは大抵二十二歳乃至二十五歳位である。骨は骨髓並に骨膜に分布せる血管により榮養分の供給を受けて成長する。適度の運動は血液の循環をよくし骨格の發育を促すものである。

二 骨は石灰質と膠質とから出来てゐる。老人の骨は石灰質が多く、脆くて折れ易い。之に反して、幼若者の骨は膠質に富み、撓みありて曲り易いものである。それ故(1) 幼兒を抱き、負ひ、寝かせなどする時不正の姿勢を取らせ、又は一方のみ壓迫を加へることなき様注意せねばならぬ。(2) 歩行を始める時に於てその下肢の力まだ十分ならざるに強いて立たせ、又は歩行せしめてはならぬ。下肢の骨の彎曲を生ずる恐れがある。(3) 帯や紐を以て胸部を締めてはならぬ。

本邦幼児中には帯痕溝を有するものが少くない。(1)幼児は成長が速かであるから衣服や帽子や靴など、時に従つて取換へ、すべて窮屈ならぬ様注意せねばならぬ。小さ過ぎるものも、大き過ぎるものも共に避けねばならぬ。

三 脊柱は軀幹の中軸をなし、他の種々の骨や内臓を支持してゐる。それ故若し脊柱が歪めば他部の位地を不整にし、諸部の機能を妨げる。脊柱彎曲の原因は(1)悪しき抱き方(2)歩行の強制(3)机腰掛の不完全(4)重き靴を片側に携帯するなど、すべて姿勢の偏倚、弱き骨格に對する壓迫が原因である。屢矯正的運動をなさしめ、正常の發達を遂げるやう注意せねばならぬ。椅子によるときは、椅子の高さは足蹠の前部が床上に觸れる位にし、椅子の坐面の巾は上腿の四分の三が標準とせられてゐる。

四 幼児の筋肉は之を大人のに比すれば發育が甚だ幼稚である。大人の筋肉全量は體重の四三、〇九%であるが、初生兒にあつては二三、四〇%である。幼兒の筋肉は水分に富み蒼白で且軟かである。

五 幼兒の筋肉は疲勞し易いものであるが、併し疲勞の恢復も亦速かである

これ新陳代謝の旺盛なるが爲に外ならぬ。實驗の結果によれば榮養佳良のもののは筋の疲勞少く、榮養不良のものほど疲勞し易い。又筋は鍛鍊せられるに従つて疲勞を減じゆくものである。

#### (六) 神経器官の養護

一 大脳は感覺運動並に綜合の中樞であり、小脳は身體の平衡を維持し運動を調節する。延髄は生命維持の中樞である。大脳小脳は之を傷くると人間は生存し得るが、延髄を傷くるときは直に生命を失ふ。脊髓は反射作用を掌り、又大脳と末端神経との連絡の通路をなす。又末端神経は全身諸部の刺戟を傳達するの用をなす。

二 大顛門の閉鎖の後れる事は好事情の場合に於ては腦のまだ成長しつゝある證據となるが、悪事情の場合に於ては其れは病氣の徵候である。その何れであるかに氣をつけ機宜の處置を取らねばならぬ。

三 腦の回轉は生誕時に於ては極めて簡單なものであるが、外來刺戟に呼應するうちに次第に發達するものである。

四 感覺中樞と共に運動中樞が發達し、其の亂雜不完全の反應が漸次に確かさを加へ行く。さうして、是等兩中樞の發達と共に腦髓各部を連絡する所謂綜合中樞といふものが發達する。かくて次第に生理的竝に心理的作用を複雑化し行く。幼兒の腦髓の發達は急速であるから常に不安定の状態にある。然るに幼兒は此の腦髓組織を統制する力に乏しいから、腦の混亂が起され易く、屢頭痛痙攣、激情發作的號泣などに悩まされる。されば、すべて強い刺戟を避け、室を靜にし、活動の好材料を與へて、常に心身を快適にするやう注意せねばならぬ。

五 保育所や學校に行く様になつて幼兒は往々、環境の變化の爲に神經過敏となり、睡眠不安、夜中夢行、短氣、食慾減退等を生ずる事がある。是等は幼兒に對する心身上の負擔の過重を示すものであるから之を適度に輕減するやう注意せねばならぬ。

六 神經質の遺傳性を有する幼兒は物事に感動し易い。例へば見慣れぬものに對してよく驚き、寒暑を鋭く感じ、僅かの事にも顔色を變へ、動悸を感ずるといふ風である。従つて又疲れることが早く、注意が續かず、屢、欠伸して落着がな

く、常に周圍を見廻はす。又種々の習癖たとへば爪を噛み、毛髪を咬へ、異味を嗜み、指を甜めるが如きことをなす。斯くの如き幼兒は多く神經質の親によつて育てられるから益、その缺陷を深くするものである。常に寛弘温和の教師、快活無邪氣の良友に接せしめることが肝要である。

七 眼は害せられ易い器官である。それは眼の使用法の悪しきが爲である。幼兒の眼の調節作用は大人のに優つてゐ、小さいものを眼に近づけて能く見ることが出来る。併し、此の時の眼球の形をその儘に固定すると近視眼の形となる。それゆゑ、針にて細粒をつなぐことや、眼を机面に近づけて物をかくことや、光線不十分の所で本を見ることなどは避けしめねばならぬ。特に近視眼の遺傳質あるものは尙更多くの注意を要する。

煙煤、塵埃、汚水不潔の手巾、強烈の光など、すべて眼を汚くし又刺戟するものを避けねばならぬ。時々、硼酸水を以て洗滌することは眼の衛生上有効のことである。

八 耳の聴えの悪い事は少しの程度でも智的作用に多くの故障を起させる

ものである。その原因は大抵咽頭の炎症が歐氏管を通じて中耳に擴がつた結果である。それゆゑ、喉の痛みあるものは直に治療せしめねばならぬ。又常に感冒に罹り易いもの、鼻をかくもの、口で息するものは咽頭部の検査を受けしめねばならぬ。

九 耳の構造も亦その神経組織も何の故障なくして、併も、聴く力の不發達の爲に成績不良兒となつて居るものがある。彼等の缺陷は他人の發音を能く聞き別けることに注意を集中する習慣を強固に作らなかつた點にある。是等の幼兒に對しては聴き方練習を行はねばならぬ。

一〇 汽笛雷鳴爆音など不用意に烈しき音を聞かせるのはよくない。又耳を打つことのない様に注意せねばならぬ。鼓膜を破る恐れがある。

一一 汚水及び異物を耳中に入れぬ様にせねばならぬ。耳垢は微温湯を以て洗ひ取るがよい。金屬具を以て叮嚀を除かんとすること一般の習慣であるが幼兒に苦痛を與へ、驚怖心を起させ、その爲に無痛の處置をも忌避せしめるに至るものである。

三 鼻は狭き道にて、少しく腫脹すれば塞がる。又單に鼻脂の填充の爲に氣息の流通あしく、口腔呼吸をなすが爲に咽喉を犯されるものが少くない。常に鼻腔を空虚にし、鼻より呼吸する事の快易の感を有たせる様にせねばならぬ。

四 味覺は幼兒に最も早く明かなる印象を與へるものである。幼兒は毎回の哺乳と共に味覺と快感とを経験する。固形食を取る様になつて後は、次第に成るべく多くの榮養食品に慣れしめる様に仕向けねばならぬ。始は好まざる食品にても少しづつ、他の好物と共に與ふる時は漸次に慣れゆくものである。

五 嗅覺は早くより能く現はれる。フレクジツヒ氏によれば、大腦に於ける特種感覺中樞のうち嗅覺が最も早く成熟する。嗅覺は味覺と混同せられることが少くない。食物類は味と共に香をよくすることを考へねばならぬ。

六 觸覺は普汎的感覚とも言はれるが、胎生中既に漠然たる形に於て存在するものと想像せられて居る。生後に於ても、柔かな、且暖かな周圍は明かに幼兒に快感を與へることが解かる。次第に物に觸れて辨別する力が發達し、外物及び自己自身を知る様になる。始の時に於ては唇と舌先とは特に鋭敏にはたら

く。乳児が物を口にして甜めるはこれ唇及び舌先が外界認識の手段として作用する爲である。手が觸覺の特殊機關となるに従つて口にての認識は衰へ行く。

二六 温度の感覺は自己身體の温度と周圍の温度との差に對して起り來るものである。幼兒は温に對して極めて敏感なものであるが、一般に哺乳類の幼仔は敏感である。これ幼時は(1)體温發生力の乏しきと(2)皮膚面が比較的廣きが爲に外ならぬ。

二七 筋肉の感覺は生誕の初めは極めて漠然たるものであるが次第に運動と之に對する抵抗とが知られ、又之が密に觸覺に結合する。種々の物體について粗滑・輕重・硬軟を経験する時など能くこの作用が行はれる。幼兒三四ヶ月になれば、更に之に視覺が協働結合し、物に觸れ、持ち扱ひ、達し得る範圍の物を凝視することなどに依つて視覺の發達が大に助けられる。

#### (七) ホルモン器官の養護

分泌液を産出する器官が一定の排泄管を有して其の作用を營むとき、例へば

唾液腺 胃腺 肝臓などがそれごとく、唾液 胃液 膽汁等を排出するが如き場合は之を外分泌と言ひ、之に反して副腎 甲状腺 胸腺などの如く排泄管を有せずして其の産出物を血液 淋巴液などに送附する場合を内分泌といひ、其の内分泌物をホルモンといふのである。かの神経系統は刺戟を傳達して全身の機能を統一するのであるが、ホルモンは化學的方法によつて全身の機能の調和統一を保つことを計るのである。ホルモンに關する研究は近時長足の進歩を示したが、併し、なほ未確定のものも少くない。次にその要略を掲げる。すべて是等の器官に故障あるときは直に身體の發達が妨げられるから、能くこれらの理法を辨へおき、幼兒の發育の觀察並にその助長について實際上機宜の處置を取るやうにせねばならぬ。

一 副腎 怒れる人の呼吸が荒く、拳を握り、今にも敵に躍り掛らんと身構へをなすは誰もよく知る所である。この態度は實に人が自己を防禦するとして必要なる態度である。この場合、如何なるホルモンが身體内部にいかにか働けるかを次の例によつて説明する。嘗て或實驗室にて一匹の猫に十分の食を與へ



エツキス光線を以て其の胃の消化運動を照らし、活動寫眞を以て之を撮影したことがある。猫の胃は律動的に收縮擴張し、忙しく食物を混和攪拌してゐる様が見られた。其の時、不意に一匹の猛犬を引き來り、試みに猫に吠え寄せた。犬の吠える聲は大に猫を驚かした。さうして今迄見られた猫の胃の運動は全く停止して仕舞つた。猫は、身體上何等の傷害をも受けないのであるが、精神上に受けた感動の爲に胃の腑は麻痺して仕舞つたのである。さうして胃の運動の恢復に約二十分を要したのである。さて此の胃の運動の停止は如何にして起つたかといふに、副腎のうちより分泌せられるアドレナリンといふホルモンがあるが、是が不随意筋を刺戟して一時的に麻痺せしめる。是がまた猫の脊中の毛髮の根元にある小さな不随意筋の環を刺戟して毛髮を直立せしめる。アドレナリンはまた他方に随意筋を刺戟して一層強く且速に收縮することの出來るやうにする。アドレナリンはまた肝臓を刺戟して其所に貯藏せられたグリコーゲン(肝液素)を随意筋に送らせる。グリコーゲンは直に消費するに適した随意筋の榮養分である。又アドレナリンは疲勞を癒すの作用を有するもの

である。是がまた皮膚の血管を收縮せしめて身體内部の動脈に血液を送る。怒れるものが顔色蒼白となるは是が爲である。是等のことを仔細に觀察する時は從來、無用視されてゐた憤怒者に起る身體的變化はみな外敵に對して自然の用意した必要なる態度であることが理解せられる。

副腎は腎臓の上部にある扁平なる半月狀の器官である。副腎はまた後に記す甲状腺及び腺臓の過度の作用を抑制する。

二 甲状腺 氣管の上部兩側に位置する内分泌腺である。身體の發育を促し、物質代謝を適宜に調節する一種のホルモンを分泌する。甲状腺を摘出するときは容貌動作共に活氣なく、睡眠を貪り、感覺は遲鈍となり甚だしきは白痴となる。又甲状腺の機能亢進する時は感覺鋭敏となり、感情は亢奮し易く、容貌動作共に過敏の狀を呈し、手指震ひ、睡眠不良となり、記憶力減退す。甲状腺ホルモンは副腎ホルモン竝に側甲状腺のホルモンの作用を制する。

三 側甲状腺(上皮小體) 甲状腺の後壁に附着せる小豌豆大の腺である。物質の新陳代謝に對し重要な作用をなす。即ち強直痙攣を引起すが如き有毒

物質を分解して無害ならしめる一種のホルモンを分泌する。手術若くは病變のため此の腺に損傷あるときは痙攣を起すものである。

四 胸腺 心臓と胸壁との間にある内分泌腺にして初生時より十五歳頃迄發育を續け以後消滅する。胸腺は身體の發育特に骨格及び神経系統の發育を促す一種のホルモンを分泌する。胸腺が病變を受けると骨の畸形精神能力の減衰を生ずる。

五 腦下垂體 大腦の下面にある球状の一小體である。身體及び精神の發育に極めて重要なホルモンを分泌し、その産出量に過不足ある時は一定の病變を生ずるものである。

六 松葉腺 腦下垂體の近傍にあり視神經床に連續せる一小腺體である。生後約七年頃より漸次退行變性する。身體の異常なる發育特に性的早熟を抑制する如き一種のホルモンを産出し、すべて腦下垂體の作用を制肘する作用をなすものである。

七 睪腺 外分泌物として睪液を分泌する外、炭水化物の新陳代謝を調節す

る一種のホルモンを分泌する。

八 胃粘膜 胃の幽門部粘膜に胃液の分泌を促すホルモンを分泌する。

九 胎盤 母體の乳腺を發育せしめ乳汁の分泌を促す一種のホルモンを分泌する。胎盤より抽出したる物質を授乳期の婦人に與ふる時は乳汁の分泌を増加する。

#### 第四節 幼兒の教養

##### (一) 良習慣の養成

幼兒は(1)自己保存のために榮養防禦遁避或は獲得狩獵蒐集好奇などの生得的本能を有し、また(2)種族保存及び社會的生活のために共感同情愛護協同等の本能を有する。而して、是等の本能の大部分は學齡前に於て既に大なる活動を現はし、環境の事情によつて種々の姿を成すものである。此の間に於て、其の活動より生ずる危険を豫防し、又この本能を基礎として良習慣を養はねばならぬ。すべて初發の時は良傾向を與へることが容易である。かの鳴禽を飼ふものが

其の啼き始めの頃に於て美音の名禽を師匠に選び之を囀り習はしめるは此の理に外ならぬ。すべて動物の馴養は幼時を逸しては成功し難い。これ一たび悪習慣を造るときは之を矯正するに大なる努力を要するからである。さてまた初發の頃はまだその活動に習熟せざるが爲に失敗を繰返す事を免れない。それゆゑに、特に保護と指導とが必要を生ずるのである。すべて人の身體上の損傷、竝に行動上の悪癖にして幼年時代に起つてゐるものゝ多いことは父母教師の大なる反省を要する事柄である。此の時期の幼兒は暗示に感じ易く、直に模倣するものであるから、父母教師は徒に口舌の訓戒によることなく、實踐射行の活模範によつて幼兒の本能を純化し良習慣を作らねばならぬ。

## (二) 異常行動の原因

さて又幼兒がその本能活動を現はして之を満足せしめんとする際に於て、周囲の人々が之を許さざるか、或は平素の教訓を守つて自ら之を制止するか、又或は自ら之を成遂げんとして其の力の弱小なることを感ずる時は、此に失望と壓迫とを感ずることゝなる。さうして此の被壓迫的欲求は一時は斥けられて意

識下に沈み行くも決して全く消滅するものではない。或は潜伏して好機會の到來するを待ち、或は種々に變容して意識面に現はれんと努むるものである。例へば己の好まざる仕事を屢強いらるゝ時は虚病をなして免れんとし、時には眞實に頭痛や腹痛を感ずるに至ることもある。又たとへば教室の規律あまりに嚴にして屈託に堪へざる時は排泄の必要起りたりと訴へ、或は忘れ物をしたりなど、稱して速に室外に出でんと企つるに至る。或は弟妹にのみ與へられたる贈物を見て之を羨み、表には之を無價値と貶しながら陰に之を玩弄するが如き、或は又己の過失を辯護するに他人の缺點を以て之を補はんとし、成績の不良を學用品の不備に歸せんとするが如き、又或は貧家の兒女が學業の優秀によつて富者の子に對抗せんと努力するが如き、是等は何れも壓迫を免れ、自ら伸びんとする知らず識らずの間の行爲たるに過ぎぬ。

時にまた偶然の出來事より一見不可解の偏癖を作ることがある。その一例を言はん、嘗てある少女が白色の猫を極度に嫌ふことがあつた。精神分析の結果、此の少女が幼少の折ある日、母のあらざる室にて獨り遊び居たるに、家に飼

へる白色の猫が突然とこの少女に跳びつき、少女は大に驚きて母を呼ばんとしたるに、猫は直に去り行きたるを以て、爾後この出来事は忘却せられて居た。然るに此の経験は爾後、無意識世界において其の作用を續け一種の偏癖を作るに至つたのである。なほ無意識界の作用について他の一例をいはんに、嘗てある婦人に對し、彼女の歩きし街路の一雜貨店に陳列せる物品につきてその記憶を尋ねたるに、何等知る所なかりしより、之に催眠術を施したるに、彼の女はその悉くを正しく答へることが出来た。是等の例によつて見るも、人は無意識的に無數の経験を收得し、さうして、是等は知らず識らずの間に種々の働きをなすものであることが解かる。幼兒の常住する家庭の波瀾、近隣社會の悲惨事、或は年長惡童の壓迫、異様の動物に對する恐怖の念等、すべて是等は不斷に幼兒の心意生活に深い影響を及ぼすものである事は想像するに難くない。近時、精神分析學者達は精神的疾患者の多くの者が幼時に於て其の原因を形成して居る事を發見した。さうして、吾人に知られざる此の無意識界の深奥なることを強調して、比喻を用ひ、かの氷山の見ゆる部分が僅に全體の十分の一に過ぎずして、其の十

分の九は海面下にある様に、人の精神も亦、僅少の意識部分に比して無意識部分の大なることを指摘してゐる。

### (三) 遊戯の生活

かゝる境遇のもとにある幼兒をして、其の壓迫不快の生活より免れて自由無碍の天地に活躍せしめ、以て健全なる心身の發達を遂げしめん爲には、遊戯をなさしむるに如くものはない。實に幼兒は其の盛なる想像によつて自由に善美の世界を構成し、自らその主人公となりて世界を支配して喜ぶものである。此の際、あらゆる人間及び動物の生活を模倣し、一方には良傾向を形成し、他方には壓迫せられたる觀念欲求を解放する。是によつて精神の淨化せられること、恰も肺呼吸によつて血液が新鮮にせられるにも比すべきである。然り、實に此の時期の幼兒の生活は食事と睡眠との外は皆遊戯の生活だといふべきである。これその自然の必要より來つたものに外ならぬ。幼兒は家庭内に於ては玩具や繪本を用ひて想像的遊戯をなし、又父母長上に伴はれて郊外に自然を友とし、經驗の世界を擴げる。是等はみな後年生活の基礎となるものであるから十分

の保護を加へねばならぬ。次に玩具と繪本とについて其の種類と選擇上並に使用上の注意とを掲げる。

(四) 玩具の種類と選擇

一 玩具の種類

- (1) 人形遊玩具(各種の人形・人形の家衣服附屬品その他)
- (2) 動物遊玩具(犬猫兎鶏鳩等臺付共)
- (3) 球遊玩具(大小各種ゴム及びセルロイド製)
- (4) 樂器遊玩具(笛太鼓ラッパオルゴール・ハーモニカ等)
- (5) 乗物遊玩具(電車汽車自動車汽船飛行機等)
- (6) 分解結合玩具(嵌繪子持たるま入れ子の箱等)
- (7) 建築遊玩具(積木類一切)
- (8) 砂遊玩具(篩匙鍬鏝その他)
- (9) 家庭遊玩具(小形の膳碗皿その他・小形洗濯用具・小形室内用具)
- (10) お祭遊道具(雛祭道具端午祭道具七夕初午その他に使用するもの)

- (11) 水遊玩具(バケツ柄杓水鐵砲模型魚類等)
- (12) 兵隊遊玩具(鐵砲旗手綱竹刀等)
- (13) 賣買遊玩具(各種商品材料厚紙模型貨幣等)
- (14) 郵便遊玩具(郵便箱集配用靴各種郵便模型類)
- (15) 競技玩具(双六カルタ類圍球盤等)
- (16) 園藝遊玩具(草搔移植鍬鉢如露等)
- (17) 理化學的變<sub>化を樂しむ</sub>玩具(百花鏡虫眼鏡寫真機彌次郎兵衛水繪等)
- (18) 製作材料(各種色紙厚紙粘土比午繪具その他)
- (19) 切抜組立玩具(切抜用繪紙廢物利用繪雜誌類)
- (20) 熟練<sub>を樂しむ</sub>玩具(劍玉射的お彈きお手玉等)
- (21) 自然物玩具(小貝木の實竹葉草莖豆類等)

二 玩具の選擇及び使用上の注意

(1) 玩具の材質は安全堅牢でなくてはならぬ。幼兒は手の使用がまだ極めて無器用であるから、玩具を曳きづり、投げ、又は打ち付ける。また、木竹製のもの

のは裂條を生せぬ様のものを選び、又鐵葉製のものは切端を曲げ込みおかねばならぬ。怪我を生ずる恐がある。

(2) 玩具の各部分は接合を堅固にしておかねばならぬ。釘付嵌込・盤陀付・膠付縫合せなど容易に離れぬ様に注意しておかねばならぬ。遊戯の最中に玩具遊具が壊れるなどすると幼兒は非常に失望する。又或は怪我を生ずる恐れがある。

(3) 玩具は其の一部分の破損の爲に全部が使用に堪へぬ様になる。半ば廢物となつた玩具が何所の家庭にも堆積してゐるは經濟上からも損なることである。是等は部分品を準備しおき随時に取かへてやらねばならぬ。

(4) 動く玩具にあつては動力を生ずる部分の構造に注意し、彈機・ゴム線・齒車・ネヂ等を堅固にし、且つその強さは幼兒の力に應ずる様加減せねばならぬ。

(5) 塗料は衛生上無害にして且褪色・脱落の恐なく、又幼兒の手や衣服などに汚染しない様にせねばならぬ。

(6) 使用のために汚れ易い玩具は水洗に堪へ得る様に造らねばならぬ。

(7) 玩具は保存用紙箱、又は木箱に納めるか、又は戸棚中に陳列しおき、塵埃に汚されぬ様に注意せねばならぬ。

(8) 玩具によつては幼兒がそれを使ひ得るまで大人は補助し指導してやらねばならぬ。玩具の壊れやすきは一つはかゝる場合に指導の不十分なるためである。

### (五) 繪本の種類と選擇

#### 一 繪本の繪の種類

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (1) 都會の狀況 | (2) 田舎の狀況 | (3) 植物界   | (4) 動物界   |
| (5) 山の生活  | (6) 海の生活  | (7) 農牧    | (8) 狩獵    |
| (9) 家庭生活  | (10) 百匠   | (11) 戰爭   | (12) 冒險   |
| (13) 玩具の國 | (14) 遊戯競技 | (15) 年中行事 | (16) 神社佛閣 |
| (17) 公園   | (18) 交通   | (19) お噺繪  | (20) 漫畫   |

#### 二 繪本の選擇及び使用上の注意

(1) 幼兒の興味は自己及び周圍の社會的經驗に關して強く起るものである

から、最初の繪本は家庭及びその周圍の事物を描いたものがよい。

(2) 繪本は眞實を傳へ、美感を刺激し、又娛樂の資を供給するものゆゑ、是等諸方面のことを含むがよい。併し、幼少の子供は繪によつて學ぶことが多いから、眞實を第一に傳へることを考へる必要がある。想像心を満足せしめる繪も必要であるが、餘りに甚だしい架空のものは制限を加へねばならぬ。

(3) 繪の意味は繪のみにて理解せられるやう巧に描かれる事が必要である。若し文字を以て理解を補ふ場合には文字及び語法上の誤りなきやう注意せねばならぬ。

(4) 趣味には親熟といふことが必要である。それゆゑ、良繪本を選びて親しませる様にし、俗惡のものを與へない様に注意せねばならぬ。

(5) 輪廓の線は簡單にして太く且連續的なるがよい。色彩は一般に明るい色の方、幼兒の好みに適し、又色彩の差異は飽和せるものほど幼少者に取つて識別せられ易い。

(6) 繪本の紙質は強韌なるものが必要である。幼兒は繪を見て反應運動を

起し、繪を打ち、撫で、或は話し掛ける。それゆゑ、幼兒の繪本は損じ易い。麻布或は稍厚き紙を用ひ、又使用に堪へる様に堅固に綴らねばならぬ。表紙は特に破れ易きゆゑ、特別の紙を用ふるか又は紙端を曲げ込みおくがよい。

(7) 繪本は一枚宛、丁寧に見るやうに習慣づけねばならぬ。一時に多くを示すときは觀察を粗略にし、又想像を不十分にすることになる。

(8) 繪本にて幼兒の見る所、感ずる所を話させることは良い方法である。此の間に幼兒の種々の心作用を練習することが出来る。

(9) 繪本は靜觀といふ所に獨特の價值がある。玩具の活動を助けるといふ價值に對してゐる。各、その獨特の長所を發揮することが肝要である。

#### (六) 言語の發達

幼兒の言語は既に第一章に述べた様に(1)單なる發聲と身振とに始まり、(2)遊戯的言語の段階を経て、八九ヶ月頃より(3)模倣言語の時期に入り、始めて意識的に父母及び側近者の話語を學ぶ様になるが、それより一年半位の間は一時停滯して不進となる。所謂(4)高原期に入るのであるが、是は歩行などに大に勢力が

費される爲だと思はれる。二歳以前は名詞動詞が大部分を占め、次に多きは副詞であるが、二歳より三歳迄の間即ち(5)表出期に入ると他の品詞の増加の割合が多くなり、言語の組織に大變化を來すのである。此の時期に於て眞の意味の言語が練習せられ、幼兒は自己の思想感情を自由に表出することを學び、三歳の終頃迄に自分の用に足りるだけの言語を收得するのである。それより以後、經驗の増加と共に語數も次第に多くなり、學齡に達する頃迄に大凡四千乃至五千の語を知るやうになる。父母教師は幼兒が如何なる言語の使用に難易を感じるかを精察し、良模範を示さねばならぬ。又單に言語のみを教ふことなく、實事實物を觀察經驗せしめ、名稱を教へ、敘述を正しからしめ、且大人の明瞭正確にして且趣味ある話を聞かしめる様につとめねばならぬ。

#### (七) 母子不理解の慘害

心身孱弱なる幼兒を保護愛育することの必要な事は前述する所によつて明かであるが、又他方には餘りに無用の干涉をなす事の却つて害あることを知らねばならぬ。此の事についてホーマー・レイン氏が其の著書中に描いた一幼

兒生活の記事の如きは育兒の實際に當る人々の良き參考資料となるべきものである。其の概要を言はんに、レイン氏は嘗て、十四歳の手に合はぬ惡少年を託せられた事がある。此の少年は過ぐる二年間、官憲の命によつて十一回答打られた。官憲の報する所によれば、此の兒は十一歳迄は良少年であつたが、俄に竊盜賭博漂浪を事とする様になり、百方努力するも其の効なく益惡化するのみであるといふ事であつた。併し、氏は此の反社會的惡癖が公然と知られる様になる前に、既に長い年月の間に養ひあげられたものに相違ないと思つた。氏はこの少年が『答打たる』にも拘らずでなくて『答打たる』故に惡化するものだと考へた。さうして、氏は此の少年の生活の歴史に溯り、その不良性の萌芽を乳兒時代に見出したのである。氏の言に、『此の兒は實に生後數週間の内に既に母子の間に第一最初の不理解を始めたのである。此の兒はその小さい肥つた拳を動かす之を支配することを試みて居た。彼は拳を動かすことの可能なることを悟り、その癡癡的の無目的の移動を見つめてゐた。或日、彼は筋肉の收縮によつて拳が動かされることを偶然に發見した。彼は拳を口に持つて來よう



と試みた。更に彼は長い時の間、熱心に拳を思ふ方向に動かすことを試みてゐた。時としてそれが成功する。そのとき彼の喜びは非常なものであつた。彼は一層能く手の支配を得んとして常にそれを續けて居たのである。或日、彼の母は之に氣がつき、兒はたゞ拳を口にすることを求めるものだと思ひ、直に之を口に入れてやつた。然るに此の兒は其の仕事に對する此の干渉に對して劇しき反抗の態度を現はした。こゝに此の兒は犯罪經歷の第一歩を始めたのである。彼はその小さい體軀を強直にし、無念の叫び聲をあげ、手と足をばたつかせた。さも自己の尊嚴を傷けられたに對して復讐をなすかの様に見えた。そこで彼の母は一つの鎮靜の手段を取つたのであるが、此の兒の十二年後に受けたと同様の處置を此の時に始めたのである。

四肢の支配を得んとする此の兒の熱心なる努力的仕事に對して、母の干渉はなほ續いた。併し、それにも拘らず、彼はそれに執着した。さうして次第に四肢の支配に熟練を得るに至つたのである。彼は自身の努力に對する成功を得る毎に、自己の力に對する自信を得た。彼がいつも困却したことは自分の仕事に

干渉されること、又代つてして呉れる人のあること、又騒がしいとて止めさせられる事であつた。それでも彼の熟練は更に進んで行つた。手でもつて物を握み、それを弄ぶことが出来るやうになつた。彼は一度、匙を床上に打附けて響く音を發し得ることを知つた。此に彼は聽覺に現はれた彼の力の證明を得たのである。彼はこの最新の發見を確にする爲に、繰返して經驗してゐたが、彼の母は騒がしいと言つて、匙の代りに護謨の玩具を與へたのである。然るに護謨の玩具は響く音を發しないから、之に抗議の叫び聲をあげて見たが、母は例の鎮靜手段を取つたのである。

二三年の間、彼は熱心に筋肉と外物との支配のことに精勵した。さうして彼の力は日々に進み行いて彼に多くの満足を與へたのである。今や彼は自分一人で種々の品物を積み重ねることが出来、又腕の一振によつて之を崩壊せしめることが出来ることを知つた。さうして二重の喜びを感じて居た。彼はいつも他人の援助を排斥してゐたのである。ある日、彼は小さい匙と手桶とを以て砂丘で砂遊をして居た。が、此にこの兒はその小さい大望心を刺激するに足

る好個の難事業を見出した。それは此の砂丘は可なりの容積があり、全部之を他に移すには少からぬ困難があつたからである。併し、手桶にて少しづつ運べば移せぬこともない。只、そこには困難といふことがあつたゞけである。匙鍬は屢くつがへり、手桶の砂は度々こぼれた。併し、彼は今迄の経験によつて、辛抱して行ひさへすれば、みな移せると信じて居た。彼は嬉々として手桶を充たしては運んでゐた。『困難の爲に失望する』でなくて、『困難の爲に勵まされ』てゐたのであつた。只、このまゝに彼の力に任せられ、打棄ておかれさへすれば、何等の錯誤も起る事はなかつたのである。然るに側に之を眺めてゐた彼の母は一途に、この兒の遊びを無用のものと見なし、又その力の弱小なることを憐み、且又、その望む所は單に手桶を充たすにある。之を助け與へる事は彼の満足を得るものであると誤信し、俄に幼兒の手より匙鍬を取つて手桶を充たしてやつたのである。然るに何ぞ圖らん、此の兒は恐ろしい程の怒りを發したのである。その憤怒は非常のものであつた。彼の望む所は自身にて手桶を充たすこと、自身にて砂といふ外物を支配することであつた。然るに彼の母は兒の失望の原

因を少しも理解する所なく、迷惑にも、此の兒の衣服に刺針あるかと疑ひ着衣の検査をしたのである。日々の誤解は斯くの如きものであつた。屢彼は疳癪を起しては體罰を受けたのである。併し、彼は何故に罰せられるかの何等の理由をも理解する所がなかつた。斯くて學習の道途に幾多の困難はあつたが、何もかも彼の外物支配の目的を妨げることは出来なかつた。』

以上は幼兒の年齢がまだ甚だ幼稚であり、其の活動の世界も亦甚だ狭いから世間多くの親達の注意を惹くに至らぬが、更に是が次の時代に發達する時に、始めて父母長上の憂慮の種となるのである。讀者は乳兒時代にその端を發した幼兒教養の錯誤が如何様の結果に成り行くかを更に注視せねばならぬ。レイン氏は更に續けて言ふ。

『五歳の時に新しい喜びが到來した。想像の作用によつて彼は少數の物を多くの目的に使用することが出來た。積木は種々の人民、種々の動物に對する建物として使はれた。最早彼は積木の家を崩壊せしめることを欲しなかつた。彼は想像的に、假に、大人となり、また不思議な英雄的な偉力を振ふ事を喜んだ。』

彼は兵士となることが好きであつた。兵士は他を支配するからである。彼が單獨にて遊ぶとき、その喜悅の中心は實に自力を試めすといふことにあつた。

七歳になつて彼は兩親が自分を支配する様に人を支配し得んことに大なる希求を有つてゐた。假裝の敵に向つて箒の馬を驅ることに満足が出来なかつた。彼は本當の戦がして見たかつた。そこで彼はトミー・スミスを誘つて來て彼と一騎打をした。彼は決してトミーを嫌つてゐる爲ではなかつた。それは彼が擦り傷や掻き傷をして、その手當をして貰ふ時、少しもトミーを責めないのを見ても明かである。彼は只、本當の戦を求めてゐ、トミーを自分の意志に屈服せしめることを求めてゐるのであつた。彼は家の猫を苦しめて其の悲鳴を音樂でも聞く様に喜んだ。彼は母の不理解に對して往々、椅子を倒し、戸を閉づるに烈しい音を立て、防禦の爲の叫聲をあげたりしたが、決して特に怒れる母の追跡を快く思つた爲ではなかつた。只、彼は今まで自分を完全に支配してゐた其の人物に對して自分の力が及ぼし得るその影響を見て喜んだのである。彼は危険を冒すことを好む様になつた。度々の折檻も只、彼に新しい復讐法を刺激

するに過ぎなかつた。今や彼は常習的に彼の母に味方する何等の權威にも反抗する様になつた。彼の衝動は價值なき一切の命令に反抗する事であつた。彼は家にあつては不愉快に氣を腐らし、出來得るだけ長く家の外で同年齡の仲間と遊び暮した。彼は皆のものよりも一層勇敢の動作をして仲間のものに賞讃されることを喜んだ。警吏の怒りの眼、嚇しの拳は只、彼の有力なることの證據に外ならぬと彼は自ら竊に思つてゐた。彼は學校中での持て餘し者だと教師に思はれて居ることを光榮に思つて居た。彼は惡仲間を支へられて、次第に公然と官憲に反抗を試みる様になつた。今や彼を満足せしめる唯一の活動は權威あるものを怒らすことであつた。彼は順良の子と言はれることを恐ろしい卑怯のことゝ思つた。彼は仲間の賞讃といふ事の外には何等の權威をも尊敬しようとしなかつた。彼は一度、投錢賭博をして警吏に捕へられ、法庭に引出されて笞刑を受けた。彼は仲間から官憲の命令を蔑視したことに對して賞讃せられた。彼は法の制裁に畏縮せざることを證する爲に或家の硝子窓を打碎いた。直にまた一つの笞刑を受けたのである。仲間からは更に畏敬の眼を以

て見られる様になつた。彼は一夜、獄に繋かれ檻房に閉込められた事があるが、人知れず囚人に對する賞讃の念を感じて居た。彼は今や臆面もなく法庭の被告席に立ち、聽衆環視の焦點となれることを得意として、審判官の尋問に對し大膽に抗辯した。笞刑はもはや彼を脅すに足りなかつた。彼は左様な子供らしい取扱を受けることを恥しく思つて居た。彼は笞刑よりもつと大きい刑罰に値する罪人として取扱はれることを望んで居た。此に彼の興味は完全に反社會的となり終つたのである。』と。此の兒と同じく遺傳もよく物質的生活にも不自由なき幼兒にして、只彼等と長上との間の不理解から不運の生涯に入るものが世間その例乏しからざるは遺憾の至りと言はねばならぬ。(1) 幼兒の眞の要求を洞察する事と、(2) 早き時期に於て之に適切な保護と指導とを與へることの如何に重要なことなるかを育兒當事者は深く心に銘せねばならぬ。

### 第五節 幼兒の負傷及び疾病

幼兒時期に起り易い創傷の應急手當、並に疾病の徵候について次にその概要を

記載する。是等はその特に軽度のものゝ外は何れも醫療を要するものなることを忘れてはならぬ。凡そ一の豫防は十の治療に優るものであるから、其の時機を逸せぬ様注意することが肝要である。是等の疾病のうち其の重なるものは何れも潜伏期を有し、その間、幼兒は平常と異なりて心身の不活潑、食慾の異狀、體温の變化等を現はすものであるから、側近者は鋭敏に之を觀察して、臨機の處置を取らねばならぬ。

一 打撲傷 速に腫張を防ぐ處置をせねばならぬ。冷水を布片にひたして冷せば、其の部分の血管を締め循環を緩和するから、充血或は出血を防ぐことが出来る。又直に繃帶するがよい。

二 創傷 創口を清潔にし、沃度を以て消毒し、繃帶を施すがよい。創淺きものは血液凝結して自ら止血する。創大なるものは心臟部に近き脈部を壓して縛り、又手足の先ならば關節部を曲げて血行を緩げる。速に醫療を受けねばならぬ。

三 挫傷 骨折脱臼などの場合に注意すべきことは成るべく患部を動かさぬ

様にし醫師の來診を待つことである。

**四 火傷** 輕きものはグリセリン或は硼酸軟膏等を塗擦する。水疱あるものは硼酸末或は亞鉛華澱粉を用ひて乾燥せしめる。大なる水疱は刺して水を漏すがよい。疱膜は剝がぬ様にせねばならぬ。すべて患部が直に空氣に觸れるときは痛み甚だしきゆるる包むやうにせぬばならぬ。重症のものは醫療を要する。

**五 刺傷** 蜂その他の昆虫類、或は毒麻などにさされた刺傷は刺を抜いて温湯にて洗ひ、アムモニヤ溶液をぬるがよい。

**六 咬傷** 毒蛇、狂犬等の咬傷に對しては夫々特殊の療法があるから一時も早く醫療を受けねばならぬ。その間、毒液の身體に擴がらぬやう、心臟部に近き部分を緊く縛り、毒血はなるだけ傷口より搾り取る様にするがよい。

**七 鼻出血** 頭を高くして仰臥させ、脱脂綿に過鹽化鐵液又は明礬液を浸して鼻につめ、頭部及び鼻部に冷罨法を施すがよい。

**八 百日咳** 初めは普通の咳であるが、一乃至二週間の内に特有の發作的痙攣

性の咳を發する。咳は二三週間續きて次第に輕くなる。なほ全快には五六十日より百日以上に及ぶことがある。看護としては肺炎、中耳炎等を併發せぬ様に注意し、發作時の咯痰を助け、又榮養を十分に於ける體力の減退を防がねばならぬ。

**九 流行性感胃** 發熱、惡寒、頭痛、或は四肢倦怠を訴へる。食慾なく、嘔吐、下痢、或は咳を發し、胸部、腰部、又關節部の痛みを訴へることもある。普通一週間に於て解熱するが、時に長く續くことがある。一般に流行時に於ける病菌力の強弱によつて種々の症狀を呈する。往々、肺炎、中耳炎、腦膜炎を併發するから注意せねばならぬ。

**一〇 赤痢** 夏秋の候に多く起き、發熱、下痢を起す。一二日の内に粘液に血や膿を混じた便を幾回となく下痢する。其の都度、裏急後重に惱み、又渴を訴へる事が甚だしい。經過良ければ一二週にして下痢の回數減じ、便性も次第によくなり、三四週にして治癒する。重症になると衰弱のため危険に陥る。すべて安靜と食事とに大に注意せねばならぬ。

二 水痘 初め輕熱を發し、顔面及び胸部より四肢に小さき赤斑點を生じ漸次豌豆大の水泡となり、次で化膿して中央に凹みを生ずる。それより三四日にして結痂し、一週間位にして痂屑落ち全快する。

三 流行性耳下腺炎 初め耳の一方下部に腫脹を生ずる。無熱或は輕熱二三日内に腫脹漸次増大し顔容を變せしめるが、それより二日位にして急に腫脹減退する。併し、一方癒らざる内に他側に及ぶものが多い。化膿することは稀であるが、冷罨法を施し腫脹の減退を助けねばならぬ。

三 腸壁扶斯 頭痛食慾不振熱發惡寒を訴へる。五六日目には三九乃至四〇度の高熱を發する。これが數日續きたる後、次第に解熱する。大人の場合に比すれば時期が短く、又危險なる腸出血を起すことも少い。併し、再發し易いから十分に靜養せねばならぬ。榮養食物については議論もあるが、矢張、流動食の方が安全である。

四 氣管支炎 多くは鼻感冒がもとである。麻疹百日咳の經過中には必ず併發する。乾きたる咳嗽が頻りに出で喘鳴が伴ふ。發熱三十九度以上に昇る

事もあるが、多くは數日中に平温に復し、一二週間にて平癒する。併し、高熱續くときは肺炎・中耳炎等を併發するから注意せねばならぬ。

五 チフテリ― (1)咽頭が犯される時は扁桃腺が腫れ、白い膜が出来る。痛みと咳とを伴ふ。(2)喉頭が犯される時は嗄聲となり、犬の吠ゆる様な咳を發し呼吸困難を來たす。(3)鼻に來る時は鼻閉塞を起し、混血の鼻脂を漏らす。本病には特效の血清療法がある。時期を遅らす時は危險に陥るから直に醫療を受けねばならぬ。

六 麻疹 小兒傳染病中最も傳染力の強烈なるものである。潜伏期は三四日乃至十日位、その間幼兒は不活潑となり、食慾も振はぬ様になる。俄に發熱三十八九度に昇り、嘔吐・流涙・咳嗽を起し、眼の結膜赤くなり、又時々鼻血を伴ふ事もある。三四日にして紅色疹を發する。多く最初は眼の近傍に現はれ、間もなく顔中に廣まり、次第に頸軀幹より四肢に及ぶ。全部發疹するには二三日を要する。此の間、熱度最も高く四十度乃至四十一度に及ぶことがある。肺炎・中耳炎・心臟衰弱その他の合併症も此の間に起るものであるから看護に最

も努力せねばならぬ。發病より八九日目には體温脈搏も元に復し、紅色疹の色も褪めて稍常態に復する。發病より凡そ二週間にして全快するが普通である。室の換氣をよくし、流動食を取らしめ、温暖にして臥させねばならぬ。幼兒は往々窮屈の爲に寢床を拔出でんとするものであるから、玩具、繪本お嘸などにて慰めるがよい。又温湯洗拭や皮膚を摩擦することは病苦を忍び易からしめるものである。

二七 猩紅熱 突然三十九度乃至四十度の高熱を發する。咽喉痛み、その部に白い膜様のものが附着する。發熱後二十四時間内に赤色の發疹を起し、頸部・胸部背部より次第に四肢の末端に及ぶ。約一週間にして熱下降し、疹も次第に消褪し、皮膚の剝離が始まる。此の落屑は長く續き、且傳染力を有するから注意せねばならぬ。此の病は又中耳炎・淋巴腺腫・腎臟炎等を併發しやすい。

二八 疫痢 夏秋の頃に起り易い。突然四十度位の高熱を發し、四肢冷却、顔色蒼白となり、腹痛嘔吐を催す。下痢は少けれども悪臭ある腐肉様の軟便、或は粘液便を下し、痙攣昏睡を來す。半日乃至二三日にして死するものが多い。多

くは不良の飲食物特に未熟の果物の過食等によつて起される。

二九 肺炎 (1) 格魯布性肺炎、(2) 加答兒性肺炎の二種がある。(1)は眞性肺炎とも言ひ、特種の病原菌より起る。嘔吐腹痛痙攣などの症狀にて始まり、發熱三十九度より四十度以上にも昇る。食慾缺損し、咳嗽頻發、呼吸困難を生じて苦悶する。又肺の機能不完全となる爲身體の末端部にチアノーゼ(皮膚、粘膜の色が紫色に變はる)を呈する。此の高熱は一週間位持續するが、急に體温下降して二三日の中には著しく輕快となる。(2)は麻疹百日咳流行性感胃その他の傳染病に併發し、體質弱きものに起り易い。幼兒は(1)の方よりも(2)の方に罹り易く、又危険も多い。(2)にありても咳嗽發熱呼吸困難チアノーゼが四大特徴である。熱は高低の差が甚だしく、朝は低く、午後は三十九乃至四十度にも昇る。脈搏數甚だ多く、特に呼吸困難が著しく、呼吸と共に頭部及び鼻部が動き、又胸廓の下部は陥没する。經過順調の場合にても二週間乃至四週間を要し、時に數ヶ月に亘ることがある。

## 第五章 社會的施設

社會改善の中心問題は各個人の生活の保全にある。生活の保全は各個人の體力の旺盛能率の増進協同精神の發達によつてのみ得られる。然るに是等のことたるや、急速に造り得られるものではない。必ずや幼少の時よりの徐々の發育に待たなければならぬ。恰も造花は俄かに作り得られても、生花は種苗の成長によるの外望み得られぬのと同様である。從來、妊娠・分娩のことは偏に人生の秘事とせられ、哺乳育兒のことの如きも偶然の成行に委ねられ、幼兒成育の良否の如きも亦これ人間の運命と諦められて居た。然るに近世諸學術の進歩と共に是等の秘事が闡明せられるに至つて、自然の驚くべき機能と深奥の意味とが知られる様になつた。婦人がその天職たる妊娠・分娩育兒のために如何に大なる犠牲を拂ひつつあるか、又幼兒が其の弱小の時期に於て如何に屢、生死の境を出入しつゝあるかが明になつたのである。幼少時に於ける養育上の僅ばかりの注意の有無は後年

に於ての數年間の努力矯正にも優ることが少くない。現今、先進文明諸國に於ては是等の問題について競つて種々の施設をなし、不幸の母、悲運の兒を生せざらんことに専心努力してゐる有様である。次に是等保護事業中その主要なるものについて畧述する。

## 第一節 妊婦・産婦・育兒婦の保護

- 一 有兒者特典 家族中の幼少年者の數に應じ租税を輕減する法である。我が邦に於ては所得税法中、第三種所得税につき、總額三千圓以下なるものに對し、十八歳未満の者一人毎に年額百圓を控除することになつて居る。
- 二 榮養品廉價供給 私費或は公費の補助を以て妊婦に必要な滋養分に富んだ食品を廉價に販賣する施設である。
- 三 妊婦の勞働制限 分娩前一定の時期に於ては工業主は妊婦に勞働を爲さしむること能はざる定めである。我が邦にては四週間以内に出産すべき者休業を求めたる時は工業主は之を許さねばならぬことに定めてゐる。



四 母親保險 勞働者と其の傭主との兩者にて保險金を醸出し、分娩前後若干時期の間、入用金を支給する施設である。是は職業を休むも生活費に窮することなく、安らかに静養せしめる爲である。我が邦の健康保險法にては普通、分娩費として貳拾圓、手當金として毎日給料額の六割を支給する定めである。

五 産院 私費或は公費を以て設立する。産科専門醫及び助産婦の看護の下に安らかに分娩せしめる事を目的とし、又費用を低廉にすることを旨とする。

六 巡回監 分娩の際に用ひる産具を貸與し、衛生材料を供給し、母子の健康を保全することを目的とする。

七 産婦の勞働制限 分娩後一定の時期に於て就業せしめざることを定めである。本邦法令にては、産後六週間を経過せざる者を就業せしめざる事、尤も四週間を経過したる者にして自ら進んで就業を希望したる時は、醫師に於て差障なしと認めたる仕事に就かしめてもよい定めである。

八 衛生訪問員 産婦を訪問し、育兒上の指導をなすを目的としてゐる。

九 家政補助婦 主婦の産褥中、家政の補助をなすことを仕事とする。



一〇 乳兒院 乳兒を收容し、哺乳睡眠入浴その他一切の世話をする。専門の醫師及び看護婦の手によつて行ふ。

一一 母親寄寓所 幼兒を擁する職業婦人を寄寓せしめ、勞働の間は幼兒を預る施設である。

一二 育兒婦特典 乳兒を擁する勞働婦人に授乳時間を與へる保護施設である。本邦の法令では、就業時間中に於て一日二回各三十分以内に於て生兒を哺乳する時間を要求するを得る定めである。

一三 乳母事務所 成るべく人乳の哺育をなさしめんが爲に、乳母の媒介をなし、又乳母の健康、乳量の適否を検し與へる。

一四 里子保護制度 監督係員或は保護係醫をして里子を巡回視察せしめ、育兒方法の指導をなさしめ、實際上の適否を検せしめる。公私團體の力を以て行ふ。

一五 牛乳調理所 人工榮養品を造るに、乳汁の分量を加減する便なき母親の爲に設けたものである。又廉價に新鮮なる牛乳を供給する事を目的としてゐる。

一六 母親相談所 母子の健康について時々、診察を行ひ、哺乳及び育兒の方法に

ついで相談を受け、又指導をなす。

以上の諸施設は單獨にて行ふ場合もあり、又數種を合併して行ふ場合もある。従つて名稱や經營方法も區々となるが幼児及び母親の健康保護の目的は同一である。

## 第二節 託 兒 所

### (一) 託兒所の目的と組織

- 一 目的 託兒所の目的は(1)兩親に職業従事の自由を與へること、(2)幼児の健全なる發育を助長することにある。
- 二 年齢 (甲)一歳未滿のもの、(乙)三歳未滿のもの、(丙)六(七)歳未滿のもの、三種がある。
- 三 保育期間 (1)年中常設のもの、(2)臨時開設のもの、二種ある。
- 四 保育時數 朝六或は七時より夕六(七或は八)時まで。
- 五 受持幼児數 保姆一人の受持幼児數は(甲)にて約十人迄、(乙)にて約二十人

迄(丙)にて約四十人迄。

- 六 授乳時間 哺乳兒には三乃至四時間毎に十五乃至二十分間授乳せしめる。
- 七 間食時間 (乙)(丙)にありては、必要により一回乃至二回、間食を與へる。
- 八 入浴時間 毎日(或は隔日)朝或は午後入浴せしめる。
- 九 身體検査 毎朝、醫師の健康診断を受けしめ、且毎週(或は隔週)體重を測る。
- 一〇 清潔 幼児の室及び寢具類は毎日消毒を行ひ、毎週一回リゾール消毒を行ふ。
- 一一 保育事項 遊戲唱歌談話・觀察圖書手技等である。
- 一二 設備
  - (1) 乳兒室 室内には一歳未滿の幼児のために手摺付寢臺を備へ、その内にて轉げ坐し匍ひ起つ際の危険を防護しつゝ保育する。
  - (2) 搖籃室 首がすわり半身を起し得る様になれば搖籃に坐せしめて保育すること始める。

- (3) 匍匐室 匍匐進行を始めたる場合には廣い室に移し、匍匐道の障害物を除き、その練習をなさしめる。
- (4) 歩行室 歩行練習を便にする爲、歩行具を與へ、或は室の周壁に手摺をつけて歩行を助ける。又小なる腰掛及び卓子を備へ、その上にて繪本を見せ、又玩具遊びをなすことを助ける。
- (5) 睡眠室 (甲) 幼兒は勿論、(乙) 幼兒の多數、又時としては(丙) 幼兒にありても晝寢を要するものであるから、靜かなる室に安全に眠らせねばならぬ。手摺付寢臺に横たへ、頭上は幕にて蔽ひ薄暗くするがよい。
- (6) 浴室 採光と換氣とをよくし、温度を適度に加減し得る設備をする。通氣は直接に身體に當らぬ様にせねばならぬ。寒暖計、洗面器、衣服籠、大形鏡各自使用手巾類を備付ける。
- (7) 厨房 (甲) 兒には乳汁、(乙) 兒には幼兒食、(丙) 兒には普通食の用意をしてやらねばならぬ。間食も年齢によつて回數を異にするが、午前午後のうち適宜給與せねばならぬ。調理及び食事用器具の備付を要する。

- (8) 更衣室 服裝を正し、女兒の髪の手入をなさしめる。鏡、衣裳掛、櫛等を備付ける。
- (9) 洗面所 洗面器、石鹼箱、齒磨具等を備付ける。
- (10) 遊戯室 樂器、扁額、腰掛、遊戯道具、玩具並にその保存用戸棚、或は押入を設ける。
- (11) 保育室 塗板、卓子、机、腰掛、樂器、扁額、保育用品並にその保存用戸棚を備付ける。
- (12) 屋外遊戯場 廣庭の周圍適宜の位地に鞦韆、滑り臺、廻轉臺、砂場、築山及び墜道、徒涉池、藤棚等を設ける。
- (13) 衛生用具 脫脂綿、繃帶、防腐劑、水囊、氣付藥、その他の救急用品、身體検査用度量衡並に着換類等を備付ける。
- (14) 花壇及び菜圃 花壇、果樹園、野菜畑、植木鉢、フレーム、盆栽置棚、肥土置場、農具及びその置場を設ける。

## (二) 幼稚園との關係

託兒所は一七七九年始めて佛國に於て創設せられたものであるが、其の效果の著しい所から大に世の賞讃を博し、各地に擴がり、一時盛況を呈するに至つたが、後、保母の缺乏を來してより保育の實際上に種々の弊害を生じて居た。恰も此の時に當りフレール氏はこれら託兒所並に一般家庭に於ける幼児教育の缺陷を見て其の改革の必要を痛感し、一八三七年氏の所謂幼稚園を創設したのである。かやうに幼稚園は本來、幼児教育を完全にせんと企圖に出でたるものにして、託兒所の教育の趣旨を包含するものである。只、託兒所は多く勞働者に職業従事の自由を與へることを急務として居る所より、經營方法の上に多少の相違を來してゐるのである。例へば(1)幼児を預る時間の長いこと、(2)榮養品を調理して與へ、(3)入浴や衣服の世話をなし、(4)躰方の上に多くの工夫を要するといふ様に、家庭に於ける養護上の缺陷を補助することが多いといふ點に於て異なる。

我が邦に於ては、明治九年始めて官立の幼稚園が設立せられ、爾後民間に於ても之に倣ひ、幼稚園は漸次増加發達した。明治十五年の頃、政府は幼稚園には別

に簡易の方法あることを示し、此の種の幼稚園にありては編制を簡にし、只、能く幼児を看護保育するに堪ふる保母を得て平穩に遊嬉をなさしむれば可なるものである。是等は貧民力役者の兒童にして、父母その養育を顧みるに暇あらざるもの皆之に入る事を得るものであるから、群兒街頭に危險鄙猥の遊戯をなすものに比すれば大に勝る所があり、其の父母も亦係累を免れ生業を營むの便を得て其の益する所少からざるものであるから、此の種の幼稚園を奨励する事を要する旨を諭達した。その後、幼稚園の數は次第に増加したのであるが、大正十五年四月、政府は時勢の進運に鑑み、新に幼稚園令並に幼稚園令施行規則を發布し、そのうちに、特別の事情ある時は幼稚園に三歳未満の兒を收容し得ることとし、其の場合に於ては之に要する施設の概要を具し、地方長官の認可を受くべきことと定めた。

近時各府縣に於て農繁期託兒所の施設勃興し、その數年々著しく増加する状況である。これ最も喜ぶべき事柄である。例へば稻の植付刈入茶摘養蠶などの忙しい時期に於て幼児を預る施設である。其の經營は土地の學校職員町村

役場吏員、篤志家、婦人會員などの單獨或は協力によつて出來てゐる。是に依つて労働者に職業の自由を與へ、又幼兒の生活を安全に保護する點に於て益する所甚だ大なるものあるを疑はぬ。併し、なほ幼兒の保育に關しては精察研究を遂げ、眞に良果を得るやう努力せねばならぬ。かの嘗て歐洲に於て經驗したる如き失敗を繰返さぬやうに警戒せねばならぬ。

## 第六章 幼少年者及び女子の健康に

### 關する法令上の保護

#### 第一節 工場労働者の保護

幼少年者及び女子を工場に雇傭し、過度の労働に従事せしめる事は其の心身の健康を害し、往々生涯にわたる損害を蒙らしめる恐れがある。それゆゑ、先進文明諸國に於ては種々の制限を設けて之を保護してゐる。我が政府に於ては大正十二年三月法律を以て工業労働者最低年齢法を制定し、又従來慣行の工場法を改正した。そのうち幼少年者及び女子に關する規定の要領を次に掲げる。括弧内に工低としたるは工業労働者最低年齢法、工としたるは工場法、工則としたるは工場法施行規則の略である。

##### 一 最低年齢

(工低)第二條 十四歳未満ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ十二歳

以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限ニアラス

前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル事業又ハ行政官聽ノ認可ヲ受ケ工業ニ關スル學校ニ於テ兒童ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

## 二 勞働時間の制限

(工)第三條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

(工)第四條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ就業セシムルコトヲ得ス  
但シ行政官聽ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

## 三 休業日の設定

(工)第七條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クモ二回ノ休日ヲ

設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ設クヘシ

## 四 危害の防止

(工)第九條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危険ナル部分ノ掃除注油検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ニ調帶調索ノ取附ケ若クハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危険ナル業務ニ就カシムコトヲ得ス

(工)第十三條 行政官聽ハ命令ノ定ムル所ニヨリ工場及ビ附屬建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

## 五 負傷者の保護

(工)第十五條 工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職工カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ

収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

## 六 妊婦・産婦・育兒婦の保護

(工)第十二條 主務大臣ハ病者又ハ産前産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

(工)第九條 工業主ハ四週日以内ニ出産スルコトアルヘキ者休業ヲ求メタルトキハ其ノ者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

工業主ハ産後六週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ産後四週日ヲ經過シタル者就業セムコトヲ求メタル場合ニ於テ醫師ノ支障ナシト認メタル業務ニ就カシムルコトヲ妨ケス

(工)第九條ノ二 生後滿一年ニ達セサル生兒ヲ哺育スル女子ハ就業時間中ニ於テ一日二回各三十分以内ヲ限リ其ノ生兒ヲ哺育スベキ時間ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ工業主ハ哺育時間中其ノ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

(工)第十條 地方長官ハ前二條ニ掲グル場合ノ外工業主ニ對シ病者又ハ産

婦ノ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命スルコトヲ得

## 第二節 健康保險法

労働者の疾病・負傷・分娩に際し生活上並に療養上の保護を與へんが爲に政府は大正十一年四月法律を以て健康保險法を制定した。次に同法中直接女子労働者に關係多き條項を摘録して其の要領を示す。

### 一 保護支給金

第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ爲ス

第五十條 被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ二十圓ヲ、出産手當金トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬(賃金給料俸給)日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス

### 二 産院收容

第五十一條 保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得

### 三 支給金の制限

第五十一條第二項 産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保険者ニ對シテ支給スヘキ分娩費及出産手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第五十二條 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保険者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲サ、ルコトヲ定ムルコトヲ得

### 四 保険料額

(1) 國庫の負擔額

第七十條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ負擔ス

(2) 被保険者及事業主の負擔額

第七十二條 被保険者及被保険者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス

(3) 被保険者負擔額の制限

第七十四條 被保険者ノ負擔スヘキ保險料額ハ一日ニ付報酬(賃金給料俸給)日額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス

(4) 制限外保険料の負擔者

第七十四條第二項 前項ニ規定スル制限ヲ超エテ保險料ヲ徴收スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

### 第三節 女教員の産前産後の休養

各種學校の女教員並に幼稚園保母の分娩に際しては、其の産前産後に於て適當の期間休養を取らしめ、以て母體胎兒並に嬰兒の健康を保護し、直接間接に國民保健上並に教育上の影響を良好ならしめん爲に、文部省は大正十一年九月訓令第十八號を以て府縣に次記の趣旨を貫徹せしめんことを令達した。

一 女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ關シテハ左記各號ニ依ルコト

イ 分娩後六週間休養ヲ爲サシムルコト

ロ 醫師ノ診斷書ニ依ル分娩豫定日前二週間休養ヲ爲サシムルコト但シ特



別ノ事情アル場合ニ在リテハ産婆ノ證明書ヲ以テ醫師ノ診斷書ニ代フルコトヲ得

ハ 前號ノ分娩豫定日ヲ超エテ尙分娩セサル場合ニハ事實分娩アルマテ休養ヲ繼續セシムルコト

ニ幼稚園ノ保姆ニ對シテモ前項ニ準シ休養ヲ爲サシムルコト

#### 第四節 種痘法

種痘を施すに適當なる時期竝に經過等につきては前既に述ぶる通りであるが法令上の規定の要領を次に掲げる。記載の條項は明治四十二年四月法律第三十五號種痘法の條項である。

世には往々何らかの故障のために種痘の機会を逸し、或は不善感の儘再種痘をなさず放置しておくものが少くない。是が爲に時々痘瘡の流行を見ることあるは甚だしい遺憾のことと言はねばはらぬ。國家は法律を以て未成年者の保護者に對し嚴に種痘を受けしめるの義務を負はせてゐる。

#### 一 種痘の時期

第一條 種痘ハ左ノ定期ニ於テ之ヲ行フ但シ痘瘡ヲ經過シタル者ニ付テハ此ノ限ニアラス

- 一 第一期 出生ヨリ翌年六月ニ至ル間但シ不善感ナルトキハ翌年六月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ
  - 二 第二期 數ヘ歳十歳但シ不善感ナルトキハ翌年十二月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ
- 定期前二年以内ニ善感シタル種痘ハ第二期ノ種痘ト看做ス

#### 二 種痘義務者

- 第二條 保護者ハ未成年者ヲシテ種痘ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ
- 第三條 左ニ掲クル者ハ未成年ノ生徒院生若ハ之ニ準スヘキ者又ハ未成年ノ寄寓者ヲシテ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ
- 一 學校育兒院又ハ之ニ準スヘキ場所ノ校長院長其ノ他ノ首長

二 教育監護又ハ備使ノ目的ヲ以テ人ヲ寄寓セシムル者

前項各號ニ掲クル者ノ法定代理人アルトキハ法定代理人ニ前項ノ規定ヲ適用ス

第四條 新ニ保護者ト爲リ又ハ新ニ前條ノ關係ヲ生シタルトキハ種痘ヲ受ケサルカ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル未成年者ヲシテ六月以内ニ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ

前項ノ期間内ニ其ノ手續ヲ爲シ難キ事由アルトキハ市町村長ニ届出ツヘシ

未成年者ヲ備使スル雇主ニ關シテハ其ノ之ヲ寄寓セシメサル場合ト雖前項ノ規定ヲ適用ス

前條第二項ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第七條 疾病其ノ他ノ事故ニ因リテ市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケシムルコト能ハサル場合ニ於テハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ其ノ事由ヲ具シ市町村長ニ猶豫ヲ申請スルコトヲ得

前項ニ依リ種痘ヲ猶豫シタルトキハ市町村長ハ其ノ證ヲ交付スヘシ

三 種痘施行者

第五條 市町村長ハ種痘ヲ施行スヘシ

第六條 市町村長ハ種痘定期ニ在ル者ノ種痘期日ヲ指定スヘシ

四 種痘濟證

第十一條 第五條ノ種痘ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ市町村長ノ指定シタル期日ニ於テ檢診ヲ受ケシムヘシ但シ其ノ期日ニ檢診ヲ受ケシムルコト能ハサル事由アルトキハ市町村長ニ届出ツヘシ

市町村長ハ前項ノ檢診ヲ經タル者ニ種痘濟證ヲ交付スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ痘漿ヲ採取スルコトヲ得

第十二條 醫師定期種痘ヲ施シタル者ヲ檢診シタルトキハ種痘證ヲ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ種痘證ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ十日以内ニ市町村長ニ届出ツヘシ

第十四條 當該吏員ノ請求アルトキハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ種痘證又ハ種痘證ヲ提示セシムヘシ但シ命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニアラス

### 五 罰則

第十七條 左ニ掲クル者ハ科料ニ處ス

- 一 第四條又ハ第十一條第一項ニ違反シタル者
- 二 保護者又ハ第三條ノ義務者ニシテ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ種痘ヲ受ケシメサル者

第十八條 第十二條又ハ第十四條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

### 六 種痘猶豫

(明治四十二年内務省告示 種痘施術心得第十一條) 施術者ハ受痘者ノ健康状態ニ注意シ左ノ各號ニ該當スル者ニハ成ルヘク種痘ヲ猶豫スヘシ但シ第四號ヲ除ク外痘瘡流行ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 出生後九十日未滿ノ者

二 著シク榮養障害ニ陥レル者

三 蔓延性皮膚病ニ罹リ居ル者

四 熱性病又ハ重症疾病ニ罹リ居ル者

### 七 善感不善感決定の標準

(明治四十二年内務省告示 種痘施術心得第十二條) 檢診ノ場合ニ於テ注意スヘキ要項左ノ如シ

- 一 定型痘疱二顆以上發痘シタルモノヲ善感トス但シ第二期種痘以後ニ在リテハ接種ノ日ヨリ第三日後ニ於テ一顆以上ノ小結節又ハ水疱ヲ生シタルモノモ亦善感トス
- 二 接種ノ痕跡消失シタルモノ、不正ナル膿疱ヲ生シタルモノ、潰瘍ニ陥リ若ハ痂皮ヲ結ヒタルモノ又ハ第一期種痘ニ在リテ發痘一顆ナルモノヲ不善感トス

### 第五節 身體検査規程

各種學校の生徒兒童並に幼稚園幼兒に對し、其の健康と發育との狀況を調査せ

んため文部省は大正九年七月省令第十六號を以て學生生徒兒童身體検査規程を定め、幼稚園幼兒には同令中尋常小學校第四學年以下の兒童の身體検査に關する規定を準用することにした。次に幼稚園に關係ある條項を摘録する。

#### 一 検査の時期

第一條 學生生徒兒童身體検査ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ但シ止ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得  
監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要ト認め學校長ノ同意ヲ得タルトキハ身體検査ノ全部若ハ一部ヲ臨時施行スルコトヲ得

#### 二 検査施行者

第二條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ  
學校醫ナキ場合若ハ學校醫身體検査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得  
學校職員又ハ他ノ適當ナルモノヲシテ身體検査ノ一部ヲ助ケシムルコト

ヲ得

#### 三 検査の項目

第三條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ

一 發育(身長體重胸圍概評) 二 榮養 三 脊柱 四 視力及ヒ屈折狀態 五色神 六 眼疾 七 聽力 八 耳疾 九 齒牙 十 其ノ他ノ疾病又異常 十一 監察ノ要否

前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フコトヲ得

色神検査ハ在學中一回行ヒタルトキハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得

尋常小學校第四學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力及ヒ屈折狀態色神並聽力ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

#### 四 施行上の準則

第四條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

一 検査ノ表記ニハ度ハセンチメートル、衡ハキログラムヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ夫々單位ノ下一位ニ止ムヘシ

- 二 身長ヲ測定スルニハ足袋靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ髒アル者ハ小桿ヲ髒下ニ水平ニ挿入シテ測定スヘシ
- 三 體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スヘシ
- 四 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿ヒ普通呼氣ノ終レル時ヲ測定スヘシ
- 乳房ノ下垂セル女子ニ在リテハ乳線上第四肋間ノ水平線ニ於テ測定スルモノトス
- 五 發育ノ概評ハ別ニ定ムル標準ニヨリ甲乙丙ノ三ニ分ツモノトス
- 六 榮養ハ甲乙丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中間ナルヲ乙トス
- 七 脊柱ハ正左彎右彎前彎後彎ヲ區別シ彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リテ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ區別シ

自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラサルモノヲ強トス

- 八 視力ハ萬國式試視力表ニ就キ兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スヘシ裸眼視力一〇以上ナルヲ正視眼トス

屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ

弱視失明等モ兩眼ニツキ各別ニ記入スヘシ

- 九 色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及び色弱ヲ區別スヘシ

- 十 聽力ハ其ノ障礙ノ有無ヲ検査スヘシ

- 十一 齒牙ハ齶齒ニ就キ検査スヘシ

- 十二 其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ殊ニ結核性疾患腺病肋膜炎心臟疾患及機能障礙貧血脚氣傳染性皮膚病腺樣增殖症及扁桃腺肥大「ヘルニヤ」神經衰弱精神障礙ニ注意スヘシ

- 十三 監察ノ要否ハ検査ノ結果身心ノ健康狀態不良ニシテ學校衛生上特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムルモノヲ「要」トシ記入スルモノトス

## 五 身體検査票及び其の取扱

第五條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體検査票ニ記入シ本人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ別票ヲ用フルモノトス

第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルトキハ之ヲ身體検査票ノ裏面ニ記入スルモノトス繼續的監察ノ場合亦同シ  
他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ身體検査票ハ學校長ニ於テ保管スヘシ

#### 六 保護者に通告

第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若ハ其ノ保護者ニ示スヘシ授業免除就學猶豫就學免除休業退學又ハ治療保護矯正等ヲ要スヘキモノアルトキハ本人若ハ其ノ保護者ニ對シテ特ニ注意ヲ與ヘ其ノ他必要ナル處置ヲ取ルヘシ

#### 七 報告

第七條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ身體検査統

計表ヲ調製シ其ノ年六月限り直轄學校公立私立ノ大學高等學校及專門學校ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ

#### 八 幼稚園に準用

第八條 幼稚園ニ於テハ本令中尋常小學校第四學年以下ノ兒童ノ身體検査ニ關スル規定ヲ準用ス但シ胸圍及脊柱ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

#### 九 發育概評決定標準(昭和二年三月 文部省訓令第二號)

學生生徒兒童及ビ幼兒ノ發育概評ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ムルモノトス  
一 七年ヨリ十八年マテノ男子七年ヨリ十六年マテノ女子ニ在リテハ被檢者ノ身長體重身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ三者カ何レモ左記發育概評決定標準表ニ照シテ當該年齢ヨリ一年年長ノモノノ標準以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ一年年少ノモノノ標準以上ナルヲ乙トシ甲乙何レニモ該當セサルモノヲ丙トス

表中ニ掲ケサル年少者ニ關シテハ右ニ準シテ推定スルモノトス

#### 二 十九歳以上略

- 三 前各號ニ於ケル被檢者ノ身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ計算ハ小數第三位ニ止メ第四位以下ハ切捨ツルモノトス
- 十 發育概評決定標準表

年 齡	男			女		
	身長	體重	身長を以て體重を除したる商	身長	體重	身長を以て體重を除したる商
六 年	一〇二・七 <sup>(糖)</sup>	一六・〇 <sup>(肝)</sup>	〇・一五六	一〇一・五 <sup>(糖)</sup>	一五・四 <sup>(肝)</sup>	〇・一五二
七 年	一〇六・七	一七・五	〇・一六四	一〇五・五	一六・九	〇・一六〇
八 年	一一一・二	一九・二	〇・一七三	一〇九・七	一八・四	〇・一六八
九 年	一一五・八	二一・〇	〇・一八一	一一四・二	二〇・二	〇・一七七
一〇 年	一二〇・三	二二・九	〇・一九〇	一二八・八	二二・一	〇・一八六
一 一 年	一二四・九	二四・九	〇・一九九	一三三・六	二四・三	〇・一九七
一 二 年	一二八・八	二七・一	〇・二一〇	一二八・五	二七・〇	〇・二一〇

訓令中の標準表は六年以上十九年迄のものが掲げられて居るが右に記したのは十二年迄のものである。是は長年月に亘つた全國多數の學校兒童についての検査の結果を資料として定めたものである。然るに學齡前の幼兒についてはまだ斯く多數の幼兒についての成績物が無い。それゆゑ訓令にも推定によることに成つてゐる。府縣によつては其の地方の幼兒の身體検査の結果を参考し假に標準を定めてゐる所もある。併し是は全國的に使用するに適しない。今日まで幼兒の發育標準として一般に使用せられて居るのは前章にも既に掲げた三島博士の發育表である。今同氏のものにより身長・體重の比を算出して表を作れば次の様になる。

年 齢	男			女		
	身長	體重	身長を以て體重を除したる商	身長	體重	身長を以て體重を除したる商
一 年	七三・五 <sup>(糖)</sup>	九・〇 <sup>(肝)</sup>	〇・二二二	七二・九 <sup>(糖)</sup>	八・五 <sup>(肝)</sup>	〇・一一七
二 年	七九・五	一〇・八	〇・二三六	七八・九	九・九	〇・二二五
三 年	八五・四	一二・四	〇・二四五	八四・九	一一・五	〇・二三五
四 年	九一・七	一三・七	〇・二四九	九一・〇	一二・九	〇・二四二
五 年	九七・四	一五・二	〇・二五六	九六・五	一四・五	〇・二五〇
六 年	一〇二・八	一六・五	〇・二六一	一〇二・四	一六・〇	〇・二五六
七 年	一〇八・三	一七・八	〇・二六四	一〇七・二	一七・二	〇・二六〇
八 年	一一三・八	一九・一	〇・二六八	一一二・〇	一八・七	〇・二六七

十一 身體検査票及び統計表の調製

訓令に示されたる検査票及び統計表の様式竝に記載方は次の通りである。

身體検査票

学校名	氏名	年 齢	學 年	年 齡	年 齡	發 育				年 檢 月 日 査	學 年	學 年	學 年	學 年	氏 名	職 業
						身長	體重	胸 圍	概 評							

(注 意 事 項)

一 用紙ノ大サハ幅二十四センチメートル、長サ三十六センチメートルトス

二 横ノ區劃ハ全學年數ヨリ二欄多クシ尙足ラサルトキハ符箋ヲ以テ之ヲ補フヘシ

三 學校名欄ニハ本規程第五條ノ學科部類名ヲモ併セ記入スヘシ移轉先學校



(校名) 學生生徒兒童身體檢查統計表 (男女) (昭和 年 月 檢查)			年	年	年	年	年	年	年	年	年
身長	總長	平均									
	總重	平均									
胸圍	總長	平均									
	發育	甲乙丙									
營養	營養	甲乙丙									
	脊柱	正彎									
視力及屈折狀態	正視	兩眼									
	遠視	兩眼									
	近視	兩眼									
	亂視及其他	兩眼									
色視	異常	人員									
	トラホーム	其他									
聽力	其ノ他	アル者									
	耳疾	疾									
齒牙	齲齒	アル者									
	其ノ他	疾病異常									
監察ヲ要スル者											
檢査人員											
備考											

検査醫印	備考	本人ニ對スル注意	監察ノ要否	其ノ他ノ疾病異常	齒牙	耳疾	聽力	眼疾	色視	屈折及視力	
										右	左

名ハ適宜學校名欄ノ餘白ニ記入スヘシ  
 四疾病其ノ他ノ爲検査ヲ受ケサル場合  
 ハ當該區劃ニ其ノ旨記入スヘシ

- 一 用紙ノ大サハ幅二十六センチメートル、長サ三十八センチメートルトス
- 一 本表ハ男女別學科部類別ニ調製スヘシ
- 一 年齢ハ四月一日ノ計算ニ依リ滿六年一口以上滿七年迄ノ者ヲ七年トシ其ノ他之ニ準ス
- 一 身長胸圍ニ係ル總長體重ニ係ル總重ノ各欄ニハ孰レモ同一年齡ニ於ケル各検査人員ノ身長胸圍又ハ體重ノ各合計ヲ掲ケ平均ノ各欄ニハ其ノ検査人員ヲ以テ總長又ハ總重ヲ除シタル商ヲ掲クヘシ
- 一 視力及屈折狀態ニ就テハ兩眼ノ欄ニハ兩眼トモ正視遠視近視若ハ亂視及ヒ其ノ他ノ者ノ人員ヲ掲ケ一眼ノ欄ニハ一眼ノミ正視遠視近視若ハ亂視及ヒ其ノ他ノ者ノ人員ヲ掲クヘシ
- 一 色神ニ就テハ異常者ノ數及ヒ検査人員ヲ記スヘシ
- 一 尋常小學校第四學年以下ノ兒童及ヒ幼稚園幼兒ニ在リテハ視力及ヒ屈折狀態色神竝聽力ハ之ヲ本表ニ計入スルヲ要セス
- 一 其ノ他ノ疾病異常欄ニ不足ヲ生シタルトキハ附箋ヲ以テ之ヲ補フヘシ

- 一 前項ノ外本表ニ記入スヘキ項目ノ一部ノ検査ヲ缺キタル者ハ之ヲ表中ニ計入スヘカラス
- 一 外國人ニ係ルモノハ之ヲ計入スヘカラス
- 一 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ關シ説明ヲ要スル事項其ノ他特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スヘシ
- 一 本表ノ成績ニ關シ學校醫ニ於テ學校衛生上意見アルトキハ之ヲ表末ニ附記スヘシ

## 第六節 學校傳染病豫防規程

學校や幼稚園や託兒所は何れも日々多數の人々が集合するから、時に傳染病の媒介をなすの虞れがある。子供の健康と發達とを其の本來の目的としながら、却つてその反對の結果を見ることあるは大なる矛盾と言はねばならぬ。これ全く衛生上の施設その當を得ざるの致す所である。大正十三年九月文部省は省令第十八號を以て學校傳染病豫防規程を定め、幼稚園にも亦之を適用することにした。

今次に其の條項を摘録して概要を示すことにする。

一 傳染病の種類

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 「コレラ」赤痢(疫痢ヲ含ム)「腸チフス」「バラチフス」痘瘡・發疹「チフス」猩

紅熱「デフテリア」流行性腦脊髓膜炎「ベスト」

第二類 百日咳・麻疹・流行性感胃・流行性耳下腺炎・風疹・水痘

第三類 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放・結核癩

第四類 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎・疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病

「コレラ」及「ベスト」ノ擬似性ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ「コレラ」及「ベスト」ト看做ス

第一類ノ傳染病ノ病原體保有者ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ其ノ傳染病ノ患者ト看做ス

第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒カ入學シタル場合ニ於テハ其ノ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ又保護者ヲシ

テ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ第二期種痘定期ニ在ル在學中ノ生徒兒童ニ關シ亦同シ

二 昇校禁止

第三條 第一類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治癒シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第一類ノ傳染病病原體保有者ハ其ノ病原體消失シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ左記各號ノ一ニ該當シ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 罹患後ノ病原體保有者ニシテ其ノ主要症狀消退ノ時ヨリ起算シ左ノ期間ヲ經過シタルモノ

イ 赤痢 十四日

ロ 腸チフス「バラチフス」 二十一日

ハ「デフテリア」流行性腦脊髓膜炎 七日

二 健康病原體保有者

第六節 學校傳染病豫防規程

「コレラ」ノ病原體保有者及地方長官又ハ官立學校ニ於テ特別ノ必要アリト認メタル者ニ付テハ前項但書ノ規定ヲ適用セス

第五條 第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ左記ニ該當スルニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ病況ニ依リ學校醫ニ於テ其ノ傳染病ノ豫防上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 百日咳ニ在リテハ特有ノ咳嗽消失シタルモノ
- 二 麻疹ニ在リテハ主要症狀消退後七日ヲ經過シタルモノ
- 三 流行性感胃ニ在リテハ主要症狀消退後三日ヲ經過シタルモノ
- 四 流行性耳下腺炎ニ在リテハ耳下腺ノ腫脹消失シタルモノ
- 五 風疹ニ在リテハ主要症狀消退後五日ヲ經過シタルモノ
- 六 水痘ニ在リテハ痂皮全部脱落シタルモノ

第六條 第三類又ハ第四類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治療シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキ又

ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 職員學生生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ニ居住スルモノ又ハ該病毒ニ感染ノ疑アルモノハ豫防處置施行ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染ノ虞ナシト認メタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第十三條 學生生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員等ノ居住地ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ其ノ地域ヨリ通學スル學生生徒兒童及職員等ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル學生生徒兒童及職員等ニ對シ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ之ヲ監督官廳ニ届出ツヘシ

### 三 豫防處置

第八條 職員等ハ學校内ニ於テ第一條ニ掲クル傳染病ノ患者又ハ其ノ疑ア

ル者若ハ其ノ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ  
學校長ハ必要ト認ムルトキハ當該學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲クル處  
置ヲナスヘシ

一 第一類ノ傳染病ニ在リテハ速ニ其ノ地ノ警察官吏又ハ市區町村長ニ  
通報シ消毒、隔離其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

二 第二類ノ傳染病ニ在リテハ第五條各號ノ一ニ該當スル者及學校醫ニ  
於テ豫防上支障ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ  
處置ヲナスヘシ

三 第三類ノ傳染病ニ在リテハ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ノ患者ニ  
シテ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ  
傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ  
ナスヘシ

四 第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲  
シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止ス

ヘシ

學校内ニ第一條ニ掲クル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アル  
トキハ消毒其ノ他適當ノ處置ヲナスヘシ

第九條 第三條第二項但書又ハ第六條但書ニ依リ昇校スル職員學生生徒兒  
童等アル場合ニ於テ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ必要ト認ムルトキハ左  
ニ準據シ豫防處置ヲナスヘシ

一 病原體保有者又ハ患者ノ座席ヲ健康者ノ座席ト隔ツルコト

二 病原體保有者又ハ患者ノ使用スル器具、書籍等ヲ專用トスルコト

三 病原體保有者又ハ患者ノ座席、器具、書籍等ヲ時々消毒スルコト

四 病原體保有者又ハ患者ノ使用シタル衣類、器具、寢具、書籍其ノ他ノ物ヲ  
他人ニ交付シ又ハ使用セシムル場合ハ之ヲ消毒スルコト

五 「チフテリア」腦脊髓膜炎ノ病原體保有者ニ在リテハ前各號ニ掲クル  
豫防處置ノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト

イ 咳嗽、噴嚏ノ際ハ布片、紙片等ヲ以テ口鼻ヲ覆フコト

ロ 鼻汁、唾液ノ附著シタル布片、紙片其ノ他鼻汁、唾痰ニ汚サレタル物ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト

六 赤痢腸チフス「バラチフス」ノ病原體保有者ニアリテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル豫防處置ヲナスノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト

イ 便所ハ専用トシ上圍ノ都度便池ニ消毒藥ヲ投入スルコト

ロ 便所ノ手洗水ニハ消毒藥ヲ用ヒ上圍ノ都度消毒スルコト

二ハ 尿尿ニ汚サレタル物ハ之ヲ消毒スルコト

七 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎ノ患者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル豫防處置ヲナスノ外眼脂ヲ拭フニ清潔ナル専用ノ布片類ヲ使用セシムルコト

#### 四 休業又は閉鎖

第十條 學校内學校所在地及ヒ其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外學校長ニ於テ學校醫ノ意見ヲ徵シ學校ノ全部若ハ其ノ一部ノ閉鎖又ハ

休業ヲナスヘシ

前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

#### 五 清潔方法

第十二條 學校所在地若ハ其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ狀況ニ依リ適當ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十二條 傳染病ノ爲閉鎖シタル學校若ハ其ノ舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ十分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十七條 本規程ニ依リ行フ清潔方法ノ要項左ノ如シ

一 「コレラ」赤痢、腸チフス「及」バラチフスニ付テハ井戸側、井戸流、臺所流、下水溝、汚水溜、芥溜等ニ付不潔ナル場所ヲ掃除シ必要アル場合ニ於テハ其ノ修理及井戸浚ヲ爲シ且蠅ノ驅除及蠅ノ發生シ易キ場所ノ掃除ヲ行フコト

二 痘瘡、猩紅熱「及」デフテリア「及」流行性腦脊髄膜炎ニ付テハ衣類、寢具、器具、玩具、疊、敷物等ヲ清潔ニスルコト

- 三 發疹チフスニ付テハ虱ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具等虱ノ棲息シ易キ物件ヲ清潔ニスルコト
  - 四 「ベスト」ニ付テハ鼠族、蚤及南京蟲ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具、疊、敷物、床下等蚤及南京蟲ノ棲息シ易キ物件及場所ヲ清潔ニシ及掃除スルコト
  - 五 第二類、第三類及第四類ノ傳染病ニ付テハ衣類、寢具、書籍器具、玩具、疊、敷物等ヲ清潔ニスルコト
  - 六 前各號ノ外必要ニ應シ左ノ清潔方法ヲ行フコト
    - イ 土地及建物ノ内外ヲ掃除スルコト
    - ロ 室内ノ採光及換氣ヲ十分ニスルコト
    - ハ 疊、敷物等ヲ日光ニ曝スコト
    - ニ 床下ハ換氣ヲ十分ニシ濕潤著シキ場所ハ之ヲ埋メ又ハ排水ヲ十分ニスルコト
- 第一類及第二類ノ傳染病ニ對スル清潔方法ハ鼠族、昆虫等ノ驅除ヲ除クノ外消毒方法ノ施行ヲ了リタル後之ヲ施行スヘシ

清潔方法ヲ施行スル場合ニ於テハ濫ニ消毒藥ヲ撒布スヘカラス  
傳染病ノ流行ニ際シ溝渠ヲ掃除スル場合ニ於テ必要アルトキハ燬製石灰未、普通石灰又ハ「クロール」石灰水ヲ以テ消毒シタル後浚渫スヘシ  
清潔方法ノ施行ニ依リ生シタル汚泥塵芥ノ類ハ適當ノ運搬器具ニ入レ一定ノ場所ニ投棄シ又ハ燒棄スヘシ

## 六 消毒方法

第十八條 消毒方法ノ要領左ノ如シ(詳細ハ本文ヲ參照スヘシ)  
消毒方法ハ左ノ五種トス

イ 燒却    ロ 蒸汽消毒    ハ 煮沸消毒    ニ 藥物消毒    ホ 日光消毒

## 七 設備上の注意

第十五條 學校長ハ學校ノ設備ニ關シ第三類及第四類ノ傳染病豫防ノ爲左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 手洗水ハ流出装置ト爲スコト
- 二 共同手拭ヲ備ヘサルコト

- 三 學生生徒兒童ノ數ニ應シ液體ヲ入レタル適當個數ノ唾壺ヲ配置シ唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スルコト
- 四 宿直其ノ他ノ爲ニ使用スル共同ノ寢具ハ之ヲ各自專用ノ白布又ハ使用者ヲ改ムル毎ニ洗濯シタル白布ヲ以テ被包スルコト

幼稚園  
託兒所  
育兒法  
終

附 錄

本文第四章第二節に於て論じた幼兒榮養食物調理上の參考として次に食物養分含量表並にヱイタミン所在表を掲げる。前者はコロムビヤ大學シヤーマン教授の著『食物及榮養の化學』により、後者は澤村博士著『食物化學』中に引照した英國醫學調査會の調査表によつたものである。最近十年我が邦に於ても是等の問題についての研究大に進み種々の研究成績が發表せられてゐる。讀者は機會に應じ是等の報告を利用せられんことを望む。

(一) 食物養分含量表 (百分比)

食 品	蛋 白 質	脂 肪	炭 水 化 物	百カロリヲ得るに要する分量(瓦)
米	八・〇	〇・三	七九・〇	二九
小麦	一一・二	一・七	七五・五	二八
鳩麥 (割)	八・五	一・二	七七・八	二八



大 蕪 玉 玉 高 南 甘 晚 蠶 落 胡 栗 巴 林 葡 乾 比  
 根 菁 菜 葱 苣 瓜 薯 (生) 豆 (青) 豆 (乾) 花 桃 (黑) ナ ナ ナ  
 生 菁 菜 葱 苣 瓜 薯 (生) 豆 (青) 豆 (乾) 花 桃 (黑) ナ ナ ナ

一・三 一・三 一・六 一・二 一・〇 一・八 七・〇 二・五 二・五 二・八 二・七 六・二 一・三 〇・四 一・三 二・六 九・八

〇・一 〇・二 〇・三 〇・三 〇・三 〇・一 〇・七 〇・五 〇・八 三・八 五・六 五・四 〇・六 〇・五 一・六 三・三 九・九

五・八 八・一 五・六 九・九 二・九 五・二 二・七 一・六 五・九 二・四 一・一 四・二 二・〇 一・四 一九・二 七六・一 七三・五

三・四 二・五 三・一 二・〇 五・二 三・八 八・一 一・〇 二・九 一・八 一・五 四・三 一・〇 一・五 一〇・四 二・九 二・四

小 麥 粉 牛 乳 牛 卵 雞 胸 部 牛 胸 部 豚 肉 豚 肉 魚 肉 魚 肉 魚 肉 伊 勢 馬 鈴 薯 牡 蠣 蝦 馬 鈴 薯

一・四 九・二 三・三 一・〇 一・三 一・四 一・五 一・八 二・〇 一・六 一・五 二・一 二・二 一・八 一・六 六・二 二・二

一・〇 一・三 四・〇 八・五 一・〇 二・八 一・〇 三・〇 二・八 二・五 七・一 六・五 一・二 七・一 一・二 一・二 〇・一

七五・一 五三・二 五・〇 五・〇 五・〇 五・〇 五・〇 五・〇 五・〇 五・〇 五・〇 五・〇 五・〇 五・〇 五・〇 五・〇 一八・四

二・八 三・八 一・四 一・三 六・八 三・一 五・六 三・〇 三・一 九・二 七・〇 六・七 四・九 七・二 一・二 一・九 二・〇



著作  
權有  
所

昭和三年一月十五日印刷  
昭和三年一月二十五日發行

【定價金貳圓】

幼稚園・託兒所  
育兒法  
奧付

著者 森川正雄

發行者 永田與三郎

印刷者 堀越幸

發行所 東京市神田區表神保町二番地  
大阪府南區內安堂寺町一丁目二十八番地  
奈良市南區西町十三番地  
東洋圖書株式會社

(直接注文一手取扱) 大阪府南區內安堂寺町一丁目・振替大阪三九五五六番

大賣所 (東京) 南海書院・東京堂  
(大阪) 寶文館・盛文館  
(名古屋) 川瀨・星野  
(京都) 京都書籍  
(博多) 省堂  
(久留米) 佐賀  
(熊本) 賀賀  
(長崎) 大長  
(坪) 竹崎

社會式株本製刷印本日・所刷印

所本製本流・所本製

# 東洋圖書の教育書

## 教育學術の參考書

最新刊	第八版	第五版	第十版	第八版
<p>東洋大學 教授 關 寬之先生著</p> <p><b>兒童學原論</b></p> <p>送料價 四・三〇</p> <p>□本書は我國兒童心理學の泰斗で現に文部省顧問である關先生が兒童の身體及精神の兩方面と其の發達の實際と機能とを詳細に研究されたる一大頁書で我國には勿論歐米にも求め難い現代教育界の一權威書である。</p>	<p>奈瓦女高師教授 兼附屬小學主事 木下竹次先生著</p> <p><b>學習諸問題の解決</b></p> <p>送料價 三・六〇</p> <p>□本書は天下の教育界を風靡したる學習法創始者木下先生が學習法の根本並に其の實際上の諸問題につき一々詳解されたる良書。従つて實際學習上の難問題につき具體例につき説明せる點に於て學習原論以上の名著。</p>	<p>奈瓦女高師 長 横山榮次先生著</p> <p><b>教授新論</b></p> <p>送料價 三・六〇</p> <p>□我が國教育界の重鎮たる先生の著書、論説は現代實際教育の羅針盤である。 □本書は先生が學習法新教授法につき1. 根源を明かにし、2. 之に創りたる批判と、3. 實際的指針とを加へられたる名著である。</p>	<p>九州帝大 文科教授 松濤泰巖先生著</p> <p><b>學習心理と學習様式</b></p> <p>送料價 三・六〇</p> <p>□學習主義の根柢をなす學習心理を詳説し、教師中心より兒童中心への新思潮の基調を闡明された邦文唯一の良書である。 □兒童心理上より學習様式を分説し、學習の新指導法をも示されてゐる。</p>	<p>奈瓦女高師 教授 岩城準太郎先生著</p> <p><b>表現と鑑賞</b></p> <p>送料價 三・五〇</p> <p>□創作と批評、表現と鑑賞との二者を一に渾融して説いた文學の新作品觀である。 □現代文學の權威たる先生が永年練られたる新文章論である。□現代文學の研究者にとつては此上なき良參考書である。</p>
<p>東 京 大 阪 東 洋 圖 書 株 式 合 資 會 社 發 兌</p> <p>（直 接 註 文 手 取 扱）</p> <p>東 京 大 阪 市 南 區 安 堂 寺 一 丁 目 ・ 播 替 穴 三 九 五 五 六 番</p>				

# 東洋圖書の教育書

<p>版九</p> <p>奈良女高師 訓導 善遊の導</p> <p>山路兵一先生著</p> <p>送料 二六〇</p> <p>定料 二六〇</p> <p>尋一の學級經營</p>	<p>版二十</p> <p>奈良女高師 訓導 善遊の導</p> <p>山路兵一先生著</p> <p>送料 二六〇</p> <p>定料 二六〇</p> <p>尋一の學級經營</p>	<p>版三十四</p> <p>奈良女高師 訓導 善遊の導</p> <p>清水甚吾先生著</p> <p>送料 二六〇</p> <p>定料 二六〇</p> <p>各學年の學級經營</p>	<p>版三十</p> <p>東京女高師 教授兼主事 學級經營原論</p> <p>北澤種一先生著</p> <p>送料 二六〇</p> <p>定料 二六〇</p> <p>學級經營原論</p>	<p>版四</p> <p>富山師範附屬小學校著</p> <p>ホーム組織の學校經營</p> <p>送料 二六〇</p> <p>定料 二六〇</p> <p>ホーム組織の學校經營</p>	<p>版八</p> <p>奈良女高師前教育 福岡縣視學 制度の活用と學校經營</p> <p>花田甚五郎先生著</p> <p>送料 二六〇</p> <p>定料 二六〇</p> <p>學校經營</p>
--	---	---	---	---	--

□昭和時代の要求に適應せる學級經營書に兒童を善導し國家の要求せる國民教育の達成を目標とする學校經營の實際を詳説するの實際を詳説せる經營上の最良書である。

□澤柳先生の國民教育獎勵會より其功績を表彰され多額の奨励金を得られたる世界の初等教育會に誇るべき眞面目の研究書である。

□實績を収めつゝある實際的記録で昭和時代に即したる眞の學校經營法である。

□學級經營は實際教育の根本で成敗一つに此處に懸つて存するや論するまでもない。

□新學級經營の實際的方法を説くに其の心理的・教育的・社會的の根本原理を明かにし而も古きを顧み新しきに結べる良書である。

□二十年の訓導生活中學級王國の建設を以て其の信條とされた著者が、更に最近學習法の創始者としての體驗に基き最新の學級經營の理論及び實際を詳説された一大力作である。

□學校經營の効率のあがることとは一つに學級經營の如何に懸ることをまたぬ。

□本書は低學年經營に多年の體驗と独自の手腕とを有せらる先生が、兒童心身の基礎を觀念し環境の利用善化に努力せられたる唯一の良書である。

□遊びの善導は學校の家庭化であり家庭生活の繼續であり子供達の生長の繼續である。従來の岸に馬を乗りかけた様な激變生活の苦しみに代ふるに坦々の水平路を辿らしむるものである。

東京・大阪 東洋圖書株式會社發兌

（直接注文一取扱）大阪南區安堂寺一丁目・替替三九五六番

# 教育書は東洋圖書

<p>學校及學級經營の參考書</p>	<p>版三</p> <p>關西學院 教授 進歩的教育の諸問題</p> <p>砂川寛榮先生著</p> <p>送料 二六〇</p> <p>定料 二六〇</p>	<p>版五</p> <p>奈良女高師 幼稚園主事 幼稚園の理論及實際</p> <p>森川正雄先生著</p> <p>送料 二六〇</p> <p>定料 二六〇</p>	<p>版三</p> <p>立正大學 教授 「問題」の教育心理的考察</p> <p>千葉命吉先生著</p> <p>送料 二六〇</p> <p>定料 二六〇</p>	<p>版三</p> <p>野村研究所 教育所長 教育科學の諸問題</p> <p>大伴 茂先生著</p> <p>送料 二六〇</p> <p>定料 二六〇</p>	<p>版五</p> <p>東京帝大 教授 教育者と教育精神</p> <p>入澤宗壽先生著</p> <p>送料 二六〇</p> <p>定料 二六〇</p>
--------------------	---	---	--	---	--

□本書は教育の社會的方面の強調學校家庭の連絡進み行く教育の實相と之が對策を詳説せる必讀良書である。

□讀方に算術にテストに準備教育に幾多の新研究を詳説せる必讀の良書である。

□奈良女高師の勲任教授兼附屬幼稚園主事たる先生が、幼稚園の理論及實際を説かれた本邦唯一の書物である。

□内外の實際、古今の理論委しくこの一巻に收められてゐる。

□往年獨創學の樹立を叫び傳統の教育界に警鐘を打たれた先生は歐行茲に五年其の根本的研究を遂げて歸朝された。

□「問題」は獨創學の中心點であり自發學習の出発點である。

□行詰れる現代の獨斷・主觀の教育に置換へらるべき教育科學の測定・實驗・診斷につききり詳述せる本邦唯一の良書で特に直面せる教育界の最新目標を示すに教育科學の各分野に亘り日本の實際事例により例證してゐる。

□教育最終の問題は教師其の人の人格にあるとは千古不變の教育の根本問題である。

□この第一義諦につき斯界の權威入澤先生が現代教育者の進むべき本道につき其の蘊蓄を傾倒せられたる唯一の良書である。

東京・大阪 東洋圖書株式會社發兌

（直接注文一取扱）大阪南區安堂寺一丁目・替替三九五六番

東洋圖書教育書

<p>八版 奈良女高師 河野伊三郎先生著 <b>國語學習上の諸問題</b>とその解答 送料 二六〇</p>	<p>八版 奈良女高師 秋田喜三郎先生著 <b>國語讀本の縦斷的研究</b> 送料 二六〇</p>	<p>八版 奈良女高師 野中吉光先生著 <b>修身學習の根本と其の實際</b> 送料 二六〇</p>	<p><b>各科學習法の參考書及指導書</b></p>	<p>四版 奈良女高師 鶴居滋一先生著 <b>合科學習の其の一般化の研究</b> 送料 四三〇</p>	<p>五版 東京兒童の事 志垣 寛先生著 <b>新學校の實際と其の根據</b> 送料 二六〇</p>
<p>□凡そ國語學習上の問題となるべきあらゆる問題について多年研究された二千有餘の問を精選して一書とされた稀に見る實際中の實際である。下・中・上學年、形式、内容取扱上、各方面に亘つた具體事例集である</p>		<p>□國語讀本全十二卷を縦斷的に研究し、其精神、其美點其長所を徹底的に研究された。國語學習指導者の必須の書である。國語學習指導の根本は讀本研究にあるとの見解から形式内容共丹念に研究されてゐる</p>		<p>□奈良女高師に於ける合科學習の先驅者たる先生が新を街ふことなく、慎重に慎重を重ねて研究すること茲に數十年、初めて筆を執られたる力作で尋常一、二、三年程度の新教育集、新學校經營法の一權威である。</p>	
<p>東京・大阪 東洋圖書株式會社發行 （取扱手一文註接直） 目一丁一寺堂安内區南市阪大（取扱手一文註接直）</p>					

東洋圖書教育書

<p>七版 岡崎師範附屬小學校著 <b>生活深化の眞教育</b> 送料 二六〇</p>	<p>九版 奈良女高師前教育 福井三國小學校長 三好得惠先生著 <b>自發教育案と其の實現</b> 送料 二六〇</p>	<p>最新刊 奈良女高師 山路兵一先生著 <b>尋六の學級經營</b> 送料 二六〇</p>	<p>五版 奈良女高師 山路兵一先生著 <b>尋五の學級經營</b> 送料 二六〇</p>	<p>最新刊 奈良女高師 山路兵一先生著 <b>尋四の學級經營</b> 送料 二六〇</p>	<p>五版 奈良女高師 山路兵一先生著 <b>尋三の學級經營</b> 送料 二六〇</p>
<p>□天下の優良附屬たる岡崎師範附屬小學校が新を街はず奇に走らず努力又努力血と汗と熱と涙とを以て築き上げられたのが本書である。 □言々句々苦辛経験と拿さず體驗との結晶</p>	<p>□學習法を地方の一學校へ理想的に實施して我國未開の好成績を収めた實際実績である □現制度の下に實施し得る穩健著實な新教育法である。 □長くも攝政宮殿下の御台覽を賜ふ</p>	<p>□尋五六は學年系統線上の高學年部である。最早象牙の塔中の子供ではない。正に社會の實生活を唯一の生活場學習題材として生長しようとする子供たちである。 □又其の一舉手一投足は凡てそれ以下の子供たちにも何ものかの響をもち全校の學風を左右する彼等である。此の學年をよりよく指導することはいはゆる義務教育を完成する所以で本書は其の實際記録集である。</p>	<p>□尋五六は學年系統線上の高學年部である。最早象牙の塔中の子供ではない。正に社會の實生活を唯一の生活場學習題材として生長しようとする子供たちである。 □又其の一舉手一投足は凡てそれ以下の子供たちにも何ものかの響をもち全校の學風を左右する彼等である。此の學年をよりよく指導することはいはゆる義務教育を完成する所以で本書は其の實際記録集である。</p>	<p>□著者は學とき體驗に基づき各學年に亘つてその學級經營を完成された。 □尋三四は「遊びより仕事へ」入る學年である。本書は兎角等閑にし勝ちな此の中學年の學級經營を模範的に解決した良書である。 □健全なる社會の基礎をなすものは中産階級具眼の士は健全なる中産階級の振興に全力を注ぐと。尋三四は又實に學校内に於ける中産階級である。</p>	<p>□著者は學とき體驗に基づき各學年に亘つてその學級經營を完成された。 □尋三四は「遊びより仕事へ」入る學年である。本書は兎角等閑にし勝ちな此の中學年の學級經營を模範的に解決した良書である。 □健全なる社會の基礎をなすものは中産階級具眼の士は健全なる中産階級の振興に全力を注ぐと。尋三四は又實に學校内に於ける中産階級である。</p>
<p>東京・大阪 東洋圖書株式會社發行 （取扱手一文註接直） 目一丁一寺堂安内區南市阪大（取扱手一文註接直）</p>					

書圖洋東は書育教

<p>八版 奈良女高師 山路兵一先生著 定價 二・五〇 送料 〇・二六</p> <p><b>讀方學習活動</b> その實際と説明</p> <p>□先生が讀本中の各種文章を指導された實際を最も大膽に、赤裸々に叙述されたもので、児童學習力伸張の有様は、手に取るが如く明かにされてゐる。文章面白く、不知不識の間に讀方學習指導の眞髓を掴み得る。</p>	<p>五版 奈良女高師 河野伊三郎先生著</p> <p><b>學習本位國語讀本指導精案</b></p> <p>教材参照</p> <p>定價 卷一 〇・〇〇 卷二 〇・〇〇 卷三 〇・〇〇 卷四 〇・〇〇          送料 卷五 〇・〇〇 卷六 〇・〇〇 卷七 〇・〇〇 卷八 〇・〇〇          卷九 〇・〇〇 卷十 〇・〇〇 卷十一 〇・〇〇 卷十二 〇・〇〇</p> <p>□本書は我が初等國語教育の權威者たる河野先生が造詣深き文章感を基調とし、多年研究をつまみたる實際の尊き記録で、世間ありふれたる日案的時間配當のものとは全然趣を異にするものである。本書によりてこそ時代に順應せる國語教育の目的は達せらる。</p> <p>□文字文章の乾燥無味な傳統より脱し、強烈な國民精神を培ひ、豊潤な民族的情緒を養ひ、國語教育を眞人教育にまで引上げるのが本書である。</p>	<p>五版 奈良女高師 山路兵一先生著 定價 三・〇〇 送料 〇・〇六</p> <p><b>綴方の自由教育</b></p> <p>□分析分析を旨とせず、生活其のものに即して建設された新しき綴り方學習指導法で、學習法の原則の上に築かれた自由綴り方法である。著者多年の思索を、児童の伸びがて行く事實を借りて巧みに表現されてゐる。</p> <p>□文部省の根本方針に基き、硬毛兩様共に文字は形を主とし、實用を主眼として其の書法の詳細に亘り述べてある。</p> <p>□材料は書方手本の全部に就いて硬毛兩様の説明指導を詳記せる外補充材料を加へてゐる。</p>	<p>三版 奈良女高師 大塚治六先生著 定價 一・〇〇 送料 〇・〇八</p> <p><b>硬毛書方の指導書 第一</b></p> <p>□特徴 (1)安價 (2)頁數多い (3)繪表紙 (4)基本・練習・應用文字とを別 (5)手本文字、渡書文字を青色となす (6)隨意練習、視寫、臨寫、自運の欄を置く (7)書方手本、國語讀本と連絡を取つた優良書である。</p>	<p>重版 奈良女高師 岡本清徳先生編 第一用 〇・三三 (見本) 送料 〇・〇三</p> <p><b>鉛筆書方練習帖</b></p>
--	--	---	--	---

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大替振・目丁一町寺堂安内區南市阪大 (扱取手一文註接直)

書育教の書圖洋東

<p>六版 奈良女高師 塚本 清先生著 定價 四・八〇 送料 〇・三〇</p> <p><b>最新算術學習指導法</b></p> <p>□メートル法、實驗實測、空間教授の取扱、代表的取扱等の新問題を初め算術心理など他書に求め得ない新方面まで開拓されてゐる。著者は頭腦明晰、博學を以て、開え徹底的意見と、指導方法の妙とを有する新人である。</p>	<p>六版 東京高師 佐藤良一郎先生著 定價 二・五〇 送料 〇・〇六</p> <p><b>算術教育新論</b></p> <p>□算術に關する参考書多しと雖も本書の如く根本原理より實際に及ぼせるものは少い。各學年の教材配當はアメリカ、イギリス、フランス、ドイツの例を取り、算術遊戲の諸種を引例し、メンタルテストを詳解せる等は本書の特色である。</p>	<p>六版 奈良女高師 清水甚吾先生著 定價 三・三〇 送料 〇・〇三</p> <p><b>算術自發學習發展の實際</b></p> <p>□算術教育界の權威清水先生の獨創的體験的研究で、前後八ヶ年心血傾注の結晶である。就中上學年尋四以上の指導法・學習發展の實際を示され、その自發學習指導に解決を與へ、更に下學年との連絡を詳述された良書。</p>	<p>四版 東京女高師 岩下吉衛先生著 定價 二・六〇 送料 〇・〇六</p> <p><b>算珠教授</b></p> <p>□日用算としての算珠が實用的効率の大なることは世界的に誇るべきものである。</p> <p>□本書は多年算珠の研究と教授とに獨特の地歩を有せられる先生が、最近適切な獨創的一新體系を立てられたものである。</p>	<p>八版 奈良女高師 梶井 弘先生著 定價 二・六〇 送料 〇・〇六</p> <p><b>國史學習の根本及其の實際</b></p> <p>□學習主義に基き多年研究された體験より歸納された、獨特の國史學習法を詳述されてゐる。□講演式、注入式、舊教授法を捨てて創作的學習法を樹立されて既に刻々効を收めつつある實際的記録である。</p>	<p>七版 奈良女高師 梶井 弘先生著 定價 二・六〇 送料 〇・〇六</p> <p><b>國史學習上の諸問題と其の解答</b></p> <p>□本書は前著國史學習の根本及其實際をよりよく徹底する爲に、具體事例を附した名著。尋常高等四ヶ年に亘る國史の資料學習指導の趨歸を明かにし、國民精神の涵養民族的純情の陶冶を力説された良参考書である。</p>
---	---	--	--	--	---

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大替振・目丁一町寺堂安内區南市阪大 (扱取手一文註接直)

書圖洋東は書育教

刊新最	版四	版七	版四	刊新	版八
東京高師 青柳善吾先生著 送料 定料 二・五〇 二・六〇	奈良女高師 神戸伊三郎先生著 定料 送料 五・五〇 五・六〇	奈良女高師 大浦茂樹先生著 定料 送料 三・五〇 三・六〇	奈良女高師 神戸伊三郎先生著 定料 送料 四・五〇 四・六〇	東京高師 齋藤英夫先生著 定料 送料 各三・〇〇 三・一〇	奈良女高師 清水甚吾先生著 定料 送料 二・六〇 二・七〇
音 樂 教 育	理 科 學 習 各 論	理 科 學 習 指 導 實 錄	理 科 學 習 原 論	體 驗 新 地 理 書 學 習 指 導 精 說	地 理 學 習 指 導 法 精 義
□本書は先生の音楽教育に関する力作で著書 の先生多年御研究の唱歌教授法に音楽教育に 關するあらゆる御意見は悉く本書に收めら れてゐて本邦音楽の權威である	□指導案が各材料毎に詳述してある。 □教材を精選し細微な點まで明かにしてある □各課に互り(1)選題の要旨(2)學習の全眼點(3) 學習用具(4)學習準備(5)教材の内容(6)指導法 及び學習發展の狀を詳述せる斯界の名著	□學習主義に基き理論と實際を巧に取合せ、 實際の立場から理論を顧み、理論に基いて 實際を眺めた穩著實の實際的著書である □月並の問題を他書に譲り實際に觸れたる點 のみを力説された良書である	□本書は先生が多年實際に子供を指導せられ た體験の結晶で多くの指導例をあげ加ふる に自然科學の本質を明かにし理科學習の秘 庫を開かれたものである □先生は本書に蘊蓄と研究の總てを注がれた	□本書は地理學習の指導と材料の精説との兩 方面に互り詳説せられた最新最良書である □本書は文部、内務、農林、商工等の各省に つき嶄新にして得難き材料を蒐集詳説して 新時代の地理指導につき活資料を提供す	□著書が福岡師範以來二十年の間専ら研究さ れたる地理教授を經として最近研究された る學習法を粹としてその蘊蓄を披瀝された る名著である。□地理と算術とは著者の最 も得意とされる所で定評あるものである

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪内替振・目丁一町寺堂安内區南市阪大 (扱取手一文註接直)

書育教の書圖洋東

版五	版四	版々重	版々重	版五	版四十二
東京高師 寺谷朝藏先生著 定料 送料 二・八〇 二・九〇	奈良女高師 川口英明先生著 定料 送料 二・六〇 二・七〇	奈良女高師 幾尾 純先生著 定料 送料 〇・六〇 〇・七〇	奈良女高師 幾尾 純先生著 定料 送料 〇・四五 〇・五五	奈良女高師 幾尾 純先生著 定料 送料 二・五〇 二・六〇	奈良女高師 幾尾 純先生著 定料 送料 二・五〇 二・六〇
改正要 目標準 小學校 指導書	體 育 學 習 の 實 際	幾 尾 式 教 師 用	本 譜 幾 尾 式 カ ー ド	體 驗 小 學 唱 歌 の 指 導 書	私 の 唱 歌 教 授
□改正要目に準據し各學年別に體操、教練、 遊戲、競技の全部に互り生理的、解剖的、心 理的解説と其の指導法とを詳述せる良書。 □體操については號令の掛け方より運動量の 多少、遊戲については其の解説を詳述。	□舊來の體操を體育と改稱して其の範圍を擴 め受動的の教授を發動的の學習となし、一 齊的劃一的のものなりしを個別的に兒童本 位に迄進めて獨自學習を新設した、學習主 義に基き體育學習の實際の新生面である	□本書は第一に兒童作曲法を載せて平易に其 の手解きをされてゐる。□第二に先生の 教へる手になる兒童作曲模範集を載せて ゐる。□第三に「本譜練習幾尾式カード」 を以て參考に載せてある	□一名本譜ヨメルと稱し、本譜の讀譜力、 記譜力養成の良カードである。 □幾尾式唱歌教授の秘訣は、本書であつて、 唱歌教授成功への鍵である	□本書は先生が二十餘回生徒に教へられた事 實の記録に洗練又洗練を加へられたエキス である □理論の方面はその學習上の諸問題を實際的 取扱中に巧に具體化して織り込まれてゐる	□我國唱歌教授界の第一人者を以て誰もが許 す幾尾先生の唯一無二の力作は即ち本書で ある。□御創始の本譜教授法、獨特のタ クト法、新しき作曲指導法等悉く寫眞、凸 版を以て説明されてゐる

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪内替振・目丁一町寺堂安内區南市阪大 (扱取手一文註接直)



# 書圖洋東は書育教

<p>東京市 藤本光清先生編                  改正要目標準 <b>小學校體操教程</b>                  定價 一〇〇〇                  送料 〇〇〇</p>	<p>奈良女高師 新井つた女史著  <b>教育ダンス</b>                  定價 二〇〇                  送料 〇〇〇</p>	<p>奈良女高師 裁縫研究會著  <b>體育としての薙刀</b>                  定價 二〇〇                  送料 〇〇〇</p>	<p>奈良女高師 裁縫研究會著  <b>裁縫精義 單衣篇</b>                  定價 二〇〇                  送料 〇〇〇</p>	<p>大阪府立 清水谷高女 結城親學先生著  <b>可愛らき女子供服の縫方</b>                  定價 一〇〇                  送料 〇〇〇</p>	<p>大阪府立 清水谷高女 結城親學先生編  <b>メートル裁縫</b>                  定價 二〇〇                  送料 〇〇〇</p>
<p>□ 教程は體操科死活の鍵、従つて本書は改正要目活用の寶典である。                  □ 本書は各學年十一種計八十八種の教程を其難易と運動量を考慮し編述せるものである                  □ 實際指導に至便な携帯用の珍書。</p>	<p>□ 尋一から高女まで五十七種、寫真凸版百餘を挿入して懇切に説明し樂譜三十餘種を添へてある。                  □ 種類の多いダンスの中で獨りこの教育ダンスのみが學校に取入れられ且生涯實行さるべきものである。</p>	<p>□ 最も皇后陛下の台覽を賜ひたる鏡心流薙刀の開祖が其眞髓を記録されたものである                  □ 最も困難なる形の説明に百五十有餘の寫真を用ひ誰人にも其の要領を會得し得る様にされてゐる。</p>	<p>□ 本書は總ての方面に亘り精密なる説明と多くの圖解とを用ひて専ら習者の理解に便した日本一の最高最良の参考書である。                  □ 本書には又大幅物裁方を多く加へ且用布節約の爲に經濟裁をも記載してある。</p>	<p>□ 和服裁縫の力を利用し □ 自分で裁てる                  □ 獨りで縫へる □ 手縫で出来る様、親切に説明した其参考書！                  □ 色刷全圖二十四、説明圖壹百有餘。                  □ 洋服裁縫教授の参考書！</p>	<p>□ 和服裁縫に必要なメートル法の寸法を悉く集め本裁四ツ身から一ツ身羽織、袴、褌等々の裁ち方を悉く圖を以て示し、誰でもメートルの寸法で裁縫が出来る様に説明した其書！                  □ 小學校、女學校の裁縫科生徒用に妙</p>

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東  
 番六五五九三版穴替攝・目丁一町寺堂安内區南市阪大（扱取手一文註接直）

# 書育教の書圖洋東

<p>奈良女高師 横井曹一先生著                  教諭兼訓導 <b>手工學習原論と新設備</b>                  定價 二〇〇                  送料 〇〇〇</p>	<p>奈良女高師 横井曹一先生著  <b>兒童藝術 粘土彫塑と木彫</b>                  定價 一〇〇                  送料 〇〇〇</p>	<p>東京女高師 山形 寛先生著                  訓導兼教諭 <b>最新手工教材 きびがら細工</b>                  定價 二〇〇                  送料 〇〇〇</p>	<p>奈良女高師 石澤吉磨先生著  <b>家事學習上の諸問題</b>                  定價 三〇〇                  送料 〇〇〇</p>	<p>東洋圖書株式合資會社編  <b>各科學習指導案實例集</b>                  定價 三〇〇                  送料 〇〇〇</p>	<p>奈良女高師 塚本山路 清水井井先生共著                  女高師 鶴居 神戶 横井 幾尾 先生共著  <b>學習各科批評眞髓</b>                  定價 二八〇                  送料 〇〇〇</p>
<p>□ 手工教育の全體に亘り其の本質を明かにし新時代の新手工を詳述した其書である。                  □ 手工の再興時代に際し新手工の指導細目、指導法を具體的に示し加るに新手工の理想的經濟的新設備の實例と費用を示してゐる</p>	<p>□ 學習主義に基く兒童生活の立體的表現なる手工指導の新指針である。手工教育の根本的改革的叫であり否先驅的實際的記録で兒童の作品、著者の作品など數多寫真を以て載せられてゐる。</p>	<p>□ きびがら細工は手工教材の革命兒である。本書はきびがら細工の創始者山形先生の苦心研究なる唯一の眞書である。                  □ 作品六十餘圖の挿畫は實物其儘の藝術味と雅致を有す。其の製作説明一々頗る懇切。</p>	<p>□ 先生は斯界に於ける我が國の權威で其の深き造詣と廣き研究とは周知の事である。                  □ 本書は先生が家事學習の各方面大小幾多の事實問題につき詳細懇切なる解決を與へられたもので家事學習上類例なき眞書である。</p>	<p>□ 學習主義の教育は今や全世界を風靡す。                  □ 本書は東京女高師・東京兒童の村小學校・奈良女高師の代表的三學校三十有七名の先生が各其の得意とされる各科の學習指導案を詳記されたる實際的實例である。</p>	<p>□ 全教育會を風靡した學習法につき最後の斷案を下したもので眞に學習法の精華である                  □ 學習法につき内外表裏の觀察と其の妥當なる批判とを詳説し何人にも之が運用の妙を一讀明瞭ならしめたものである。</p>

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東  
 番六五五九三版穴替攝・目丁一町寺堂安内區南市阪大（扱取手一文註接直）

# 書圖洋東は書育教

<p>版五 學習指導研究会編 本學習位尋一教育資料大集 定價 六五〇 送料 〇二四〇</p>	<p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px;"><b>學生參考書其他</b></p>	<p>刊新最 第二高等教授 佐藤 充先生著 東北大講師 教育等物 定價 各 四〇〇 送料 各 〇二〇〇</p>	<p>版六十 愛知一中 中山久吉先生著 問題最新 定價 一、三〇〇 送料 〇、三〇〇</p>	<p>刊新最 東京高師 佐藤良一郎 山本政治 鍋島信太郎 松尾正夫 四先生共著 模範代數講義 定價 各、八〇 送料 〇、六〇</p>	<p>版十 清水英一先生著 數學史物語 定價 二、五〇〇 送料 〇、一六〇</p>
<p>□本書は弊社編輯部が各高師編輯顧問指導の下に編纂せる一大力作で、尋一教育に屬するあらゆる資料を蒐集し加ふるに其の取捨法につき詳述せるもの眞に初等教育家座右の友として至便なる一大寶典である。</p>		<p>□從來の高等物理學は尨大で讀み難く要領得がたく又高價であつたが本書は讀み易く要領得易く又廉價である。□内容には最新發達の部面を詳述し又索引並に復習問題を特設し大學受験文檢受験用に便してある。</p>	<p>□必勝合格の鍵、實力鍛練の捷徑の最良書として化學全體を問題と模範答案との形として最も高率に學習整理に便ならしめた。□過去二十ヶ年の高校専科入學試験問題を基調とし最近五ヶ年の問題に付新傾向を示す</p>	<p>□代數學講義の最高權威書—學科の本質と指導の玄妙とを極められた先生が最深の注意を拂ひ極めて平易に系統的に詳解せられたる良書。□代數を初めて學ぶ人、既に學びたる人の學習復習整理の好伴侶である。</p>	<p>□無味乾燥の算術に興味を添へ情味を加へ算術好きにするは數學史にしくはない。□本書は數學の發達及び發明發見につき極めて興味深く書いたもので數學を授くるもの學ぶ者の必讀良書である。</p>
<p>兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東 番六五五九三阪大替振・目丁一町寺堂安内區南市阪大 (扱取手一文註接直)</p>					

# 書育教の書圖洋東

<p>刊新最 宮道馨先生著 理化學史物語 定價 二、五〇〇 送料 〇、一六〇</p>	<p>版六 白井繁太郎先生著 東洋史物語 定價 各、四〇〇 送料 各、〇、六〇</p>	<p>版三 東洋大學教授 小林好日先生著 國語現代詩鑑賞 定價 二、五〇〇 送料 〇、一六〇</p>	<p>版二十 奈良女高師 前教官 永田與三郎先生著 新聞記事を経済の話を 定價 二、三〇〇 送料 〇、二六〇</p>	<p>版六 關西學院 教授 砂川寛榮先生著 實力學生新學習法 定價 〇、〇六〇 送料 〇、〇六〇</p>	<p>刊新最 奈良女高師 前教授 錦織竹香先生著 古服裝の研究 定價 三、五〇〇 送料 〇、三〇〇</p>
<p>□本書三十章に收めた物語は重要にして興味あり而も日常生活に關係の深いものばかりで平易に人物本位に歴史的に述べた良書。□尙卷末には最新世界理化年表として大小の發明發見の物語が年代的に纏めてある。</p>	<p>□世界最古の文明を産んだ東洋の歴史—現代文化の源を明にすべき通俗の良書である。□史實に立脚して興味深き物語體とし適切な年表を加へて錯雜せる事件を明瞭にし我が國史と比較對照せる一大良書。</p>	<p>□文學は人生の餘技ではない人生其のもの、表現であり人間の批判であり人生の省察である。□本書は詩の味ひ方新體詩自由詩民謡童謡短歌泰西名詩篇の研究等現代詩のあらゆる方面に研究を及ぼした良書である。</p>	<p>□朝日新聞、毎日新聞の經濟欄を寫眞として引用し、獨特の方法にて通俗的に説明され經濟入門書として之に勝る書なしとの定評あり。□悉く著者の體驗を教育的の說明振りをして以てした比類なき良書である。</p>	<p>□競争激甚の今日眞の學習法を會得し全我を伸すものが最後の勝者である。□本書は新教育の精神を如實に示された良書で此を會得せば誰人も自ら伸び自らたる獨學生勉學指針たるのみでなく處世の必讀書</p>	<p>□本書は新界の權威錦織先生の苦心努力になる本邦唯一の服裝に関する名著で我が國太古より現代に至る服裝の總てを網羅し出典正しき數十の挿畫は一目記事を明かにし裁縫歴史の研究家庭學校の良參考書である。</p>
<p>兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東 番六五五九三阪大替振・目丁一町寺堂安内區南市阪大 (扱取手一文註接直)</p>					

# 教育書は東洋圖書

<p>大阪船場 上島直之先生著 最新 <b>歐米教育の實際</b> 送料 二・六〇</p> <p>京大 小西重直先生序、青木文子女史抄譯 <b>母より先生へ</b> 送料 二・五〇</p> <p>奈良女高師 池田こぎく先生著 <b>私の教育記録</b> 送料 二・八〇</p> <p>東洋圖書株式 永田興三郎編 合資會社社長 <b>大初等教育史上に残る人々とその苦心</b> 送料 二・五〇</p> <p>奈良女高師 須山法香齋先生著 <b>花の活け方</b> 送料 一・〇〇</p> <p>奈良女高師 秋草ちか先生 共著 中原イネ先生 <b>作法實習記録</b> 送料 二・五〇</p>	<p>前奈良女高師教諭たりし先生が、先に命により親しく英・米・獨・佛に遊學され専ら其初等教育、補習教育の實際を研究されたる結果を公にされたるもので、其の精細と深淵とを極めた點に於て他に例を見ない。</p> <p>譯者青木夫人は母となる前後子供の問題についてこの原著ほど暗示と關連とを與へたものはありませんと申してをられる。</p> <p>小西博士は子供を眞の子供にまで育てあげることの情熱の巨火であると推獎してをられる。</p> <p>教育の根本態度に初まつて、教育上の改革方針と其の實例とを獨特の名文を以て示され。更に其體験されたる合科學習の實際を丹念に記録されてゐる。言々句句何物かを暗示する力の満ちた名著。</p> <p>明治の模倣を脱却し學習主義教育の殿堂を開いたのは幾多實際家の努力の賜である。本書記する二十餘家の表面華々しき成果の裏面には慘憺たる苦心を秘めてゐる。此學敬すべき記念塔は後進者指導の無二の良書讀直接指導を受くると異なる所がない。</p> <p>華道の極致たる投入と盛花の基礎について一々雅趣横溢せる挿畫と對照説明せる良書</p> <p>本書は先生が奈良女高師を始め數多の女學校にて教授された實際を書かれたもので讀直接指導を受くると異なる所がない。</p> <p>我が國古來の崇高優雅な作法中特に古典的代表たる本膳の饗應につき一々詳細な寫眞により一目瞭然たらしめたものである。</p> <p>本膳饗應の什器を初め進撤の次第、食事の作法・献立・料理法のすべてを詳説す。</p>
--	---

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東  
番六五五九三版内替振・目丁一町寺堂安内區南市阪大（扱取手一文註接直）

# 皇族殿下の賜覽

文部省御認・定 著溪會御推獎  
兒童讀物の一

日本一を期したる學習資料兒童參考書—內容充實して平易體裁優美にして堅牢

學習資料  
**百科全書**

<p>奈良女高師前教諭 及川久太郎先生著 <b>兒童の物理學</b></p> <p>奈良女高師前教諭 及川久太郎先生著 <b>兒童の物理學</b></p> <p>奈良女高師前教諭 及川久太郎先生著 <b>兒童の化學</b></p> <p>奈良女高師前教諭 及川久太郎先生著 <b>兒童の電氣學</b></p> <p>奈良女高師前教諭 及川久太郎先生著 <b>兒童のラヂオ</b></p> <p>奈良女高師前教諭 仲本三三先生著 <b>兒童の數學(幾何篇)</b></p> <p>奈良女高師前教諭 仲本三三先生著 <b>兒童の數學(代數篇)</b></p> <p>奈良女高師前教諭 仲本三三先生著 <b>兒童の數學(算術篇)</b></p> <p>奈良女高師教授 木枝増一先生著 <b>兒童の國文學</b></p>	<p>錢十料送・錢拾八圓壹 册各價定</p>
--	------------------------

一名兒童百科全書と稱し、逐次各科に亘りて刊行、一冊にても良書揃へば尙良書

兌發 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東  
番六五五九三版内替振・目丁一町寺堂安内區南市阪大（扱取手一文註接直）

ITIX42

# 皇族殿下の賜台覽

文部省御認一定・茗溪會御推獎  
兒童讀物の一オリチ

## 學習資料 百科全書

日本一を期したる學習資料兒童參考書—內容充實して平易體裁優美にして堅牢

一名兒童百科全書と稱し、逐次各科に亘りて刊行、一冊にても良書揃へば尙良書

奈良女高師教授 神戶伊三郎先生著	兒童の植物學
奈良女高師教授 神戶伊三郎先生著	續兒童の植物學
奈良女高師教授 神戶伊三郎先生著	兒童の動物學
奈良女高師教授 神戶伊三郎先生著	兒童の昆蟲學
奈良女高師教授 神戶伊三郎先生著	兒童の鑛物學
奈良女高師教授 桑野久任先生著	兒童の生理學(榮養編)
奈良女高師教授 桑野久任先生著	兒童の生理學(活動編)
奈良女高師教授 西田與四郎先生著	兒童の地文學
奈良女高師教授 清水半吾先生著	兒童の天文學

錢十料送・錢拾八圓壹 冊各價定

發兌 社會資合式株書圖洋東 阪大・京東

番六五五九三阪大替振・目丁一町寺堂安內區南市阪大 (撮取手一文註接直)